

# 財団法人暹羅協會々報

第二號

昭和十一年二月

贈呈

昭和十一年二月

財團  
暹羅協會  
報  
第二號

財團  
暹羅協會



## ○暹羅内閣々員の異動

過般暹羅國政府閣員中に異動行はれ二月十二日に左の通り正式任命あつた趣入電に接した。

國務總理、陸軍大佐	Phya Bahol Balabeyuha Sema	留任
内務參議、海軍少佐	Luang Dhamrong Nava Svasti	前無任所參議、前内閣書記官長、内務參議
大藏參議	Phya Jaiyos Sompatti	前大藏省會計検査局長
外務參議	Luang Padiit Manudharn	前内務參議
國防參議、陸軍大佐	Luang Bipul Songgram	留任
經濟參議、陸軍大佐	Phra Boribhandh Yuddhakich	前陸軍經理局長
司法參議	Chao Phya Mahidhorn	司法官出身、元内大臣
文部參議、海軍大佐	Luang Sindhur Songgram-Jaya	留任
農務參議、陸軍大佐	Phya Riddhi Aganay	前内務省行刑局長

法財 暹羅協會々報 第貳號 目次

暹羅新聞の論調報告

- 一、昭和十年九月十八日及廿日發行暹字紙「ネインヨン」所載東洋民族の親和を熱望す……………一
- 二、昭和十年九月廿七日發行暹字紙「イサラ」所載暹羅と國際聯盟……………六
- 日暹關係に關する新聞記事昭和十年九月三日發行上海「ノースチャイナ デーリ ニュース」……………七

資料 欄

- 暹羅國の憲法……………一八
- 暹羅國主要法點編纂事業の完成……………二九
- 日本國暹羅國間通商航海條約……………三一
- 暹羅人學生に與へらるゝ外國獎學資金……………三四
- 暹米輸出貿易……………六一
- 雜報欄……………六二
- 駐日暹羅公使の帝國陸軍招待晚餐會……………七五

○暹羅に於ける日暹協會の設立	壹
○暹羅の棉作	七二
○松島大使講演會	七二
○日本商工會議所暹羅協會より暹羅國へ映畫「産業日本」寄贈	七三
○「來朝暹羅人民代表議員の日本觀察談」	七四
○暹羅國內務參議謁見仰付けらる	七九
○暹羅國內務參議「ルアン プラディット」氏の來朝	八〇
○協會開催の暹羅內務參議歡迎觀劇會	八二
○日本商工會議所日本經濟聯盟會聯合主催の內務參議歡迎晚餐會	八三
○暹羅國ピア バホン首相の辭職説	八七
○徳永鐵道技師の渡暹	八八
○經濟使節團の暹羅訪問	八九
○協會理事會其他	九〇
○岡部本協會理事長陸軍政務次官に就任	九二

○本協會新入會員	九二
○會員 訃 報	九二
○書籍其他の寄贈	九三
○暹羅關係人事	九三

附 録

○訪日暹羅舞踊團引率者の日本に関する「ラヂオ」放送講演	一
○「代議士の日本視察日誌」	一五
○南部亞細亞視察談	四八

會報 第貳號

暹羅新聞の論調報告

一、昭和十年九月十八日及同廿日發行暹字紙「ネイション」所載

註 暹字新聞アラチャート紙(英語ネイション)は九月十八日及廿日の兩日に亘りて東洋民族の親和を熱望すと題する長文の論説を掲げた其の要點は(一)日支兩國間に友好關係の回復を見る能はざるが如くんば東洋の親和と發展は期待すべからざることを、(二)暹羅國の在暹華僑教育問題に關する政策は自衛上の絕對必要に基くものなること並に(三)暹羅は東洋の先覺者指導者として日本との親善關係を歓迎するが日本が支配者の地位に立ちて東洋諸國に臨むが如きは其の欲する所にあらすと云ふにあり殊に右第三の點に最も重點を置くが如く而して其論述中に「日本は支那の侵略者であつて支那は日本の侵略者でない」といひ或は「西曆一九一〇年日本が支那の手から朝鮮を割取した」杯の暴言を用ゐる邊り毫も日本の對露支近世外交の真相を理解せず徒らに自己の狹隘なる獨斷を以て日本の正當の立場を歪曲した嫌が多分にある乃至滿洲問題に關しても單に其表面に顯はれた皮相の事相のみに囚はれて其裏面に流るゝ深刻なる必然性並に其眞因に關し所謂眼光紙背に透徹する底の觀察力を缺くこと夥しきものあり支那の大乗的覺醒及其自力誕生に依て衷心より支那政局の安定を切望する外何等の他意なき我日本朝野一致の眞意を洞察すること能はざるネイション紙に對して吾等は誠に限りなき遺憾を禁じ得ぬ況んや吾等日本民族は其朝にあると野に在るとを問はず暹羅國民に對しては全幅の同情と敬

愛の念を以て一意専心其國運の隆盛發展を希望し之が爲めにはあらゆる援助協力の手を伸ばし一日も速かに暹羅が産業に教育に軍備に著々として發展擴大強化を遂げ而して人口に於ても願くば三四十萬を包容してやがて亞細亞東南の一角に於て居然たる一大強國となるの日を翹望し居る日本民族として暹羅國民に對し「ネイション」紙の如き暹羅に於ける最も有力なる指導的勢力を有する新聞紙が斯かる狹隘なる獨斷的見地を持して徒らに友邦の眞意に猜忌を抱くが如き態度を表示するは偶々友邦をして失望せしむる外何の効もないことを切言したい、吾人は「ネイション」紙ともあらうものは今少し、眼界を廣くし潤達明期の氣手を以て列國の内果して何國が眞に暹羅の強大を希望するやを識別し雄々しく力強く新興暹羅の國運を指導せんことを望んで已まぬ。

### ○昭和十年九月十八日及廿日發行暹字紙「ネイション」 所載「東洋民族の親和を熱望す」

近時支那に於ては、一般新人の間に「盲目的なる愛國」主義が旺盛である、被侵略者たる支那に於て「盲目的なる愛國」主義の勃興を見ることは或程度迄首肯せられ得るところであるが、之を世界平和維持の見地から見れば「盲目的なる愛國」は斷して稱揚す可きものでない、盲目的なる愛國は排他と誤解に國民を導き、其の究極する所、經濟的及武力的衝突の原因となる、支那は國民教育に於て、對日憎惡挑發の方針を採つた、尤も屢次日本の抗議に依りて漸くそれは廢止されたけれども、排日の根柢尙甚だ固きものがある、吾人は東洋の結束を固むる爲めに斯る憎惡の念を根絶して相互親和を喚起せねばならぬ。

暹支兩國の關係は一般的に云はば親善淺からざるものがある、多年來培はれたる兩國の親和は堅く兩者を結合せしめて居る、今日多少の不快や障礙があつてもそれは誤解から生ずるものに過ぎぬ、例へば支那人は暹羅が何故に在暹華僑學校に干渉せねばならぬかを能く了解して居らぬ、元來各國の國民の教育を監視するは各國政府の權利にして又その責任である、支那人たるもの此事を忘れてはならぬ、暹羅の教育令は決して支那人壓迫の爲めの法規でなく、暹羅人の權利及責任として、暹羅國の生命を防衛する爲めの法規である、而もそれは暹羅國自身に專屬する内政事項である、在留支那人の數は暹羅國全人口の五分の一を下らず其の經濟と政治の根柢をもゆるがすに足るものなる事實を忘れてはならぬ、抑も教育は最も重要な文化事業で、而して文化は各民族を特徴づける力である、侵略は必ずしも武器のみに依るを要せない、一民族が其の文化を以て他民族を侵略することも出來得るのである、數に於て非常なる優勢を占むる在暹華僑は、其の多數の學校設立によりて、暹羅國を文化的に覆滅するの可能性がある、故に暹羅國は其の生命を防衛する必要の爲めに、教育問題に就て支那に讓歩する事は出來ない、寛厚にして平和を愛する支那人たるものは教育問題に關する暹羅の衷情を諒とす可きである、暹羅の教育法規が多少華僑學校の自由を制限することありとも、之れなきに於ては暹羅の生命が脅かされるのである、教育の自由と國家の生命と何れか重きかは問題で無い、支那人が此の理に醒めて暹支親和の維持増進に努力せられんことを冀望せざるを得ぬものである。

轉じて日本を一瞥するに、日本民族は驚異的な發展を遂げたのである、日本の發展は東洋の政治關係に多少の困難を惹起した、日本は東洋の先進國であり、又東洋民族の指導者でもある、日本は黄色人種の爲めに其の針路を示した、東洋民族は劣等民族にして自然消滅の運命を有するものなりとの誤解を是正したのは日本である、日本は東洋民族としての信念を吾人に與へたのである、正を踏んで精進するとき、東洋人と雖も白人同等の眞價を發揮し得るものなること、實例を示したのは日本である、予は東洋人の名に於て、又予自ら東洋人として、日本の大々的勝利に對して拍手喝采

するものである。

乍併斯る光輝ある舞臺の裏に深き悲哀觀が吾等東洋民族にとりて現はれた。予をして親善と平和の名に於て直言するを許され度し、日本の一部階級は全東洋民族の要望せざる方面に日本の隆盛を濫用して居る。此階級は日支人間の親和の爲めの正當なる努力を拂つて居らぬ、日本と支那は東洋の二大勢力であるが、相似の文化を有する此の兩國民が相親和することが出来ぬならば、日本と爾餘の全黄色人との眞の親和を企圖することは極めて困難の業であると云はねばならぬ、前世紀末以來日本と支那とは絶えず争鬪を反覆し來つた、正義の眼を以て之を全般的に言へば、日本は支那侵略者であつて、支那は日本侵略者でない、西曆一九一〇年日本が支那の手から朝鮮を割取したのは日本の生命防衛の爲めに政治上の正義と言ひ得るであらう、乍併西曆一九一五年歐洲戦争の機會を捉へて支那に二十一ヶ條の要求を突付けたことに付ては日本は果して辨解の辭があるであらう乎、此の二十一ヶ條の要求は今以て支那全國民の日本憎惡の因を爲して居る、然るに其後復又兩國の間には一大深淵が出来上つた、佛曆二四七四年日本は支那から滿洲を割いて茲に滿洲國を建設した、滿洲の不穩情態と露西亞勢力侵入の恐怖とは幾分か政治的理由と看做し得ないでも無いけれども、之を親善、平和、正義の方面より論ずれば、滿洲を占領して此處に種々の事業を興して干渉するの權利は日本に無い筈である、西曆一九〇五年日本は露西亞との戦争に勝つて以來經濟上軍事上の日本の勢力滔々として滿洲に流込で勢力擴張の基礎を築上げた、それは恰も東印度商會が印度を金縛にして英國に引渡したるに髣髴たるものがある、滿洲を縛り上げた日本は滿洲の一部なりとの理由の下に熱河をも縛り上げた、斯くて熱河省に於て日支は絶えず衝突するに至つた、正直に言へば日本の一部階級の行動は日支親善に不良の結果を齎らす過激の行動と云はねばならない。

東洋の進歩向上の見地よりすれば、日本は宜しく其の實力を東洋諸民族の誘掖補翼の爲めに用ひ可きである、東洋支配

の爲に利用してはならぬ、吾人の欲求するものは友誼であり、平等である、吾人は主人を求めて居らぬ友人を求めて居る、亞細亞の諸民族は日本の友誼を望むも、一人としての日本の支配を願ふものはない、多くの日本人は能く之を了解して居る、只權力に憧れる、日本國內の一派は此の正當なる政策を逸脱するものがある、若し日本が今日東洋民族特に支那人に對し同情政策を採用するならば兩者反目の原因を刈除することは易々たるべきのみ、去四月日本軍の飛行機が支那官憲の許可を得ずして北京の上空を數時間飛翔した事實がある、右は何等軍事上の目的を有せず、北京見物の希望を以て越境したるに過ぎぬとのことであつたか夫れは不條理極まるものである、假に露支の飛行機が國境を越へ東京を見物したりとすれば日本は之を何と云ふであらうか、若し日本が斯の如き小事件の發生を抑止するに努力しないならば日支間の友好關係回復は到底困難を免かれぬであらう。

多數の日本人の内には白人を東洋より驅逐し日本自ら東洋を支配すべしと主張するものが少くない、此の主張は東洋の平和及進歩の爲に好影響を齎すべしとは認められぬ、白人勢力の驅逐に就ては爰に論ずるを止めるか、若し日本人にして獨立諸民族の欲せざる日本に依る東洋支配を主張實行せむとするならば東洋に於て流血の慘事絶ゆることなかるべし、何となれば彼等は獨立を熱愛し他國の支配を惡むからである、モンロー主義即ち特權的支配は東洋に適するものでない、東洋には完全なる獨立國たる諸舊國がある、現に獨立を失ひ居る諸民族も之れが回復を熱望して居る、日本が之等諸民族を支配せんと企てたならば白人との衝突忽ち起りて東洋は動亂の巷と化するであらう、斯の如きは東洋の各民族の欲するところでない、吾人は同情に富む寛厚なる指導者として日本を歓迎する、日本人が若し自ら東洋民族の主人公たらんと欲するならば吾人は日本人を歓迎することは出来ぬ、東洋を支配せんとする一部日本人の思想が、東洋の平和平等親和を以て念とする達識者の審判を受けて根絶するに至らんことを冀はざるを得ぬ。

我暹羅は今や民主主義を標榜して進歩建設の發程にあるものである。新進暹羅國の建設に當りては吾人は先進歐米諸國の範に則ると共に日本の發展に學ばんとし日本に接近しつつあるのである。現在日暹兩國の間は相互親善と利益交換の幸福なる關係が緊密となりつつある。吾人は東洋の平和と進歩の爲めに誠意と互敬の精神を以て此の親善政策の繼續を切望するものである。但し注意すべきは暹羅が日本との提携を欲するのは、日本の他國侵略の具たらんが爲めでは無いといふことである。權力伸張を以て宗旨と爲せる一部階級の日本人が果して純真無垢の友情を以て暹羅人に對し得るや否やは未だ不確實である。國際政治に關心を有する暹羅新人は常に世界の動きに目を刮き耳を聳てねばならぬ。

### 二、昭和十年九月廿七日發行暹字紙「イサラ」所載暹羅と國際聯盟

註 湄谷暹字新聞「イサラ」紙は九月廿七日の同紙上に於て「暹羅と聯盟」と題し大要左記の通の論評をなしたが、論旨元より淺薄にして斯る議論は必ずしも暹人識者の意見を反映するものとは認むることが出来ない、又一般讀者に對して格別多大の影響あるべしとは信ぜられない聞く處に據れば人民代表議會議員中にも此種の意見を吐くものもなきにはあらざるが如く宛も角暹字新聞は公然聯盟反對の意見を發表したるは之を嚆矢とするを以て多少の參考とはなるのである。

### ○昭和十年九月廿七日發行暹字紙「イサラ」所載「暹羅と國際聯盟」

國際聯盟は各加盟國が一方に於ては其の所要經費を分擔すると共に他方に於ては聯盟の命令を尊重することに依り維持せられ得るものである。一般普通の協會は會員が維持費負擔を爲さざることに依つて容易に解散せられる、聯盟は之と稍異り經費の不足より寧ろ加盟國に對するその尊重せられざることに依つて容易に崩壊する、協會員が協會より種々の利益を得る如く聯盟加盟國も聯盟より利益、例へば國家間紛争の起る場合當事國の要求に依り紛争解決の途を講ずるが如き利益を享くべきである。

然し乍ら事實は聯盟に對し内政問題に關する援助を請求する場合は巨額の經費を支出するを要し、又紛争解決に就ては聯盟にその實力なく、即ち、滿洲事件、ポリビヤ、ウルガイ問題又最近の伊、エ紛争事件等に對しては聯盟は何等の實力並權威もなきことも暴露せるのみである。

日本は既に聯盟を脱退し支那も之に倣はんとし居る、暹羅は聯盟加盟國として止まるべきか、暹羅は未だ聯盟より何等の利益を享けて居らず、即ち經濟調査、湄南河口浚渫、技術調査援助に對しては巨額の經費を納付して居る、又若し或る國家が我に不當に壓迫を加ふるが如き場合ありとせば聯盟は之に對し何等の措置を爲し得ざるであらう、聯盟維持費分擔金は之を蓄積し自己の實力養成に使用すべきである、實力無き他の機關に依頼する如きは宜しく斷念すべきである云々。

### ○日暹關係に關する新聞記事

日暹關係に關し客年九月三日上海發行「ノースチャイナ、デリー、ニュース」紙に駐日暹羅公使と同紙東京通信員との會見談を掲載し居るところ日暹關係に關し頗る參考に資するところあるがゆへ左に其全文を轉載することとした。

N. C. Daily News

SEP. 3, 1935.

## SIAM CLOSER TO JAPAN

Increasing Cordiality in Relations a Matter of Recent Occurrence  
FROM OUR OWN CORRESPONDENT

TOKYO, Aug. 28.

One of the chief topics these days in diplomatic circles and among interested observers is the increasing cordiality between Siam and Japan. This rapprochement undoubtedly is one of the most interesting recent developments in the record of unusual Far Eastern events.

Numerous missions of good-will have come from Siam bearing gifts-including such oddities as two elephants and a fragment of Buddha's bones and profitable orders for trade and warships.

Japan, on its part, has dispatched technical advisers in road construction, agricultural experts, diplomats swimming coaches, scholars and businessmen to assist in the development of Siam.

Lest, however, this latest evidence of Japan's spreading influence, coming at a time when the attention of the world is focussed on her policy of expansion and domination in Asia, be grossly misunderstood, it should be mentioned here that there has been no deliberate effort on Japan's part to force this rapprochement.

The truth is, incredible as it may seem, that Japan, as late as in October, 1933, deliberately or otherwise acted to hurry the ill-will of Siam by shutting out Siamese rice from Japan. As this is the only important item of export from that country to Nippon and as the measure was passed in the face of increasing Japanese exports to Siam as well as in the wake of Siam's friendly gesture in abstaining from voting against Japan at the League of Nations on the Manchurian question, this country's unkind treatment of Siam was certainly uncalled for.

### Fear of Misunderstanding

The conduct of Siam, in the light of such action, in seeking a rapprochement with Nippon rather than in planning retaliative measures, seems almost as strange as Japan's enactment of trade barriers against one of the few counsries with which it enjoys a favourable trade balance.

But Japan did nothing to encourage a rapprochement with Siam until a few months ago. This may have been because it feared that any positive overtures on its part, coming so close on the heels of its programme in the north, would be misinterpreted by the world or because it had its hands filled with more pressing matters in Manchuria and North China, to say nothing of in other parts of the world where almost unsummon-

table trade barriers were being erected against its products.

Whatever the cause, it was Siam and not Japan which pressed for a closer tie.

The one sided trade relation between the two countries constitutes to-day the one blemish in the picture of good-will. Japan exports roughly Y. 800,000. This was not always so. Up to October, 1933' this country purchased about Y. 15,000,000. worth of Siamese rice each year. Moreover, while Siamese exports are being cut down, Japanese exports continue to increase at an astonishing pace and Japanese exporters have visions of trebling their present sales during the next ten years.

#### Siam Not Offended

Your correspondent called on Phra Mitrakarm Raksha, the Siamese Minister in Tokyo, last week to discuss the Siamese question. I was surprised to learn that Siam was not offended by Japan's tariff restrictions.

"We realize," the minister declared, "that Japan was faced with a grave internal crisis as a result of her farm problem, and was forced to shut out imports of rice. Moreover, Japan has done its best to make up for the unequal balance and is at present conducting investigations into the possibility of importing Siamese products.

"The prospects in this respect," Phra Rakasha continued, "are extremely bright. Thus far Siam has exported only a small quantity of raw cotton, wood and mineral resources but efforts are being concentrated on the exploitation of Siam's vast untapped resources particularly in the realm of cotton growing.

"According to American cotton experts Siam ranks with Texas as the most suited area in the world for the growing of cotton. At least a third of Siam can be utilized for the growing of cotton. We have already engaged two experts, an American, Dr. Rendleton from the Philippines, and a Japanese, Dr. Mihara, to assist us in growing cotton."

Present plans call for the yielding, within the next six years of 200,000,000 yen worth of raw cotton. If these plans materialize, and they will under Japanese guidance, according to agricultural experts here, Siam will cut considerably into American cotton exports to the Far East.

#### Cotton from Siam

In view of the great drop in raw silk exports from Japan to the United States as a result of the development of the rayon industry, Japan's trade balance with the United States is much in favour of the latter country. It is no secret that Japan is endeavouring to reduce her cotton imports from America to offset this adverse balance and that she will be only too willing to purchase more raw cotton from Siam.

The bulk of Japanese exports to Siam is made up of cotton goods, rubber goods and sundry articles. The significant thing about this is that Japan's exports have been increasing at a phenomenal rate.

Unlike other countries which have an unfavourable balance with Japan, moreover, Siam is not complaining. The reason is that Siam must have industrial products and prefers those which are cheap.

"Being an independent country Siam will not be influenced by the desires of other countries at whose cost

Japan's trade expansion into Siam has been made," Phra Raksha declares. "As long as Japan is able to supply better products more cheaply we will buy from her."

This, of course, may mere diplomacy. It is not at all unlikely that the powers that be in Siam at present who kicked out pro-British King Prajadhipok, are playing up to Japan for reasons best known to themselves.

How else can one explain the presence of the chief of staff of the Siamese army in Japan, the visit some months ago of a military mission composed of 15 army officers, the placing subsequently of order for two warships, the visit last month of a group of naval officers and, finally, the friendship mission of a group of 16 members of the Siamese parliament all during the past few months.

Also it should be remembered that Siam was the only member of the League which did not vote against Japan at the Council meeting which resulted in Japan's withdrawal from that body.

#### Naval Shipbuilding

The present orders which are two torpedo boats, is the first placed by Siam in Japan. At present Siam has no navy to speak of but she has set her mind on developing a good-sized fleet and it is significant that he has turned to Japan for guidance in this matter.

Phra Raksha sees no reason for surprise over this trend in affairs. Siam, he says, has predilections towards no country. It places orders for steamships, war vessels and other industrial products with the country capable of meeting its requirements cheaply. Hitherto Italy, Great Britain and France have had most of

Siam's orders. The reason the country is shifting its orders to Japan is because it noted the remarkable strides in Japanese industry, the excellence of this country's products and their cheapness.

In other matters also, according to Phra Raksha, Siam is seeking Japan's guidance. In the realm of sports, particularly in swimming, has Siam noted how the Japanese, despite their small physique, have defeated the mermen of Western countries.

Attributing this to skill in training and the fighting spirit of the Japanese, the Siamese have decided to invite Japanese coaches to train Siamese swimmers.

#### Agricultural Experts Wanted

Again, in an altogether different realm, agriculture, the Siamese have noted the remarkable progress made by Japan. To-day Japanese farms yield more per acre than that of any other country in the world. So Japan has been requested to send several agricultural experts to Siam.

Still another province in which Siam aspires to follow Japan is road construction. Following the destruction of Tokyo and Yokohama in the earthquake of 1923, Japan set itself on laying out a net-work of concrete and asphalt streets something which was regarded as extremely difficult because of the natural dampness of Japanese soil which is perfectly suited for rice paddies but scarcely for the laying of concrete roads.

Noting the success of Japanese, the Siamese who are confronted with the same type of rice paddy soil, have recently hired several Japanese road construction experts to plan the laying out of the municipal road

system in the country.

In military affairs, also, Siam is anxious to obtain the guidance of Japan. A mission of 15 army officers has been studying the Japanese army system during the past few months while a naval mission, recently arrived, is engaged in inspecting Japanese naval dockyards and vessels. The dispatching of army and naval advisers to Siam should surprise no one.

Although the Siamese steadfastly maintain that this sudden interest in Japan has nothing to do with rumours circulated in this country that Siam seeks to ride itself of British, Chinese and French domination, a good many Japanese are inclined to feel that there is some foundation in these reports. As a matter of fact some circles delight in imagining that Siam is under foreign yoke and that this country is imbued with the duty of helping Siam shake this off.

#### Under No Yoke

The truth of the matter is that although Siam has been rather unfortunate in its early foreign associations, the country is far from being under the yoke of any nation to-day.

"That," Phra Raksha, who in a sense of humour, told me in commenting on printed reports that Japan was to help Siam shake off its foreign yoke, "is a good yoke."

It is more likely that Siam's overtures to Japan are due partly to her genuine admiration of this country and partly to obtain Japanese support for the present administration. There are, it is well to remember, a

good many revolutions in Siam and it is a good thing for the government in power to have friends on the outside.

The record of its early relations with foreign countries has not been a very bright page in Siam's history. To France Siam lost a large section of her northern provinces, including Cambodia, England took an important slice of her southern provinces and China to-day controls practically the whole of Siam's commerce and most of her private wealth.

So the Japanese take delight in recalling an incident which took place early this year. It was sometime in March that this country announced that its training squadron would call at Bangkok. England and France, say the Japanese accounts, were considerably disconcerted and immediately notified Siam that their own warships would call on friendly missions.

According to the Japanese, the reception which the Siamese accorded the vessels of the three countries is perhaps an indication of public feeling in that country towards these respective nations.

The French squadron was the first to arrive. Ten Siamese army planes were sent out to greet the visitors. Next to come were the British. This time twenty planes soared into the skies. Finally the Japanese ships moved up towards Bangkok and it was a topic of considerable discussion as to how many planes Siam would send out to greet their new ally.

"French and British diplomats," so the Japanese accounts relate, "were flabbergasted as they looked up

into the skies the morning the Japanese ships put into port. More than 100 army and civilian planes circled over Nippon's vessels and zommed their welcome."

14

The question which occurs to interested observers is whether Siam will be any more fortunate in its relations with Japan than with the other countries with which it has had close association.

With a land area the size of France, Siam has a population of only 13,000,000. It realizes, for this reason, that it must remain an agricultural country for at least 50 years or until it has a population of at least 50,000,000.

Despite the Japanese restriction against Siamese rice, Siam is anxious to purchase Japanese industrial products which admittedly are cheap. On the other hand, although its most favourable trade balance is with China, which imports 100,000,000 yen of Siamese rice and fish each year and exports little, Siam is not as grateful to the Chinese as one would imagine.

The answer is that the 500,000 Chinese merchants, who do all of this trade and who control practically the whole of Siam's business besides, send more than half of their profits each year to China in cash. When one considers how thrifty the Chinese are the full import of what this means to a poor country like Siam will be realized.

So far Japan has no capital invested in Siam. British investments predominate and have a practical monopoly in the railway, forestry and zinc mining industries. France controls the gold mines in Southern Siam

while the bulk of the capital invested in the power industry is Belgian and Danish. Commerce, as has already been noted, is completely in the hands of the Chinese.

How Japan will wedge into this preserve and what will be the consequence is a problem which is naturally being watched with the utmost interest and concern.

x	x	x
x	x	x
x	x	x

## ○暹羅國の憲法

暹羅國憲法は一九三二年（昭和七年）六月廿四日勃發したる同國政體變更直後同月廿七日に皇帝の裁可を経て發布即日、施行したる暫定憲法を最初のものとするのであるが右憲法は所謂經過的のもので全編三十九ヶ條、其規定も第一編總則、第二編皇帝、第三編人民代表議會、第四編人民委員會、第五編裁判所のみとなつて居つた、其後現政府は樹立早々中にも不拘銳意研究を重ね同年十二月十日を以て現行憲法を發布、即日施行したのである、現行憲法は全編六十八ヶ條より爲り附屬法として別に人民代表議員選舉法がある、今左に憲法邦譯全文を掲ぐることにする、尙同英譯文は本會に備付がある。

## 暹羅國憲法

## 總則

第一條 暹羅王國ハ單一不可分ニシテ暹羅國民ハ人種又ハ宗教ノ別ニ拘ラス凡テ均シク此ノ憲法ノ保護ヲ享受ス

第二條 主權ノ淵源ハ暹羅國民ニアリ國家ノ元首タル皇帝ハ此ノ憲法ノ條規ニ遵ヒテ主權ヲ行フ

## 第一章 皇帝

第三條 皇帝ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 皇帝ハ佛教ヲ信奉スヘシ皇帝ハ宗教ノ擁護者トス

第五條 皇帝ハ暹羅國軍ノ總帥トス

第六條 皇帝ハ人民代表議會ノ勸言ニ依リ且ツ其ノ協贊ヲ經テ立法權ヲ行フ

第七條 皇帝ハ國務院ニ依リ行政權ヲ行フ

第八條 皇帝ハ法律ニ據リテ構成セラレタル裁判所ニ依リ司法權ヲ行フ

第九條 皇位ノ繼承ハ佛曆二四六七年皇位繼承法ニ據ル但シ人民代表議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第十條 皇帝王國外ニ赴カントスル場合若ハ皇帝大政ヲ親裁スルコト能ハサル事由アル場合ニ於テハ皇帝ハ人民代表議會ノ承認ヲ經テ攝政又ハ攝政會議ヲ設クヘシ 皇帝之ヲ設ケサルカ若ハ之ヲ設クルヲ得サル場合ニアリテハ議會ハ自

ラ之ヲ設クルノ措置ヲ執ルヘシ、議會カ攝政又ハ攝政會議ヲ設クルニ至ルマテノ間ニ於テハ國務院ハ一時攝政ノ職務ヲ行フヘシ

第十一條 モムチヤオ以上ノ階級ノ皇族ハ其ノ出生ニ由ルト若ハ選敍ニ由ルトヲ問ハス凡テ政治ニ關與スルコトヲ得ス

## 第二章 暹羅國民ノ權利及義務

第十二條 此ノ憲法ノ規定ニ據ルモノヲ除クノ外一切ノ人ハ法律上平等トス出生、授與又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ獲得セラレタル尊稱ハ何等ノ特權ヲ賦與スルコトナシ

第十三條 一切ノ人ハ如何ナル宗教又ハ教義ヲモ信奉シ且ツ其ノ信仰ニ伴フ禮拜ノ儀式ヲ行フノ完全ナル自由ヲ有ス但シ國民ノ義務又ハ公共ノ秩序若ハ公衆ノ道義ニ違背セサルヲ要ス

第十四條 一切ノ人ハ法律ニ違反セサル範圍内ニ於テ身體、住居、所有、言論、文書、刊行、教育、集會、結社又ハ職業ノ自由ヲ有ス

第十五條 一切ノ人ハ法律ヲ遵守シ國家ヲ防衛シ竝テ法律ノ規定スル條件ノ下ニ且ツ其ノ規定スル方式ニ從ヒ租税ノ納付其ノ他ノ方法ニ依リ政府ヲ支持スルノ義務ヲ有ス

第三章 人民代表議會

第十六條 人民代表議會ハ國民ニ依リテ選舉セラレタル議員ヲ以テ組織セラルヘシ

第十七條 選舉人及被選舉候補者ノ資格、選舉ノ方法竝人民代表議會ノ議員ノ定數ハ選舉法ノ規定スルトコロニ依ル

第十八條 人民代表議會ノ議員ノ任期ハ四箇年トス規定ノ任期ノ滿了ニ由ルニアラスシテ議員ノ缺員ヲ生ジタルトキハ補缺ノ爲新議員ヲ選舉スヘシ但シ新議員ノ任期ハ前議員ノ殘任期間トス

第十九條 人民代表議會ノ議員ハ其ノ就任ニ先チ憲法ヲ擁護遵守スヘキ旨ノ嚴肅ナル宣言ヲ議會ニ於テ爲スヲ要ス

第二十條 人民代表議會ノ議員ハ全選羅國民ノ代表者ニシテ單ニ之ヲ選舉シタルモノノ代表者ニアラス

議員ハ其ノ良心ノ正ニ命スル所ニ從ヒテ行動スヘク要請ニ依リ行動スヘカラス

第二十一條 人民代表議會ノ議員タルノ地位ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス

一、規定ノ任期ノ滿了又ハ議會ノ解散

二、死 亡

三、辭 職

四、選舉法ノ規定スル所ニ據リ被選舉候補者タル資格ノ喪失

五、當該議員ノ行動議會ノ利益ニ反スルノ虞アリト認メタル場合ニ於テ爲ス議會ノ除名宣言除名ノ決議ハ出席議員ノ三分ノ二以上ノ贊成アルヲ要ス

第二十二條 皇帝ハ人民代表議會ノ議員ニシテ議會ニ於テ選舉セラレタルモノヲ議長又ハ副議長ニ任命スヘシ

第二十三條 人民代表議會ノ議長ハ議事規則ニ據リ議會ノ議事ヲ指揮スルヲ以テ其ノ職務トス副議長ハ議長不在ナルカ

若ハ其ノ職務ヲ行フ能ハサル場合ニ於テ議長ヲ代理スヘシ

第二十四條 議長及副議長共ニ議會ノ會議ニ出席セサル場合ニアリテハ出席議員ハ出席者中ヨリ假議長ヲ選舉シテ其ノ會議ヲ司會セシムヘシ

第二十五條 人民代表議會ノ會議ニ於テハ議會ノ議員總數ノ三分ノ一ノ出席ヲ以テ定足數ニ達シタルモノトス

第二十六條 此ノ憲法ニ於テ別段ノ規定アルニアラサル限り人民代表議會ノ議事ハ凡テ過半數ヲ以テ決ス

各議員ノ表決權ハ一票トス可同數ナルトキハ會議ノ司會者ノ決スルトコロニ依ル

第二十七條 人民代表議會ノ會議ニ於ケル議員ノ發言ハ其ノ事實ノ陳述ナルト又ハ意見ノ發表ナルト若ハ表決ノ説明ナルトヲ問ハス絶對ノ特權トシ之ニ對シテ法律上ノ訴追ヲ爲スコトヲ得ス此ノ特權ハ議會ノ當該官憲ノ行フ會議議事録ノ印刷及發行竝議會ニ依リ招請セラレタルモノカ議會ニ於テ爲シタル事實ノ陳述及意見ノ發表ニ及フモノトス

第二十八條 人民代表議會ハ其ノ決定スル所ニ從ヒ毎年一回又ハ一回以上通常會ヲ開クヘシ第一回通常會ハ選舉施行ノ

後九十日以内ニ召集セラルルヲ要ス通常會ノ期日ハ議會之ヲ定ムヘシ

第二十九條 人民代表議會ノ通常會ノ會期ハ九十日トス但シ皇帝ハ其ノ會期ヲ延長スルコトヲ得

皇帝ハ九十日ノ會期中ニ於テ停會ヲ命スルコトヲ得

第三十條 皇帝ハ人民代表議會ノ通常會ヲ召集シ並其ノ開會及閉會ヲ命ス  
皇帝ハ親臨シテ議會ヲ開會シ若ハ成年ニ達シタル皇位繼承者又ハ國務院總理ヲシテ代リテ其ノ式ヲ行ハシムルコトヲ得

一一一

第三十一條 國家ノ利益ノ爲必要アルトキハ何時タリトモ皇帝ハ人民代表議會ノ臨時會ヲ召集スルコトヲ得

第三十二條 人民代表議會ノ議員總數ノ三分ノ一ヲ下ラサルモ國家ノ利益ノ爲必要ト認メタル場合ニ於テハ何時タリトモ議會ノ議長ニ對シ臨時會ノ召集ヲ皇帝ニ奏請スヘキ旨共同請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議會ノ議長ハ皇帝ニ其ノ旨ヲ奏請シ詔勅ニ副署スヘシ

第三十三條 人民代表議會ノ會期中ニ於テ議員ニ對シ刑事上ノ訴追アリタルトキハ裁判所ハ事件ヲ審理ヲ爲スニ先テ豫メ議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス裁判所ノ審理ハ關係議員カ議會ノ會議ニ出席スルノ自由ヲ妨クヘカラス

議員ノ身分ニ基ク抗辯前ニ於ケル裁判所ノ審理ハ有效トス

第三十四條 議會ノ會期中ニ於テハ議員ハ之ヲ逮捕シ若ハ抑留ノ爲召集スルコトヲ得ス但シ犯罪ノ現行中逮捕セラルルモノハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニアリテハ遲滞ナク事件ヲ議會ノ議長ニ報告スヘシ議長ハ被告人ノ釋放ヲ命スルコトヲ得

第三十五條 新ニ選舉ヲ行フカ爲人民代表議會ヲ解散スルハ皇帝ノ大權トス

解散ノ詔勅ニ於テハ九十日ノ期間以内ニ於テ新ニ選舉ヲ行フコトヲ命スヘシ

第三十六條 凡テ法律ハ人民代表議會ノ勸言ニ依リ且ツ其ノ協賛ヲ經ルニアラサレハ之ヲ發布スルコトヲ得ス

第三十七條 國ノ歲計豫算ハ法律ノ方式ニ依リ編成セララルヲ要ス若シ豫算カ新年度ノ開始前ニ成立セザルトキハ政府

ハ一時前年度ノ豫算ヲ施行スルコトヲ得

第三十八條 人民代表議會カ法律案ヲ通過シタルトキハ國務院總理ハ親署ノ爲之ヲ皇帝ニ捧呈スヘシ該法律案ハ之ヲ官報ニ於テ公布シタル後其ノ效力ヲ發生ス

第三十九條 皇帝法律案ヲ不裁可セルトキハ該法律案カ一定ノ期間内ニ議會ニ返付セラレタルト否トヲ問ハス議會ハ國務院總理カ該法律案ヲ皇帝ニ捧呈シタル日ヨリ一箇月ヲ經過シタル後無記名投票ニヨリ之ヲ其ノ再議ニ附スヘシ議會カ再ヒ該法律案ヲ可決シタルトキハ再ヒ之ヲ皇帝ニ捧呈スヘシ皇帝十五日以内ニ於テ該法律案ニ親署セザルトキハ該法律案ハ法律トシテ直ニ之ヲ公布スルコトヲ得

第四十條 人民代表議會ハ國務ヲ監視スルノ權能ヲ有ス  
議會ノ會議ニ於テ各議員ハ國務參議ニ對シ其ノ職務ニ屬スル一切ノ事項ニ關シ質問スルノ權利ヲ有ス但シ國務參議ハ當該案件カ公共ノ安全若ハ國家ノ重大ナル利益ノ爲未タ公開ニ適セスト認メタル場合ニ於テハ答辯ヲ拒ムコトヲ得

第四十一條 人民代表議會ハ國務參議ノ不信任ヲ其ノ各個又ハ全體ニ付議決スルノ權能ヲ有スルモノトス  
不信任ノ動機ハ之カ討議ヲ爲シタルト同一ノ日ニ於テ表決ニ附スルコトヲ得ス

第四十二條 人民代表議會ノ會議ハ議會議事規則ノ規定ニ據リ公開トス但シ國務院又ハ議員十五名ヲ下ラザルモノノ請求ニ依リ秘密會トナスコトヲ得

第四十三條 人民代表議會ハ其ノ職務ノ範圍ニ屬スル事項ニ付審議調査シテ議會ニ其ノ報告ヲ提出セシムル爲議會ノ議員ヲ以テ組織スル常任委員會又ハ議會ノ議員及議員ニアラサルモノヲ以テ組織スル特別委員會ヲ設クルコトヲ得委員會ハ其ノ審議又ハ調査ニ屬スル事項ニ關シ説明セシメ又ハ意見ヲ述ヘシムル爲何人タリトモ之ヲ召集スルコトヲ得

一一二

此ノ憲法ノ第二十七條ノ規定スル議會ノ特權ハ本條ノ規定ニ據リ職務ヲ行フモノニ及フモノトス  
第四十四條 第四十三條ノ規定スル委員會ノ會議ニ於テハ當該委員會ノ委員總數ノ二分ノ一ノ出席ヲ以テ定足數ニ達シタルモノトス

第四十五條 人民代表議會ハ此ノ憲法ノ條規ニ準據スル其ノ會議及審議ニ關シ規則ヲ設クルコトヲ得

第四章 國 務 院

第四十六條 皇帝ハ總理一名及其ノ他ノ參議十四名乃至二十四名ヲ以テ成ル國務院ヲ設ク

國務院總理ノ任命ハ議會ノ議長之ニ副署スルヲ要ス

國務院ハ國ノ政務ヲ管掌スルヲ以テ其ノ職務トス

第四十七條 總理及其ノ他ノ國務參議十四名ハ人民代表議會ノ議員中ヨリ之ヲ選任スヘシ其ノ以外ノ國務參議ハ特別ノ智識又ハ經驗ヲ有スルモノノ中ヨリ選任スルコトヲ得ヘク議會ノ議員タルコトヲ要セサルモ政務官タルコトヲ許サレタルモノナルヲ要ス

第四十八條 人民代表議會ノ議員ニアラサル國務參議ハ議會ノ會議ニ出席シ且ツ其ノ意見ヲ述フルコトヲ得但シ表決ニ加ハルノ權利ヲ有セス

第二十七條ノ規定スル特權ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條 人民代表議會ノ議員ニシテ國務參議ニ任セラレタルモノハ之カ爲メニ議會ノ議員タルノ地位ヲ辭スルヲ要スルコトナシ

第五十條 國務院ハ其ノ國務ノ管掌ニ關シ人民代表議會ノ信任アルヲ要ス

各省ノ省務擔任ヲ命セラレタル國務參議ハ其ノ職務ノ執行ニ關シ人民代表議會ニ對シ憲法上ノ實ニ任ス但シ各國務參議ハ其ノ各省省務擔任ヲ命セラレタルモノナルト否トニ拘ラス政府ノ一般政策ニ付連帶シテ其ノ實ニ任スルモノトス  
第五十一條 國務院ハ人民代表議會カ其ノ不信任ヲ決議シタルトキ若ハ其ノ信任ヲ決議シタル議會カ存在セサルニ至リタルトキハ全院辭職スヘシ何レノ場合ニ於テモ退任スヘキ國務院ハ新ニ組織セラルル國務院カ就任スルニ至ルマテ留任スヘシ

前項規定スル場合ノ外國務院ノ各員ハ左ノ事由ニ依リ其ノ地位ヲ喪フ

一、死 亡

二、辭 職

三、第二十一條第四號ノ規定スル資格ノ喪失

四、人民代表議會ニ於ケル不信任ノ決議

第五十二條 人民代表議會ノ會議ヲ召集スルコト能ハサル場合ニ於テ緊急ノ必要アルトキハ皇帝ハ臨時ニ法律タルノ效力ヲ有スル緊急勅令ヲ發布スルコトヲ得

前項ノ緊急勅令ハ承認ヲ求ムル爲之ヲ次期ノ議會ニ提出スルヲ要ス人民代表議會ニ於テ之ヲ承認シタルトキハ當緊急勅令ハ其ノ健法律タルヘシ若シ否ラサルトキハ其ノ效力ヲ失フヘシ但シ議會ニ於ケル否認ノ決議ハ緊急勅令カ其ノ效力ヲ有シタル期間ニ於テ爲サレタル處分ノ效力ニ影響ヲ及ホスコトナシ

議會ノ承認又ハ否認ハ法律ノ方式ヲ以テ公示セラルヘシ

第五十三條 皇帝ハ戒嚴令ノ規定スル條件及方式ニ從ヒ戒嚴ヲ宣告ス

第五十四條 戰ヲ宣シ和ヲ講シ並外國ト條約ヲ締結スルハ皇帝ノ大權トス

戰ヲ宣スルハ國際聯盟規約ノ規定ニ戾ラサル場合ニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得

條約ニシテ遼羅國ノ領土ヲ變更スルコトヲ規定スルモノ若ハ其ノ規定ヲ實施スル爲法律ノ發布ヲ必要トスルモノハ人民代表議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第五十五條 恩赦ヲ行フハ皇帝ノ大權トス

第五十六條 皇帝ハ法律ト牴觸セサル範圍内ニ於テ勅令ヲ發布スルコトヲ得

第五十七條 第三十二條及第四十六條ノ規定スル場合ノ外一切ノ法律、詔書並國務ニ關スル勅命ハ國務參議之ニ副署シ之ニ依リ其ノ責ニ任スルモノトス

#### 第五章 司法

第五十八條 司法權ハ法律ニ遵ヒ皇帝ノ名ニ於テ裁判所之ヲ行フ

第五十九條 凡テノ裁判所ハ法律ニ據リテノミ構成セラルヘシ

第六十條 裁判官ハ法律ニ遵ヒ審理ヲ爲シ判決ヲ與フルニ付獨立ノ地位ヲ有ス

#### 第六章 補則

第六十一條 此ノ憲法ニ反シ又ハ之ト牴觸スル法律ノ規定ハ無效トス

第六十二條 此ノ憲法ヲ解釋スルノ權能ハ人民代表議會ニ專屬ス

第六十三條 此ノ憲法ハ左ノ規定ニ據ルニテラサレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

一、改正ノ動議ハ國務院若ハ人民代表議會ノ議員總數ノ四分ノ一ヲ下ラサルモノ共同シテノミ之ヲ提出スルコトヲ得

二、動議カ一タビ通過シタルトキハ其ノ後一箇月間ハ尙ホ未決トナシ該期間ヲ經過シタル後之ヲ議會ノ再議ニ附スヘシ

三、表決ハ點呼ニ依リ行ハルヘシ改正ヲ可トスル投票ノ數ハ議會ノ議員總數ノ四分ノ三以下ナルコトヲ得ス

動議カ二回ニ亘リ前項規定ノ方式ニ據リ通過シタルトキハ第三十八條及第三十九條ノ規定スルコロニ依リ之ヲ處理スヘシ

#### 第七章 憲法ノ施行及經過規定

第六十四條 本章ノ規定ニ據ルモノヲ除クノ外此ノ憲法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六十五條 此ノ憲法ニ據リ人民代表議會ノ議員候補者ニ對シ投票スル權利ヲ有スルモノカ其ノ總數ノ二分ノ一以上初等教育試験ヲ通過シタルニ至ルマテノ間若ハ遲クモ佛曆二四七五年臨時憲法ノ效力ヲ發生シタル日ヨリ十年ヲ超ヘサル間ニ於テハ人民代表議會ハ左記二種ノ各同數ノ議員ヲ以テ組織セラルヘシ

一、第一種議員ハ第十六條及第十七條ノ規定スル條件ノ下ニ國民ニ依リ選舉セラレタルモノトス

二、第二種議員ハ佛曆二四七五年遼羅國憲法中經過規定ノ效力ヲ有スル期間ニ於ケル人民代表會議議員選舉法ノ規定ニ據リ皇帝ニ依リ任命セラレタルモノトス

第六十六條 第六十五條ノ規定スル期間内ニ於テ人民代表議會カ第三十五條ノ規定ニ據リ解散セラレタルトキハ該解散

ハ前條第一號ノ議員ニノミ適用セララルモノトス

第六十七條 第二十一條第二號、第三號、第四號及第五號ノ規定スル場合ヲ除クノ外第二種ノ議員ハ第六十五條ノ規定スル全期間其ノ地位ニ在ルモノトス但シ議會カ第三十五條ニ據リ解散セラレタル場合ニ於テハ議會トシテ會議スルコ



第六編 相 續

- 一、民事訴訟法
- 一、刑事訴訟法
- 一、裁判所構成法

前記法典編纂に暹羅人法律大家の働きの大きなりしは言ふ迄もないが暹羅政府は同時に亦汎く諸外國の法學者を招聘相援けて編纂事業に當らしめたので其中には白耳義の「ローランジャクミン」佛蘭西の「バツウ」ギニョン」諸博士も居つた、我國の故法博政尾藤吉氏復た重要役目を致した一人である、去月來訪した現内相「ブラジツト」氏の如きも少壯法學者として尠からず精勵せられたと聞いて居る。

因に前述の移審權は本欄別項日暹兩國間現行通商航海條約附屬議定書中に規定せられて居るがゆへ就て見らるべし尙民商法英譯文は當協會に備付がある。

x x x x x

○日本國暹羅國間通商航海條約

目 次

前 言.....三一

日本國暹羅國間通商航海條約.....三二

附屬議定書.....四三

(一) 暹羅國ニ於ケル日本人關係訴訟事件ニ關スル附屬議定書.....四五

(二) 通商、航海及産業ニ關スル最惠國待遇ニ關スル附屬議定書.....四六

條約第一條、第十六條及附屬議定書第二條ニ關スル交換公文.....四六

(一) 條約第一條ニ關スル交換公文.....四八

(二) 條約第十六條ニ關スル交換公文.....四九

(三) 附屬議定書第二條ニ關スル交換公文.....五一

前 言

明治三十一年署名セラレタル日本國暹羅國間通商航海條約ニテハ帝國ハ暹羅國ニ於テ領事裁判權ヲ有スルモ帝國臣民ハ同國內ニ於テ單ニ一定區域タル開市場ニ於テノミ居住シ、又ハ商業及産業ニ從事スル權利ヲ享有スルニ過キス。然ルニ近時暹羅國ノ司法制度ハ著シク改善セラレ殆ト舊態ヲ一新スルニ至リ諸國ハ暹羅國ト條約ヲ改訂シ舊來ノ領事裁判權ヲ撤廢スル代リニ其ノ國民ヲシテ何レモ同國內全地域ニ亙リテ居住シ且土地所有權及鑛山權等ヲ享有シ得ルコトヲ得シメタリ。

帝國ハ過去ニ於テ久シク外國領事裁判權制度ノ下ニ苦ミタル經驗ヨリ見ルモ帝國臣民ニ對スル充分ナル司法的保護ノ保障ノ存スル限リ一日モ早く暹羅ニ於ケル領事裁判權ヲ撤廢スルト共ニ帝國臣民ヲシテ同國內地居住及財産權享有等ニ關スル自由ヲ享有セシムルコトハ兩國ノ利益ナルヲ認め、之カ爲ニ今回ノ新條約ヲ締結スルニ至レリ。

新舊條約ノ比較

新條約ト舊條約トノ規定ヲ比較スルニ新條約ニ於テハ(甲)領事裁判權ノ撤廢ニ付條約附屬議定書ヲ以テ帝國政府ハ(一)本條約ノ實施ト同時ニ領事裁判權ヲ撤廢スルト共ニ(二)暹羅國法典完成後五年ノ間我方ノ移審權ヲ留保シ即チ暹羅國裁判所繫屬本邦人關係事件ニ付必要ナル場合駐在我官憲ニ於テ移審ヲ爲シ我國法ニ依リ審理シ得ルコトトシ而シテ(三)右移審ニ於テ一部暹羅國法典ヲ適用スル規定アルニ付公文交換ニ依リ此ノ場合ニ於テモ刑事關係ニ付テハ帝國ニ在ル我司法裁判所ニテ我刑法ニ依リ更ニ審理ヲ爲シ得ル旨ヲ明ニシ以テ我國法制上ノ主義ニ適應セシメ且(四)暹羅國法典編纂ニ際シ我國ノ修正要求權ヲ有スルコトヲ定メタル

外(乙)其ノ他ノ事項ニ付テハ、(一)居住營業、自由及各種財産權ノ享有並內地通過稅、庫入及獎勵金等ニ關シ單ニ最惠國待遇ヲ保障スル舊條約ノ規定ニ換ヘ內國及最惠國待遇ヲ規定シ特ニ土地所有權ニ關シテハ帝國現行ノ法制上生スヘキ解釋上ノ疑義ヲ避クル爲、帝國臣民ハ暹羅國ニ於テ土地ヲ所有シ得ル旨ノ公文ヲ交換スルト共ニ(二)司法上ノ保護、會社、互認沿岸貿易ノ除外、工業所有權ノ保護及死亡ノ財産管理等ニ付新ニ最惠國待遇ヲ基礎トスル規定ヲ設ケ、特ニ工業所有權ノ保護ニ關シテハ暹羅國ニ於テ連ニ萬國工業所有權保護同盟條約及文學的及美術的著作物保護同盟條約ニ加入スヘキコト及帝國ノ利益ヲ最惠國ニ對スルト均シク尊重スヘキ旨ヲ約スル公文ヲ交換シ且(三)關稅事項ニ關シテハ一方暹羅國ノ關稅自主權ヲ認ムルト共ニ他方暹羅國カ各國トノ條約ニ依リ有スル協定稅率ニ對シテ最惠國條款ニ依リ之ニ均霑スヘキコト並將來暹羅國ニ於テ稅率ノ引上ヲ爲ス場合ニハ帝國ニ於テモ列國ト均等ノ待遇ヲ受クルコトヲ條件トシテ之ヲ承認スヘキコトヲ約シ(四)右ノ外輸出入稅ノ賦課、輸出入禁止、船舶及貨物ノ待遇噸稅等ニ關スル事項並船舶ノ繫留及貨物ノ積卸等ニ關シテハ新條約ニ於テモ大體舊條約ト同様ノ規定ヲ設ケタリ。

日本國暹羅國間通商航海條約

大正十三年(一九二四年)三月十日盤谷ニ於テ署名  
大正十三年十二月十七日批  
大正十三年十二月二十二日盤谷ニ於テ批盤書交換  
大正十三年十二月二十四日 公 布

日本國皇帝陛下及暹羅國皇陛下ハ幸ニ兩國間ニ存在スル友好親善ノ關係ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ且之

ヲ達成スルニハ兩國間ニ從來存在スル條約ヲ改訂スルニ如カサルコトヲ確信シテ衡平ト互惠トノ原則ニ基キ右改訂ヲ完成スルコトニ決シ之カ爲日本國皇帝陛下ハ暹羅王國政府所在地ニ駐劄スル特命全權公使從四位勳三等矢田長之助ヲ、暹羅國皇帝陛下ハ其ノ外務大臣代理白象一等勳章「トライドス・ブラバンド」親王殿下ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ其ノ委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

日本帝國ト暹羅王國トノ間ニハ永久ノ平和及無窮ノ親睦アルヘシ兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ到リ、旅行シ又ハ居住シ商業及製造業ヲ營ミ適法ナル商業ノ目的物タル各種商品ヲ取引シ宗教、教育及慈善ノ事業ニ從事シ家屋、製造所、倉庫及店舗ヲ所有シ又ハ賃借シテ之ヲ使用シ其ノ選擇セル代理人ヲ雇用シ居住、商業、産業、宗教、慈善其ノ他ノ適法ナル目的ノ爲及墓地トシテ使用スル爲土地ヲ賃借シ竝一般ニ商業ニ附帶シ又ハ必要ナル一切ノコトヲ爲スニ付其ノ國ノ法令及規則ニ遵由スルニ於テハ内國ノ臣民ト同一ノ條件ニ依リ之カ自由ヲ有スヘシ

右臣民ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ内國ノ臣民ノ納付シ又ハ納付スルコトアルヘキ所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ何等ノ國內ノ課金又ハ租稅ヲ徵收セラルルコトナカルヘシ

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ於テ其ノ身體及財產ニ對シテ常ニ保護及保障ヲ享受スヘク内國ノ臣民ト同一ノ條件ニ服スルニ於テハ之ニ關シ内國ノ臣民ニ許與シ又ハ許與スルコトアルヘキ所ト同一ノ權利及特權ヲ享有スヘシ

永久ノ平和  
親睦、旅行、  
居住、商業、  
製造業、等  
製造業、内  
國待遇  
内國ニ關ス  
ル内國待遇  
身體及財產  
ノ保護ニ關  
スル内國待  
遇

強制兵役、  
貢納ニ強募  
除公債等ノ免  
良心及禮拜  
ノ自由

産業、生業  
及職業、財  
產權ノ取得  
占有及處分  
ニ關スル最  
惠國待遇

家宅等ノ不  
可侵及家宅  
搜索等ニ關  
スル内國待  
遇

通商及航海  
ノ自由  
開港地往來  
ノ自由

然レトモ右臣民ハ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ於テ常備軍、護國軍又ハ民兵ノ何レタルヲ問ハス陸上又ハ海上ニ於ケル強制兵役ヲ免レ服役ノ代トシテ課セラルル一切ノ貢納ヲ免レ且一切ノ強募公債又ハ軍用ノ賦斂若ハ取立金ヲ免ルヘシ

兩締約國ノ臣民ハ締約國ノ領域及屬地内ニ於テ良心ニ關シ完全ナル自由ヲ有スヘク且法律、命令及規則ニ從ヒ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利ヲ享有スヘシ

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ産業從事、生業及職業ニ關スル一切ノ事項ニ付竝各種ノ財產權ノ取得、占有及處分ニ關シ他ノ一方ノ領域及屬地ノ全域ニ互リ最惠國ノ臣民又ハ人民ト一切ノ關係ニ於テ同一ノ地步ニ置カ

第二條

兩締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ於テ有スル家宅、倉庫、製造所、店舗及一切ノ他ノ財產竝居住又ハ商業ノ目的ニ使用セララルル一切ノ附屬構造物ハ之ヲ侵スヘカラス内國臣民ニ對シ法律、命令及規則ヲ以テ定ムル條件及方式ニ依ルノ外右建物及構造物ノ臨檢搜索ヲ爲シ又ハ帳簿、書類若ハ計算書ノ檢査點閱ヲ爲スコトヲ得ス

第三條

兩締約國ノ領域及屬地ノ間ニハ相互ニ通商及航海ノ完全ナル自由アルヘシ

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ於テ外國通商及航海ノ爲ニ開カレ又ハ今後開カルルコトアルヘキ一切ノ場所、港及河川ニ船舶及貨物ヲ以テ自由ニ且安全ニ到ルコトヲ得而シテ右臣民ハ其ノ到

建國ノ國法ニ遵由スルニ於テハ通商及航海ニ關スル事項ニ付内國臣民カ享有シ又ハ享有スルコトアルヘキ所ト同一ノ權利、特權、自由、恩典、特典及免除ヲ享有スヘシ

第四條

輸出入又ハ通過ニ對スル制限ハ此ノ限ニ在ラス

兩締約國ハ物品ノ輸入、輸出又ハ通過ニ加フル禁止又ハ制限ニ依リ兩國間ノ相互ノ通商ヲ阻礙セサルコトヲ約ス但シ總テノ國ニ均シク適用シ又ハ同一ノ條件ノ下ニ在ル國ニ適用スヘキ左ノ禁止又ハ制限ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 非常ノ場合ニ於ケル軍需品ニ對スル禁止又ハ制限
- 二 公安又ハ公衆衛生ノ理由ニ依ル禁止又ハ制限
- 三 現ニ政府ノ專賣ノ目的タリ又ハ今後其ノ目的トナルコトアルヘキ物品ニ對スル禁止又ハ制限
- 四 疾病、有害昆虫又ハ寄生物ニ對スル家畜又ハ有用植物ノ保護ノ爲ニスル禁止又ハ制限
- 五 國內ニ於ケル生産、販賣又ハ輸送カ國內法ニ依リ禁止セラレ又ハ制限セラレタル内國品ト同様ノ物品ニ對スル禁止又ハ同様ノ制限

第五條

出訴ノ自由又ハ裁判ノ權ニ關スル事項ニ付内國臣民ハ其ノ權利ヲ主張セラルルコトヲ得

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ其ノ權利ヲ主張擁護セムカ爲自由ニ他ノ一方ノ裁判所ニ申出ツルコトヲ得且右裁判所ニ於テ其ノ權利ヲ主張擁護スルニ付内國臣民及最惠國ノ臣民又ハ人民ト均シク代理人、辯護人及代理人ヲ選擇使用スルコトヲ得ヘシ兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ裁判所ニ申出ツルニ付内國臣民又ハ最惠國ノ臣民若ハ人民ニ課セラレサル何等ノ條件又ハ要件ヲ課セララルコトナカルヘシ

第六條

會社及組合ノ互認

兩締約國ノ一方ノ國法ニ從ヒ既ニ設立セラレ又ハ今後設立セラレヘキ有責任其ノ他ノ會社及組合ハ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ於テ右他方ノ國法ニ從ヒ權利ヲ行使シ且原告又ハ被告トシテ裁判所ニ出頭スルコトヲ得

法人、會社又ハ組合ノ互認

兩締約國ノ一方ノ國法ニ從ヒ設立セララル法人、會社又ハ組合ハ他ノ一方ノ裁判所ニ申出ツルニ付右地方ノ内國ノ法人、會社若ハ組合又ハ最惠國ノ法人、會社若ハ組合ニ課セラレサル何等ノ條件又ハ要件ヲ課セラルコトナカルヘシ

第七條

通過税、庫入、獎勵金、便益、商品ノ検査及評價

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ於テ通過税、庫入、獎勵金、便益、商品ノ検査及評價並戻税ニ關スル一切ノ事項ニ付内國臣民及最惠國ノ臣民又ハ人民ト全ク均等ノ待遇ヲ享受スヘシ

第八條

運雜國ノ關稅自主權ノ承認

日本帝國ハ商品ノ輸入及輸出ニ對スル税、戻税並通過其ノ他ノ一切ノ税金及課金ノ率ニ關スル一切ノ事項ニ付國家自主ノ原則カ運雜王國ニ適用セラレヘキコトヲ承認ス又右ニ關シ他國ト均等ノ待遇ヲ受クルコトヲ條件トシテ日本國ハ運雜國カ其ノ關稅ヲ現行條約ノ定ムル所ヨリ高キ率ニ増加スルコトヲ承認スルコトヲ約ス但シ運雜國ニ於テ特別ノ關稅待遇ヲ受クルノ權利ヲ有スル一切ノ他國カ自由ニ且補償的ノ利益又ハ特權ヲ要求スルコトナク右增加ヲ承認スルコトヲ條件トス

第九條

輸出入税ニ  
關スル最惠  
國待遇

兩締約國ノ一方ノ領域及屬地内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ輸入セラルルニ當  
リ其ノ何レノ地ヨリ到ルヲ問ハズ別國ノ生産又ハ製造ニ係ル同種ノ物品カ其ノ何レノ地ヨリ到ルヲ問ハズ  
課セラルル所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ税金ヲ課セラルコトナカルヘシ

兩締約國ノ一方ノ領域及屬地内ニ於テハ他ノ一方ノ領域及屬地ニ輸出セラルル物品ニ關シ別國ニ輸出セラ  
ルル同種ノ物品ニ關シテ支拂ハレ又ハ支拂ハルルコトアルヘキ所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ税金、租稅若ハ  
課金ヲ課スルコトナカルヘシ

第十條

日本帝國ノ領域及屬地内ノ港ニ日本國船舶又ハ第三國船舶ヲ以テ適法ニ輸入セラレ又ハ輸入セラルルコト  
アルヘキ一切ノ物品ハ暹羅國船舶ヲ以テ同様ニ之ヲ該港ニ輸入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ右物品カ日  
本國船舶又ハ第三國船舶ヲ以テ輸入セラルルトキ課スル所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ税金若ハ課金ハ如何ナ  
ル名稱ヲ以テスルモ之ヲ課スルコトナシ又相互的ニ暹羅王國ノ領域及屬地内ノ港ニ暹羅國船舶又ハ第三國  
船舶ヲ以テ適法ニ輸入セラレ又ハ輸入セラルルコトアルヘキ一切ノ物品ハ日本國船舶ヲ以テ同様ニ之ヲ該  
港ニ輸入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ右物品カ暹羅國船舶又ハ第三國船舶ヲ以テ輸入セラルルトキ課ス  
ル所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ税金若ハ課金ハ如何ナル名稱ヲ以テスルモ之ヲ課スルコトナシ右相互均等ノ  
待遇ハ該物品カ直接ニ原産地ヨリ來ルト其ノ何レノ場所ヨリ來ルトヲ問ハズ區別ナク實行セラルヘシ  
右ト同様ニ輸出ニ關シテモ全ク均等ノ待遇ヲ爲スヘク從テ兩締約國ノ領域及屬地ヨリ適法ニ輸出セラレ又  
ハ輸出セラルルコトアルヘキ物品ノ輸出ニ當リテハ其ノ輸出カ日本國船舶ニ依ルト暹羅國船舶ニ依ルト又

船舶及貨物  
ノ内國及最  
惠國待遇

ハ第三國船舶ニ依ルトヲ問ハス且其ノ仕向先タル港カ兩締約國ノ一方ノ港タルト第三國ノ港タルトヲ問ハ  
ズ兩締約國ノ領域及屬地内ニ於テ同一ノ國內稅及輸出稅ヲ納付スヘク又同一ノ獎勵金及戻稅ヲ受クヘシ

第十一條

政府、官公吏、私人、團體若ハ各種營造物ノ名義ヲ以テ又ハ其ノ利益ノ爲ニ課セラルル噸稅、港稅、水先  
案内料、燈臺稅、檢疫費其ノ他性質又ハ名稱ノ如何ニ拘ラス之ト同様ノ又ハ之ニ該當スル税金ハ同様ノ場  
合ニ同一ノ條件ヲ以テ均シク内國船舶一般ニ又ハ第三國船舶ニ課セラルルモノニ非サレハ締約國ノ一方ノ  
領域及屬地内ノ港ニ於テ他ノ一方ノ船舶ニ課セラルルコトナカルヘシ右均等ノ待遇ハ各締約國ノ船舶ニ對  
シ其ノ何レノ港若ハ場所ヨリ到リ又何レノ場所ニ往クヲ問ハズ相互ニ適用セラルヘシ

第十二條

兩締約國ノ港、「ベースン」、船渠、碇泊所又ハ河川ニ於ケル船舶ノ出入、繫留及貨物積卸ニ關スル一切ノ  
事項ニ付テハ兩締約國ノ意嚮カ此等ノ事項ニ付テモ兩國ノ船舶ニ對シ最惠國ノ船舶ニ許與セラルル待遇ヲ  
與フルニ在ルヲ以テ他ノ一方ノ締約國ノ船舶ニ均シク許與スルニ非サル何等ノ特權ヲ第三國船舶ニ許與ス  
ルコトナカルヘシ

第十三條

兩締約國ノ沿岸貿易ハ本條約ノ規定ヨリ除外セラル而シテ日本國及暹羅國各自ノ法律、命令及規則ニ依リ  
律セラルヘシ但シ日本國ノ臣民及船舶ハ暹羅王國ノ領域及屬地内ニ於テ又暹羅國ノ臣民及船舶ハ日本帝國  
ノ領域及屬地内ニ於テ此ノ事項ニ關シ右法律、命令及規則ニ依リ別國ノ臣民、人民又ハ船舶ニ許與セラレ

沿岸貿易ニ  
關スル最惠  
國待遇

船舶ノ繫留  
及貨物ノ積  
卸ニ關スル  
最惠國待遇

噸稅等ニ關  
スル内國及  
最惠國待遇

避難船ノ内  
國待遇

又ハ許與セラルルコトアルヘキ權利ヲ享有スヘキモノトス

第十四條

兩締約國ノ一方ノ軍艦又ハ商船ニシテ天候ニ依リ又ハ其ノ他ノ危難ノ爲已ムヲ得ス他ノ一方ノ港ニ避難スルモノハ其ノ地ニ於テ修繕ヲ爲シ一切ノ需要品ヲ求メテ出港スルコトヲ得ヘク内國船舶ノ支拂フ所ト異ル何等ノ税金ヲ徵收セラルルコトナカルヘシ但シ商船ノ船長カ費用ヲ支辨スル爲其ノ積荷ノ一部ヲ處分スルノ必要アル場合ニハ寄港地ノ規則及税法ニ遵由スルコトヲ要ス

兩締約國ノ一方ノ軍艦又ハ商船カ他ノ一方ノ沿岸ニ於テ擱坐シ又ハ難破シタルトキハ地方官憲ハ當該地方又ハ最近地ニ駐在スル他ノ一方ノ領事官ニ對シ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

右擱坐シ又ハ難破シタル船舶及其ノ一切ノ部分、備附品、附屬品並該船舶ヨリ救上ケラレタル一切ノ貨物及商品（海中ニ投下セラレタルモノヲ含ム）又ハ此等物品中賣却セラレタルモノアル場合ノ收得金ハ右擱坐シ又ハ難破シタル船舶内ニ發見セラレタル一切ノ書類ト共ニ所有者又ハ其ノ代理人ヨリ要求アリ次第之ヲ引渡スヘシ

右所有者又ハ其ノ代理人現場ニ在ラサルトキハ前記ノ財産又ハ其ノ賣得金及該船舶内ニ發見セラレタル書類ハ難破又ハ擱坐ノ生シタル國ノ法律、命令及規則ニ定ムル期間内ニ難破シ又ハ擱坐シタル船舶ノ屬スル締約國ノ當該領事官ヨリ請求アルトキハ右領事官ニ之ヲ引渡スヘク右領事官、所有者又ハ其ノ代理人ハ内國船舶ノ難破ノ場合ニ於テ支拂フヘキ救助費其ノ他ノ費用ト共ニ財産ノ保存ノ爲要シタル費用ノミヲ支拂フヘシ

難破船ノ  
關稅免除

難破船及附  
屬品ノ引渡

難破船ニ關  
スル領事官  
ノ援助

難破船ヨリ救上ケラレタル貨物及商品ハ消費ノ爲ニ引取ラレサル限り一切ノ關稅ヲ免除セラルヘク消費ノ爲ニ引取ラレル場合ニハ通常ノ關稅ヲ納付スヘキモノトス

兩締約國ノ一方ノ臣民ニ屬スル船舶カ他ノ一方ノ領域又ハ屬地内ニ於テ天候ニ依リ避難シ、擱坐シ又ハ難破シタル場合ニ所有者若ハ其ノ代理人不在ナルカ又ハ現場ニ在ルモ其ノ請求アルトキハ該船舶ノ屬スル締約國ノ當該領事官ハ自國ノ臣民ニ必要ナル援助ヲ與フルカ爲關與スルコトヲ得ヘシ

第十五條

兩締約國ノ一方ノ軍艦ハ別國ノ軍艦カ出入スルコトヲ得ヘキ他ノ一方ノ港及場所ニ入り、碇泊シ且修繕ヲ爲スコトヲ得右軍艦ハ其ノ地ニ於テ別國ノ軍艦ト同一ノ規則ニ服從シ且別國ノ軍艦ニ現ニ許與セラレ又ハ今後許與セラルルコトアルヘキ所ト同一ノ榮譽、利益、特權及免除ヲ享受スヘシ

第十六條

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ於テ法定ノ手續ヲ履行スルニ於テハ特許、商標、商號、意匠及著作權ニ關シ内國臣民又ハ最惠國ノ臣民若ハ人民ト同一ノ保護ヲ享受スヘシ

第十七條

兩締約國ノ一方ハ他ノ一方ノ領域及屬地内ニ於テ別國ノ領事官ノ駐在ヲ許サレタル都市及港ニ駐在セシムル爲總領事、領事、副領事其ノ他ノ領事官又ハ領事事務官ヲ任命スルコトヲ得尤モ右領事官及領事事務官ハ其ノ駐在國政府ノ承認及許可ヲ得タル後ニ非サレハ其ノ職務ヲ執行スルコトヲ得サルモノトス

工業所有權  
及著作權ノ  
保護ニ關ス  
ル内國又ハ  
最惠國待遇

領事官ノ任  
置

軍艦ノ寄港  
及特權等ニ  
關スル最惠  
國待遇

領事官ノ職  
務執行並特  
典及免除ニ  
關スル最惠  
國待遇

領事官ニ對  
スル死亡者  
ノ通知

領事官ノ死  
亡者財産ノ  
管理

右ニ關スル  
最惠國待遇

舊條約ノ失  
効及本條約  
ノ實施

右領事官及領事事務官ハ最惠國ノ領事官ニ許與セラレ又ハ許與セラルコトアルヘキ一切ノ職權ヲ行使シ且一切ノ榮譽、特權、特典及免除ヲ享受スヘシ

第十八條

兩締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ領域又ハ屬地内ニ於テ死亡シタル場合ニ知レタル相續人又ハ死亡者ノ指定シタル遺言執行者其ノ死亡シタル國ニ在ラサルトキハ當該地方官憲ハ直ニ之ヲ最近地ニ駐在スル死亡者所屬國ノ領事官ニ通知シ速ニ利害關係者ニ必要ナル通知ヲ爲スコトヲ得シムヘシ

締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ領域又ハ屬地内ニ於テ死亡シタル場合ニ死亡者ノ本國法ニ依リ相續財産ヲ收受管理スルノ權利ヲ有スル者其ノ死亡シタル地ニ在ラサルトキハ死亡者所屬國ノ當該領事官ハ必要ナル手續ヲ履行シタル上右死亡者財産所在地ノ國法ノ定ムル方法及制限ニ從ヒ該相續財産ヲ保管管理スルコトヲ得

兩締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ領域及屬地外ニ於テ死亡シタルモ該領域及屬地内ニ財産ヲ所有セル場合ニ相續財産ヲ收受管理スルノ權利ヲ有スル者右財産所在地ニ在ラサルトキハ亦前項ノ規定ヲ準用ス

死亡者ノ財産管理ニ關スル一切ノ事項ニ付兩締約國ノ一方カ別國ノ領事官ニ現ニ許與シ又ハ今後許與スルコトアルヘキ權利、特權、恩典、又ハ免除ハ兩締約國ノ他ノ一方ノ領事官ニ即時且無條件ニテ之ヲ及ホスヘキモノトス

第十九條

本條約ハ其ノ批准書交換ノ後七日ヨリ、兩締約國間ニ締結セラレ又ハ存在スル千八百九十八年二月二十

本條約ノ實  
施期、有效  
期間及終了  
方法

五日ノ條約及之ニ附屬スル同日附ノ議定書並之ヲ補充スル一切ノ取極及協定ニ代ルヘク右ノ條約、議定書、取極及協定ハ同日ヨリ効力ヲ失フヘシ

第二十條

本條約ハ批准書交換ノ後七日目ニ實施セラルヘク其ノ日ヨリ十年間効力ヲ有スヘシ

右十年ノ期間滿了ノ十二月前ニ兩締約國ノ孰レヨリモ本條約ヲ消滅セシムルノ意思ヲ通告セサルトキハ本條約ハ締約國ノ一方カ之ヲ廢棄シタル日ヨリ一年ノ期間滿了ニ至ル迄引續キ効力ヲ有スヘシ

尤モ右廢棄ハ本條約第十九條ニ掲ケル條約、議定書、取極又ハ協定ヲ復活セシムルノ効力ヲ有セサルコト明ナルモノトス

第二十一條

本條約ハ批准セラルヘク其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ東京又ハ盤谷ニ於テ之ヲ交換スヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印ス

大正十三年三月十日即チ佛曆二千四百六十六年十二月十日、西曆千九百二十四年三月十日盤谷ニ於テ英吉利語ヲ以テ本書ニ通フ作成ス

矢田長之助(印)  
トライドス・アラバンド(印)

## 附屬議定書

四四

(一) 暹羅國ニ於ケル日本人關係訴訟事件ニ關スル附屬議定書

本日日本帝國ト暹羅王國トノ間ノ新通商航海條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

### 第一條

從來暹羅國ニ於テ日本帝國ノ臣民ノ爲ニ設ケラレタル裁判制度竝該制度ノ一部トシテ又ハ之ニ從屬スルモノトシテ日本帝國ノ臣民カ暹羅國ニ於テ現ニ享有スル特權、特典及免除ハ前記條約批准書交換ノ後七日目ニ於テ全ク終結スヘク而シテ爾後日本帝國ノ一切ノ臣民竝暹羅國ニ於テ日本帝國ノ保護ヲ享クヘキ個人、法人、會社及組合ハ暹羅國ノ裁判所ノ管轄權ニ服スヘシ

### 第二條

一切ノ暹羅國法典即チ刑法、民商法、訴訟法及裁判所構成法ノ公布及施行ニ至ル迄竝爾後五年ヲ限り日本帝國ハ日本國ノ臣民又ハ日本帝國ノ保護ヲ享クヘキ個人、法人、會社若ハ組合ヲ被告又ハ被告人トスル事件カ暹羅國ノ裁判所（最高裁判所即チ「**テイカ**」裁判所ヲ除ク）ニ繫屬スル場合ニ於テ其ノ裁量ニ依リ正義ノ見地上該事件ノ移審ヲ爲スヲ適當ト認メタルトキハ暹羅國ニ駐劄スル外交官又ハ領事官ヲ通シテ該事件ノ繫屬スル裁判所ノ判事ニ宛テタル請求書ヲ以テ之カ移審ヲ爲スコトヲ得然ルトキハ該事件ハ裁判ノ爲該外交官又ハ領事官ニ移送セラルヘク暹羅國裁判所ノ該事件ニ對スル裁判管轄權ハ消滅スヘシ右移審セラレタル事件ハ該外交官又ハ領事官ニ依リ適當ニ適用セラルヘキ日本帝國ノ國法ニ從ヒ處理セラルヘシ但シ暹羅王國ノ法典又ハ法令ニシテ正規ニ公布施行セラレ且其ノ正文カ在盤谷日本公使館ニ通知セラレタルモノノ範圍内ニ入ルヘキ一切ノ事項ニ關シテハ當事者ノ權利及義務ハ暹羅國ノ法令ニ依リテ定メラルヘシ

右事件ノ審理及右事件ニ付言渡サレタル判決ノ執行ノ爲ニハ暹羅國ニ於ケル日本國ノ外交官及領事官ノ裁判權ハ存續スルモノトス

暹羅國法典  
編纂ニ關スル  
修正要求權

日本國ニ於テ暹羅國ノ前記法典即チ刑法、民商法、訴訟法及裁判所構成法ノ公布後相當ノ期間内ニ右法典ニ對シ異議アリト認メタルトキハ暹羅國政府ハ右異議ニ副ハムコトヲ努ムヘシ

### 第三條

日本帝國ノ臣民又ハ同國ノ保護ヲ享クヘキ個人、法人、會社若ハ組合カ當事者タル事件ニ於テ右當事者カ第一審裁判所ノ判決ニ對シ提起シタル上訴ハ盤谷控訴裁判所ニ於テ之ヲ裁判スヘシ

法律問題ニ關スル上訴ハ盤谷控訴裁判所ヨリ最高裁判所即チ「**テイカ**」裁判所ニ至ルヘシ

日本帝國臣民又ハ同國ノ保護ヲ享クヘキ個人、法人、會社若ハ組合ニシテ地方ニ於テ起レル事件ノ被告又ハ被告人トナレルモノハ其ノ裁判管轄ノ變更ヲ申請スルコトヲ得ヘク裁判所ニ於テ右ノ變更ヲ望マシト認メタルトキハ該事件ノ審理ハ盤谷ニ於テ之ヲ行ヒ又ハ該事件ヲ盤谷ニ於テ審理スヘキ裁判所ノ判事之ヲ行フヘシ

日本人カ當事者タル事件ニ於テ提起シタル上訴ノ裁判管轄ノ變更

### 第四條

四五

領事裁判制度ノ撤廢

暹羅國裁判所繫屬日本ノ關係事件ノ移審

訴訟原因ガ  
條約實施前  
ニ存スル事  
件ノ管轄

既ニ領事裁  
判ノ事件ノ管  
轄

領事裁判又  
ハ移審事件  
ニ關スル選  
羅國ノ援助

本議定書ニ定ムル裁判管轄權ノ移轉ヨリ生スルコトアルヘキ紛議ヲ防止スル爲左ノ如ク協定ス

(イ) 前記條約ノ批准書交換ノ後七日ヲ經タル後ニ於テ訴訟ヲ提起シタル一切ノ事件ハ其ノ訴訟原因カ  
批准書交換ノ後七日ノ前ニ起リタルト其ノ後ニ起リタルトヲ問ハス暹羅國ノ裁判所ニ於テ受理裁判  
セラルヘシ

(ロ) 前記ノ日ニ於テ暹羅國ニ駐在スル日本國ノ外交官及領事官ニ繫屬スル一切ノ事件ハ其ノ最終的ニ  
處理セラルルニ至ル迄該官吏ニ於テ從來ノ手續ニ依リ裁判セラルヘク又日本國ノ外交官及領事官ノ  
裁判管轄權ハ此ノ目的ニ付テハ充分ノ效力ヲ持續スヘシ

第四條(ロ)ニ依リ日本國ノ外交官及領事官ニ繫屬中ノ事件又ハ第二條ニ依リ該官吏カ移審スルコトアル  
ヘキ事件ニ關シテハ暹羅國政府ハ右外交官又ハ領事官ノ請求ニ應ジ該事件ニ關スル一切ノ事項ニ付援助ヲ  
與フヘシ

右證據トシテ下記ノ各全權委員ハ之ニ署名調印ス

大正十三年三月十日即チ佛曆二千四百六十六年十二月十日、西曆千九百二十四年三月十日盤谷ニ於テ本書  
ニ通ヲ作成ス

矢田長之助(印)

トライドス・ブラバンド(印)

(二) 通商、航海及産業ニ關スル最惠國待遇ニ關スル附屬議定書

通商、航海  
及産業ニ關  
スル最惠國  
待遇

本日日本帝國ト暹羅王國トノ間ノ新通商航海條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セ  
リ

本日署名セラレタル條約中最惠國待遇ヲ定ムル規定ノ適用ニ付茲本條約中ニ明ニ別段ノ規定アル場合ヲ  
除クノ外通商、航海及産業ニ關スル一切ノ事項ニ付兩締約國ノ一方ハ他ノ一方ノ政府、國民又ハ船舶ニ  
對シ別國ノ政府、國民又ハ船舶ヲ利スル爲ニ何等ノ差別待遇ヲ爲ササルヘシ

右證據トシテ下記ノ各全權委員ハ之ニ署名調印ス

大正十三年三月十日即チ佛曆二千四百六十六年十二月十日、西曆千九百二十四年三月十日盤谷ニ於テ本書  
ニ通ヲ作成ス

矢田長之助(印)

トライドス・ブラバンド(印)

### 條約第一條第十六條及附屬議定書第二條ニ關スル 交換公文

(一) 條約第一條ニ關スル交換公文

大正十三年二月十九日及同二十四日盤谷ニ於テ

日本人ノ土地及他ノ財産ノ所有權ノ確認

來 翰

四八

以書翰啓上致候陳者兩國政府間ニ於テ將ニ署名セラレムトスル條約ニ規定セララルル通日本國臣民カ暹羅國ニ於テ土地ヲ所有スルノ權利ニ關シ本官ハ閣下ニ對シ貴國政府ニ通知ノ爲左記即チ條約案第一條第六項ノ規定ニ依リ日本國臣民カ暹羅國ノ全域ニ亙リ土地及他ノ財産ノ所有者タルノ權利ニ關シテハ一切ノ關係ニ於テ最惠國臣民ト同一ノ地步ニ置カルヘク英國臣民カ千九百九年ノ英暹條約ニ依リ又佛蘭西國ノ亞細亞人タル臣民及保護民カ千九百七年ノ暹羅國ト佛蘭西國トノ間ノ條約ニ依リ「暹羅國ノ臣民カ享有スル權利及特權殊ニ財産權」ヲ享有スル限リ同様ニ日本國國民ハ前記引用ノ規定ニ依リ該條約實施ノ上ハ暹羅國ノ全域ニ亙リ土地ヲ所有スルノ權利ヲ有スヘキモノナルコトヲ通知致候  
本官ハ茲ニ貴公使ニ對シ重テ敬意ヲ表シ候敬具  
千九百二十四年二月十九日盤谷 外務省ニ於テ

外務大臣代理

トライドス・ブラバンド (署名)

日本帝國特命全權公使矢田長之助閣下

往 翰

以書翰啓上致候陳者兩國政府間ニ於テ將ニ署名セラレムトスル條約ノ第一條第六項ノ規定ニ依リ日本國國民ハ暹羅國ノ全域ニ亙リ土地及他ノ財産ノ所有者タルノ權利ニ關シテハ一切ノ關係ニ於テ最惠國臣民ト

一ノ地步ニ置カルヘク而シテ英國臣民カ千九百九年ノ英暹條約ニ依リ又佛蘭西國ノ亞細亞人タル臣民及保護民カ千九百七年ノ佛蘭西國ト暹羅國トノ間ノ條約ニ依リ「暹羅國ノ臣民カ享有スル權利及特權殊ニ財産權」ヲ享有スル限リ日本國國民ハ前記引用ノ規定ニ依リ同様ニ該條約實施ノ上ハ暹羅國ノ全域ニ亙リ土地ヲ所有スルノ權利ヲ有スヘキ旨本月十九日附貴翰ヲ以テ本使ニ御通知相成敬承致候  
本使ハ回答トシテ閣下ノ右通知ハ我國政府ノ甚タ満足スル所ナルコトヲ閣下ニ通知スルヲ得ルハ本使ノ欣幸トスル所ニ有之候  
本使ハ茲ニ閣下ニ對シ重テ敬意ヲ表シ候敬具  
千九百二十四年二月二十四日盤谷 日本帝國公使館ニ於テ

矢田長之助 (署名)

暹羅國外務大臣代理

トライドス・ブラバンド親王殿下

(一) 條約第十六條ニ關スル交換公文

大正十三年二月十九日及同二十四日盤谷ニ於テ

來 翰

以書翰啓上致候陳者工業所有權及著作權ノ保護ニ關スル我國政府ノ態度ニ付保障ヲ貴國政府ニ於テ要求セラルルニ對シ回答トシテ暹羅國ト日本國トノ間ノ條約案第十六條ニ充分ナル效果ヲ與ヘムカ爲暹羅國政府

四九

工業所有權及著作權ノ保護ニ關スル國際

條約ノノ  
入及右保護  
ニ關スル最  
惠國待遇

五〇

ハ同政府カ一切ノ外國人ニ對スル裁判管轄權ヲ回復シタル後出來得ル限り速ニ工業所有權並文學的及美術的著作物ノ保護ニ關スル國際條約ニ加入スルノ意嚮ヲ有スルコト而シテ此等條約ニ依ルト他ノ方法ニ依ルトヲ問ハス右權利ノ保護ノ爲必要ナル措置ヲ執ルニ當リテハ同政府ハ別國民ヲ利スル爲ニ日本國國民ニ對シ差別待遇ヲ爲ササルコトヲ貴國政府ニ通知ノ爲本官ハ茲ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ茲ニ貴公使ニ對シ重テ敬意ヲ表シ候敬具

外務大臣代理

トライドス・プラバンド (署名)

日本帝國特命全權公使 矢田長之助閣下

往 翰

以書翰啓上致候陳者暹羅國ト日本國トノ間ノ條約案第十六條ニ充分ナル效果ヲ與ヘムカ爲暹羅國政府ハ同政府カ一切ノ外國人ニ對スル裁判管轄權ヲ回復シタル後出來得ル限り速ニ工業所有權並文學的及美術的著作物ノ保護ニ關スル國際條約ニ加入スルノ意嚮ヲ有スルコト而シテ此等條約ニ依ルト他ノ方法ニ依ルトヲ問ハス右權利ノ保護ノ爲必要ナル措置ヲ執ルニ當リテハ同政府ハ別國民ヲ利スル爲ニ日本國國民ニ對シ差別待遇ヲ爲ササルコトヲ本月十九日附貴翰ヲ以テ我國政府ニ通知ノ爲本使ニ御通知相成敬承致候

本使ノ欣幸トスル所ニ有之候

本使ハ茲ニ殿下ニ對シ重テ敬意ヲ表シ候敬具

千九百二十四年二月二十四日盤谷 日本帝國公使館ニ於テ

日本帝國特命全權公使

矢田長之助 (署名)

暹羅國外務大臣代理

トライドス・プラバンド親王殿下

(三) 附屬議定書第二條ニ關スル交換公文

大正十三年三月十日盤谷ニ於テ

往 翰

以書翰啓上致候陳者本日日本國ト暹羅國トノ間ノ通商航海條約ニ署名スルニ當リ本使ハ茲ニ右條約附屬ノ裁判管轄權ニ關スル議定書第二條ノ解釋ニ關スル本使ノ了解ヲ通知スルノ光榮ヲ有シ候即チ同條第二項ニ掲クル規定ハ暹羅國領域内ニ於テ犯罪ヲ行ヘル日本國臣民ヲ日本國裁判所カ日本國ニ於テ日本國刑法ノ規定ニ從ヒ審理スルコトヲ何等妨クルモノニ無之右ハ假令該臣民カ既ニ暹羅國裁判所ニ於テ又ハ同條ノ規定ニ依リ暹羅國裁判所ヨリ移審セラレタル事件ニ付暹羅國刑法ニ從ヒ日本國外交官若ハ領事官ニ於テ審理セラレタル場合ニ於テモ同様ノ儀ニ候

日本人ノ犯  
罪ノ裁判移  
審後ニ於ケ  
ル適用刑法

五一

本使ハ右了解カ殿下ニ依リ確認セラレムコトヲ希望致候  
本使ハ茲ニ殿下ニ對シ重テ敬意ヲ表シ候敬具

千九百二十四年三月十日盤谷 日本帝國公使館ニ於テ

日本帝國特命全權公使

矢田長之助 (署名)

暹羅國外務大臣代理

トライドス・ブラバンド親王殿下

來 翰

以書翰啓上致候陳者本日暹羅國ト日本國トノ間ノ通商航海條約ニ署名スルニ當リ右條約附屬ノ裁判管轄權ニ關スル議定書第二條ノ解釋ニ關スル貴公使ノ了解即チ同條第二項ニ掲クル規定ハ暹羅國領域内ニ於テ犯罪ヲ行ヘル日本國臣民ヲ日本國裁判所カ日本國ニ於テ日本國刑法ノ規定ニ從ヒ審理スルコトヲ何等妨クルモノニ無之右ハ假令該臣民カ既ニ暹羅國裁判所ニ於テ又ハ同條ノ規定ニ依リ暹羅國裁判所ヨリ移審セラレタル事件ニ付暹羅國刑法ニ從ヒ日本國外交官若ハ領事官ニ於テ審理セラレタル場合ニ於テモ同様ノ儀ナル趣本日附貴翰ヲ以テ本官ニ御通知相成敬承致候  
本官ハ右通知ヲ了承シ茲ニ前記議定書第二條ノ解釋ニ關スル上記貴公使ノ了解ヲ確認スルヲ得ルハ本官ノ欣幸トスル所ニ有之候

本官ハ茲ニ貴公使ニ對シ重テ敬意ヲ表シ候敬具

千九百二十四年三月十日盤谷 外務省ニ於テ

外務大臣代理

トライドス・ブラバンド (署名)

日本帝國特命全權公使 矢田長之助閣下

	X		X
		X	
	X		X

## ○暹羅人學生に與へらるゝ外國獎學資金

暹羅人學生の本邦招致に就ては既に在名古屋日暹協會の事業開始するの外在大阪日暹文化教會でも同種の計劃が着々進められてると聞いて居る、此の際諸外國の設定して居る暹羅學生獎學資金制度の如何なるかは不尠參考となると思はれるので左に其概要を掲げることにした。

### 諸外國の設定に係る暹羅人學生獎學資金制度梗概

現在暹羅人留學生を自國に招致するの目的を以て暹羅人學生に對し獎學資金支給の制度を有する國は獨逸、佛蘭西及米國の三ヶ國である、英國の之を有せざるは寧ろ稍奇異の感なきを得ざるが如くなる處、前世紀末葉以來皇族及貴族の子弟等にして外國留學を志すもの其の大部分が英國に趨くを常とし、官費留學生亦十中の八九は英國に留學して居つた従て特に獎學資金等の方法に依りて留學生招致を企つるの必要を感ずることなかりしものと想像せられる(附屬參考調査参照)

前記各國の有する獎學金制度の概要ハ左の通りである。

- (一) 獨逸 獨逸政府及フンボルトステイフトウング (Humboldt Stiftung) 協會

獨逸政府は獨逸文化普及の目的を以て一定資金(其額不明)を提供し、之に加ふるに獨逸文化普及の爲にする外國留學生招致を目的とするフンボルトステイフトウング協會の資金を以てしてゐる。

- (ロ) 目的 獨逸文化普及の爲め諸外國人留學生を招致すること竝に國際文化交流の爲め留學生の交換を行ふこと
- (ハ) 選抜留學生數 一ヶ年四人とす、一九三三年度は一年二人なりしも一九三四年以降一年四人に増員したるものである、尤も一九三三年度に於ては二人の豫定に對して一人、一九三四年度は四人の豫定に對して三人を選抜派遣せしに止まつてゐる、右は暹羅人學生の獨逸留學希望者少く従て推薦を受くるもの少かりしが故だと云ふ。

- (ニ) 選抜方法 特別の試験を課することなく、マクヨム八年修了者若は大學在學生にして、當該學校教師の推薦と在暹羅獨逸公使館と密接關係を有する暹羅人又は在留獨逸人の保證ある希望者中より、獨逸公使館及ビイグリム商會 (B. Grimm & Co.) に於て選抜する。

- (ホ) 留學期間 一ヶ年とす、但留學中の成績に依り之を延長することを得、實際は多くは之を延長し留學期間約三年に及ぶを常とすと云はれてゐる。

- (ヘ) 學資 月額百十マルク、但在學中の授業料其他の諸學習費、健康保険料は獨逸政府に於て別に之を支辨してゐる。

- (ト) 現在獨逸留學中の獎學資金學生數 五名

備考 獨逸の獎學資金制度は國際文化交流の爲め留學生の相互交換を目的とするものなること本文記述の如くで従て獨逸學生の暹羅留學をも豫想し居るものと認めらるる處未だ獨逸人學生の暹羅に留學せるもの一人もない。

(二) 佛 蘭 西

五六

- (イ) 出資者 佛蘭西政府及佛領印度支那政府の出資に係る、即ち佛蘭西本國留學生に付ては佛本國政府、佛領印度支那留學生に付ては佛領印度支那政府に於て夫々所要學費を負擔するものとす。
  - (ロ) 目的 佛蘭西文化の普及。
  - (ハ) 選抜留學生數 一定せない、但し大抵毎年一人又は二人である。
  - (ニ) 選抜方法 在暹佛蘭西公使館代表、志願者の在學又は卒業せる學校の校長及當該學校の佛語教師を以て組織する證衡委員會に於て試験の上選抜する、右委員會の課する試験科目に付ては何等規定なく證衡委員會の裁量に一任せられてる、志願者の資格に付ても亦何等の規定がなし。
  - (ホ) 留學期間約三年。
  - (ヘ) 學費 月額千フラン、外に授業料免除の特典があり、往復旅費中船料は一等或は二等分を支給せらるる。
  - (ト) 現在佛本國留學中の獎學資金學生數 一名
- 備考 佛國獎學資金に依る學生數の選抜派遣は最近二年以來中絶して居る、今其の理由は明かでない。
- (三) 米 國
  - (イ) 出資者 ロックフェラー財團
  - (ロ) 目的 一般人類の幸福並に特に暹羅國民の福祉増進に貢獻すべき學術研究の獎勵補助。
  - (ハ) 選抜留學生人員 一定せない。
  - (ニ) 選抜方法 文部省代表者、ロックフェラー財團代表者及暹羅チュラロンコン大學代表者の三名を以て組織す

る證衡委員會に於てチュラロンコン大學各科主任教授推薦に基き、大學教授又は學生中より選抜するもので現在の事實は主として醫學部教授中より選抜せられて居る。

(ホ) 留學期間 一定せない、尙ほ本獎學資金の目的は前記の如くにして従て學生の留學地は必ずしも米國と限定せらるることなく、米國、支那又は非律賓なることがある。

(ヘ) 學費 獨身者に對しては月額百二十弗、既婚者に對しては月額百八十一弗五十仙、右の外旅費を給與する、尙ほ留學中必要なる授業料及高價なる學術實驗費は總て財團に於て之を負擔する。

(ト) 現在留學中の獎學資金學生數 七名

備考

ロックフェラー財團と暹羅政府との間には左記事項契約を有する由である。

暹羅國政府とロックフェラー財團との間に契約せられたる事項。

暹羅政府側

- 一、九名の教授を採用すること(月俸八百銖乃至一千銖)
- 二、各種の研究機關を設置すること。
- 三、外國人看護婦を雇備すること。
- 四、一般醫學の向上發達を圖ること。

財團側

- 一、九名の各科教授に要する増俸額を補助すること。
- 二、暹羅國人にフェローシップ獎學資金を給與すること。

五七

三、暹羅國に於て解剖學、人體學、外科學用建物を建築すること。  
 四、英語教師一名を雇備すること（月俸七百銖）

五、女子學生用建物及細菌學建物を衛生學科の爲に建築すべく三十萬銖を出資すること。

尙ほ前記諸外國側設定の獎學資金に係るにあらざる外國留學暹羅人學生の狀況は大體別表の通りである。參考とするに足る。

參考 諸外國側の設定に係る獎學資金に係るにあらざる外國留學暹羅學生の狀況（英、米、佛、獨）

運羅學生カ勉學中ナル學校名	專修學科及學生數 (中等程度ヲ含メ)	私費留學生數	キングスコレジツ	政府派遣留學生數	合計
Cambridge, Oxford, London, Liverpool, Birmingham, Manchester, Universities, Inner Temple, Middle Temple, Trent College, Seale-Heyne Agricultural College, Langborough College.	法 工 醫 化 物 陸軍及海軍 律 學 學 學 學 學 學 七 一 一 一 一 一 名 〇 〇 〇 〇 〇 〇	二四名	二三名	七名	五三名

運羅學生カ勉學中ナル主ナル學校名	專修學科及學生數 (中等程度ヲ含メ)	私費留學生數	キングスコレジツ	政府派遣留學生數	合計
U. S. Military Academy West Point, Wharton School of Finance at the University of Pennsylvania, Harvard University, Massachusetts Institute of Technology, New York University, Cornell University, Williams College, Johns Hopkins University Boston University, Iahigh University, Yale University.	工 醫 陸軍及海軍 學 學 學 學 一 四 四 四 名 名 名 名	六名	一名	九名	一六名
Ecole Polytechnique, Ecole Nouvelle Lausanne, Lycee-Portier-Saint Charles Marseilles, Ecole Libre Des Sciences Politiques Ecole Centrale Lyonnaise, Institute Polytechnique de Grenoble, Ecole Nationale d'Agriculture de Montpellier.	法 工 醫 律 學 學 學 學 學 學 二 二 二 二 名 名 名 名	四名	一名	五名	五名

獨逸	
暹羅學生カ勉強ナル主ナル學校名	Allgemeine Electricists Gesellschaft, Berlin. Technische Hochschule, Berlin. Ober-Real-schule Marburg. University of Berlin. University of Jena. Frankfurt University.
専修學科及學生數	法律學 一名 醫學 二名
私費留學生數	ナシ
キングス・コロンツ ア學生數	ナシ
政府派遣留學生數	三名
合計	三名

X	X	X
X	X	X
X	X	X

### ○暹米輸出貿易 (自一九三四年十二月至一九三五年十一月)

○輸出總額——仕向地別輸出額——米價——新米穀年度に於ける輸出餘力  
 一九三四年十二月以降一九三五年十一月に終る暹羅國米穀年度内に於ける暹米輸出は數量百六十萬八千八百一噸此の價額九千四百萬六千九百五十五銖を示したが之を過去數米穀年度内の數字に比較すれば次の如き増減となる。

米穀年度	數量(噸)	價額百萬(銖)	本米穀年度トノ比較
一九二六——二七	一、六五五、三八六	一九八、〇	(-) 四六、五八五噸 一〇四、百萬銖
一九三二——三三	一、五九八、四八五	八七、一	(+) 一〇、三一六噸 六、九百萬銖
一九三三——三四	一、八四二、三三〇	八五、四	(+) 二二三、五二九噸 八、六百萬銖

即ち一九二六二七年當時は近來に於ける米價最良時代であつて其の輸出價額は本年の二倍以上を示して居る、其の後米價不味と共に輸出量も減少し一九三二——三三年には數量價額共著しい減少となつた、更に一九三三——三四年には本年に比し、二十三萬三千餘噸の多量を輸出したに拘らず價額は却て八百六十萬銖の減少を示して居る、以上の輸出米の仕向地別數量價額は左表の通りである。

仕向地	數量(噸)	價額(銖)
新嘉坡及馬來	四九九、四七七	二九、一八七、〇二四
香港	三四九、〇六一	二〇、〇五七、九八八

右の内日本仕向米の品種別價額は左の如し。

支那	蘭領	印領	錫蘭	日本	和蘭	英國	獨逸	西印度	南及東亞弗利加	其他	合計
一四八、五九〇	五〇、九〇四	一九九、二三三	三五、五三〇	二六、九一五	一二、一九二	一四、七六三	一〇、七九三	一七〇、三四七	一八、五四一	七二、四五五	一、六〇八、八〇一
七、七三二、九八一	二、八六〇、二七一	一〇、〇七五、三四三	一、九〇四、七一一	一、六九三、三三七	九七八、〇三二	六三〇、四八〇	七〇九、二二八	一三、〇三五、九八一	一、五六三、六四二	三、五七七、〇七五	九四、〇〇六、〇九五

  

白米	白米	糯米	合計
二五	二一、四四九	五、二四一	二六、九一五
一、六六六	一、三六五、五三四	三一五、九七五	一〇、一六二

備考 以上三表共十月及十一月中ノ輸出量ハ概算數ニ依ル。

前掲過去數年の輸出額と本年度分との比較表に依つて本米數年度に於て米價が若干回復し來れることを知り得るが本年中白米の輸出價格噸當り平均は七十七銖八十一仙なりしが各月内平均價格は左表の通りである。

一九三四年十二月	一九三五年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	平均
六六、一〇	六六、五六	六九、三九	七〇、九五	七三、二二	八五、八四	八八、九六	八六、四六	八五、二九	八九、四八	八二、〇二	七九、四九	七七、八一

即ち此の年平均價格は擔當り約四銖六十仙となるが今之を税關貿易統計に據る過去五歷年度中の白米價が

一九三〇正四月——一九三一年三月  
 七、九四 銖仙  
 一九三一年四月——一九三二年三月  
 四、六六  
 一九三二年四月——一九三三年三月  
 四、一五  
 一九三三年四月——一九三四年三月  
 三、九二  
 一九三四年四月——一九三五年三月  
 三、七五

六四

の如き趨勢に在つたものに比較すれば本米穀年度に入つての米價は著しく回復した譯である。

次に十二月に始まる新米穀年度に於ける暹米輸出餘力は九月中農務省の發表に據れば概百九十萬噸と計上された其の後天候不順の爲作柄不良の地域増大し十一月初旬發表の豫想は百八十萬噸に減額されたのであつたが本年雨期終末の天候は甚しく異常のものあり、平年に於ては遅くも十月中旬に雨期明けとなるべきものが本年に於ては十二月に入りて猶降雨続き米作中心地の各地方に水害が報ぜられ收穫期に際しての過水の爲め穀の出來柄は平年に比し著しく不良となつた、從て新米穀年度の實際輸出餘力は農務省最終發表の百八十萬噸よりは更に相當減少するであらうと豫測せられる、又米市價は十月を峠として新米出廻期たる十一月十二月に及んで幾分下落し、既述の本米穀年中の平均輸出米價以下となつたが、之は出廻初期の多荷の爲めの一時的市價で今後は相當の高値に反撥するには非ざるかと考へらる。

x	x	x	x
x	x	x	x
x	x	x	x
x	x	x	x

雜報欄

○駐日暹羅公使の帝國陸軍招待晚餐會

既報本邦留學中の暹羅陸軍將校留學生十二名は去る十月一日より夫れ々隊附となり新行程に入つたので此の機に駐日「ミソトラカム」暹羅公使は十月十二日東京會館に於て帝國陸軍首脳部を招請晚餐會を催した、當日折悪く陸相、參謀大長は差障出席せられなかつたが渡邊教育總監、篠塚近衛歩兵第一旅團長、大島同第二旅團長を初め關係聯隊長、參謀陸軍省、參謀本部、教育總監部よりも多數の將校出席せられ主客合せて五十四名極めて盛會であつた、當會よりは矢田常務理事、山口主事出席した。

○暹羅に於ける日暹協會の設立

暹羅に於ける日暹協會の設立は豫てより同國有力者間に於て計劃されて居つたが、最近の兩國親善關係の増進並に一般暹羅人士間に於ける日本研究熱勃興等の時運に促され、一昨年東京にて開催された第二回汎太平洋佛敎青年大會に參加した暹羅首席代表ヒヤスリツシチカンバンチヨン氏（鐵道局顧問電氣局長）及同代表ルアンチャエンサクソククラム氏（内務次官補）其他の幹旋盡力にて過般愈創立の運びとなり、去る十一月四日に暹羅關係官廳に正式登録を了し、

六五

初代会長に前記ビヤスリツシチカン氏、同副會長にルアンチヤエンサク氏が就任した、會員數は創立直後のことゝて未だ確算し難いが創立前プロスペクティブメンバーとして其の氏名の記録されたるもの暹羅人約百名、日本人約二十名あり、將來は相當多數の入會者ある見込とのことである、我が暹羅協會と同一の目的を有する暹羅日暹協會の設立は吾等の衷心より欣幸とする所で今後相共に手を携えて日暹兩國親善の増進文化の發達に寄與したいものである。

左に同會々則譯文及役員氏名を掲ぐ。

### 日暹協會會則譯文

#### 名稱及所在地

第一條 本協會ハ日暹協會ト稱シ本部事務所ヲ暫定的ニチュラロフコン大學前ナイ、キンセン、キムスワン方ニ置ク一但シ必要ニ應シ他ニ支部ヲ設クルコトアルヘシ

#### 目的及事業

第二條 本協會ハ日暹兩國間及ヒ兩國民間ノ親善増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
第三條 本協會ハ其ノ目的遂行ノ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- (一) 國々民ヲシテ會合懇談シ且ツ各種事業及ヒ競技ニ協力スル機會ヲ得シムルコト
- (二) 日暹兩國ニ關スル智識ノ探求及び事情ノ研究並ニ有益ナル報道ノ弘布
- (三) 視察及ヒ觀光旅行並ニ學者、教授及講演者等ノ意見及智識ノ交換

(四) 其ノ他役員會ニ於テ本協會ノ目的ニ一致スト認メタル事業  
前項ノ事業ニ關シ本協會ノ目的達成ノ爲必要ト認ムルトキハ日本ニ於ケル暹羅協會又ハ同種ノ協會ト聯絡スルコトナ  
ルヘシ。

#### 會員

第四條 本協會ノ會員ハ左ノ二種トス

名譽會員 役員會ノ決議ヲ以テ推薦セラレタル者

通常會員 會費年額十二銖ヲ納ムル者

第五條 通常會員タラムト欲スル者ハ會員一名ノ紹介及二名ノ保證ヲ以テ本協會規定ノ様式ニ據ル申込書ヲ書記ニ提出スヘシ

第六條 役員會開會ノトキ書記ハ入會申込者ノ氏名ヲ報告シ該申込ノ審査決定ヲナスヲ得セシムヘシ

第七條 役員會ニ於テ入會申込者ノ入會承認ヲ議決シタルトキハ書記ハ之ヲ當該申込者ニ通知シ且ツ一ヶ月以内ニ會費ヲ納入スヘキ旨ヲ通告スヘシ

第八條 入會申込者カ會則ニ遵ヒ會費ノ納入ヲ了スル迄ハ當該申込者ハ會員ト認メラレス且登錄セラレサルモノトス

登錄係ハ新入會者氏名ヲ十五日ヲ下ラサル期間本協會事務所ニ揭示スヘシ

#### 會費

第九條 會員ハ每年會費年額ヲ前納スヘシ、但シ一年ハ四月一日ヨリ起算シ三月三十一日ニ終ル

第十條 會員ニシテ終身會員タラント欲スルモノハ一時會費二百銖ヲ納ムヘシ通常會員ニシテ引續キ二十年間會費ヲ納

入シタルモノハ終身會員ト看做ス

第十一條 役員會ノ決議ニ依リテ推薦セラレタル名譽會員ハ會費ヲ納入スルヲ要セス

會員ノ權利

第十二條 會員ハ本協會本部若ハ本協會ノ目的ノ爲メニスル各種事業ノ爲メ本協會ノ管理ニ屬スル場所ニ適當ナル時間  
内出入スル權利ヲ有ス

第十三條 會員ハ本協會ノ事業遂行ノ方法ニ關スル意見ヲ審議ノ爲メ役員會又ハ總會ニ提出スルコトヲ得

第十四條 會員ハ適當ノ期間内ニ於テ役員會ニ對シ本協會ノ事業ニ關シテ質疑シ又ハ本協會ノ帳簿書類ノ閱覽ヲ求ムル  
コトヲ得

第十五條 會員ハ役員會ノ適當ト認ムル場合ニ於テ本協會事務所又ハ本協會ノ管理ニ屬スル場合ニ紳士淑女ヲ同伴スル  
コトヲ得

會員資格ノ消滅

第十六條 會員資格ハ退會死亡又ハ除名ニ由リ消滅ス

第十七條 會員カ本協會ノ爲メ有害ト認ムル行爲ヲナシタルトキハ役員會ハ三分ノ二以上ノ多數決ヲ以テ之ヲ除名スル  
コトヲ得

第十八條 會員死亡シ若ハ理由ノ如何ニ拘ラス脱會シタルトキハ登録係ハ其ノ氏名ヲ登録簿ヨリ抹消シ且ツ十五日ヲ下  
ラサル期間共ノ氏名ヲ本協會事務所ニ揭示スヘシ

總裁及役員

第十九條 本協會ハ暹羅皇族ヲ總裁ニ又日本皇族ヲ名譽總裁ニ奉戴スルコトアルヘシ

第二十條 本協會ノ役員會ハ左記ノモノヲ以テ組織ス

會長
副會長
書記
會計係
接伴係
登錄係
司書係

其他委員四名

第二十一條 駐日暹羅公使及駐暹日本公使ヲ其ノ地位ニ據リ名譽會長トス

第二十二條 會長ノ選任ハ左ノ規定ニ據ルモノトス

(イ) 役員會ハ會長適任者ノ名簿ヲ總會ニ提出スルコト

(ロ) 全會員ヲシテ多數決ニ依ル選舉ヲ行ハシムル爲メ總會ヲ開會スルコト

(ハ) 最高點者ヲ以テ會長當選者トス但シ同點者アリタルトキハ最年長者ヲ以テ當選者トス  
會長ハ會員中ヨリ會長以外ノ各役員ヲ選任シテ之ヲ總會ニ提出シ其ノ同意ヲ經ヘシ

前二項ニ掲クル役員ノ任期ハ一年トス但シ再選セララルコトヲ妨ケス

役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ會長ハ其ノ後任者ヲ選任シ當該役員殘任期間中役員タラシムヘシ

第二十三條 會長ハ會務ヲ總轄シ且ツ總會及役員會ノ議長トナル

第二十四條 全役員ハ一體トシテ會務ヲ處理スルノ義務ヲ負フモノトス

第二十五條 役員會ハ會長若ハ三名ヲ下ラサル役員ニ於テ必要ニ應ジテ之ヲ召集スルコトヲ得

第二十六條 役員會ハ五名ヲ下ラサル役員ノ出席ヲ以テ定足ニ達シタルモノトス

第二十七條 副會長ハ會長ニ於テ其ノ職務ヲ執行スルコト能ハサルトキ會長ヲ代理ス

第二十八條 書記ハ一般事務ヲ掌ル

第二十九條 會計係ハ金錢領收書ニ署名スル權限ヲ有シ又本協會ノ事業ニ關シテ一回ニ付五十銖ヲ超ヘス且ツ一ヶ月ニ

付二百銖ヲ超ヘサル金額ノ支出ヲ爲スコトヲ得、右金額ヲ超過スル支出ノ必要アルトキハ豫メ役員會ノ承認ヲ得ルヲ

要ス

總會

第三十條 本協會ノ通常總會ハ毎年一回之ヲ開ク、但シ役員會ニ於テ必要ト認メ若ハ十五名ヲ下ラサル會員ノ請求アルトキハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

年次通常總會ニ於テ役員會ハ會計報告並ニ本協會ノ既成事業ニ關スル報告ヲ提出スヘシ

第三十一條 總會ハ全會員ノ三分ノ一ヲ下ラサルカ又ハ三十名ヲ下ラサル會員ノ出席ヲ以テ定足ニ達シタルモノトス

資産

第三十二條 本協會ノ資産ハ會費、寄附其他ノ收入ヲ以テ成ル本項ノ資産ハ本協會ノ名ヲ以テ銀行又ハ郵便貯金局ニ預

金セシムヘシ

但シ役員會ハ支出ノ準備トシテ二百銖ヲ超ヘサル金額ノ現金ヲ保有スルコトヲ得

規則ノ改正

第三十三條 本協會々則ハ總會ニ於テ出席會員ノ三分ノ二以上ノ多數決ニ依ルニアラサレハ之ヲ變更削除又ハ増補スルコトヲ得ス

日暹協會役員氏名

氏名	役名	職業	備考
ビヤ、スリスチカン、バンチヨング	會長	官吏	昭和九年夏來日セシ人
陸軍少佐ルアング、チャウエーシングサク、ソングライン	副會長	官吏	右同
ルアング、ワラニツチ、プリチャイ	書記	人民代表	昭和十年春議員團々員トシテ來日セシ人
ナイ、キムセング、キンスワン	會計係	商業	
ブラ、ビビット、サーリー	接伴係	商業	
タンキング、パロツトラーチヤイ	登錄係	退職官吏妻	
ブラ、ブラモン、パンナー	司書係	官吏	昭和十年夏迄東京駐在商務官タリシ人
小川 藏 太	役員	醫師	整谷日本人會長
宮崎 申 郎	役員	日本公使館書記官	

平野郡司  
ルアング、ウイチツト、ワータカーン

役員商業  
三井物産盤各支店長  
役員官吏

七二

### ○暹羅の棉作

暹羅政府は、一九三四年十一月より翌年二月に互り同國の棉作可能性を調査した我が三原博士の建築に基いて愈々棉作暹羅の樹立に着手し、一九三五年——三六年度豫算には既に二十萬銖を資本的支出として本計劃に計上したのみならず今年度三ヶ年の契約にて同博士を農務省に傭聘、同氏は去る十一月に赴任せられた。棉花は將來に於ける暹羅の最重要產品の一となる筈で、既に獨逸及び日本より大量供給の間合せを受けて居り、政府は今日迄に約七〇〇擔の東埔寨棉の種子を諸縣の棉作地住民に配給してゐるとの事である。尙農務局は「チャラーン」氏を米國に派遣して、一ヶ年間棉作の研究を行はしめることとなり一月末本邦經由渡米した。

### ○松島大使講演會

既報先般歸朝の松島大使の南洋、印度、近東事情講演會を兼ねたる親睦會を去る十一月七日午後當會主催の下に華族會館にて催した、出席者左の通りで盛會講演終つて講師と出席者各位との間に尙暹羅近情に付き種々懇談が重ねられた更に會食後先年中央亞細亞地方を巡歴せられた美術研究家故尾高鮮之助君の撮影に係る同地方映畫を同君遺族の御好意に依て上映一同の觀覽に供した。

因に當日の松島大使講演速記は本號附録掲載の通りである。  
松島大使講演會出席者（イロハ順）

井上雅二君	磯部美知君	今岡十一郎君
外山高一君	徳川頼貞君	富田亥之七君
縫田榮四郎君	岡部長景君	渡邊知雄君
加藤泰通君	門野重九郎君	坪上貞二君
倉田猛郎君	黒田清君	矢田長之助君
柳澤健君	手島治雄君	三原新三君
三原繁吉君	溝口禎次郎君	鹽田廣重君
山口主事		

### ○日本商工會議所及暹羅協會より暹羅國へ映畫 「産業日本」寄贈

一昨年夏日本商工會議所と當協會とが共同し外務省を初め民間諸會社の後援を得て、暹羅國本邦經濟産業視察團々長「ビヤシリシチカーン」氏外八名を招請月餘に汎り親しく本邦各方面視察の機を提供し爲めに日暹兩國親善の増進と經

七三

濟關係の緊接化を促進することに努めるところあつたが、招請者側では更に當時同視察團の見學した諸工場其他の現況を映畫に收め「産業日本」と題する「フィルム」とし之を暹羅國に寄贈することとした、過般此の「フィルム」が出来上つたので其贈呈茶會を一月卅日午後東京會館に催したが席上有吉日本商工會議所副會頭より別記の挨拶があつた後フィルムを暹羅公使「ミツトラカム」氏に手交終つて別室で試寫一同の觀賞に供した、「フィルム」は全卷四卷約四千呎工場作業は素人にも判り易く映されて居り好個の紀念品である。

### 有吉日本商工會議所副會頭の挨拶

閣下並に各位

本日の主催者であります日本商工會議所並に暹羅協會を代表しまして、一言御挨拶申し上げます。本日は特に日暹兩國の親善と通商貿易の發達に最も熱心に盡力せられて、吾々の深い敬意を寄せる暹羅公使「ラミトラカム」ラクサ閣下に對し、日本の産業状態を撮影したる「フィルム」を贈呈する爲め此の茶會を催した次第であります。顧みれば一昨年夏我が國におきまして汎太平洋佛教青年大會を開催されました際、我が國の産業、經濟、制度、文化等各方面の御視察を願ふ爲め暹羅視察團「ピヤ」シリシチカイン閣下の御一行を御招待致し、御一行は一ヶ月又は數ヶ月に亘り各方面の視察研究をされて御歸國相成つたことは各位の御記憶に尙ほ新たなる事柄と存じます。御一行の御來朝は日暹兩國の親善と經濟關係の緊密化を促進する契機となり、爾來暹羅國人民議會議員團の御來訪があり、更に最近には暹羅國內務參議ルアン、フラテイツト、マヌタン閣下の御來訪がある等、兩國の接近愈々顯著なる傾向を呈し、通商經濟の關係も亦漸次増進せんとする趨勢にありますことは、吾々兩國體の衷心欣快とする所でありま

す

ピア、シリシチカイン閣下並に御一行の招待及視察に關しましては、本邦駐暹羅公使「ラミトラカム」ラクサ閣下を始め同國公使館の各位、我の國外務省關係當局、特に桑島東亞局長並に同局御關係の各位より多大の御高援を蒙り、又實業界各方面より深甚なる御協力を寄せられしことは、寔に感謝に堪へない次第であります。

御一行の御視察に關する顛末は曩に報告書を編纂印刷して御配布致しておきましたので、茲に再び繰返すことを避けたいと思ひます。其の詳細なる經過に付ては何卒報告書に依り御了承下さることを御願ひ致します。

御一行の御歸國に際し、日本の産業各方面の状態は今回の視察に依り自分等は十分了解したが、之を廣く暹羅國民に知らしむる爲め、活動寫眞の「フィルム」に撮影願へれば非常に幸である云々と熱心なる希望を述べられたのであります。之れは寔に御尤もなる御希望であると考へまして、爾來其の計畫を立て、製鍊、機關車、自動車、自轉車、電氣器械、電線、セメント、製紙、麥酒醸造、紡績工場等の製産状態を四卷約四千呎の「フィルム」に作成したのであります。關係各工場におかれまして多大の御便宜を御與へ下され、奮勵漸く完成致しましたので、本日茲に暹羅公使閣下の御來臨を仰ぎ右フィルムを贈呈する運びとした次第であります。此の「フィルム」は右申述ぶる如き趣旨を以て作成したものでありまして、特に専門家でない一般の人々に工場生産の状況を簡明に知らせることに留意致し、成るべく短い「フィルム」に多數工場を撮影することに努めたのでありまして、本邦主要工業の鳥瞰的觀念を與へる便宜は尠くないことと信じます。暹羅公使閣下におかれましては之を「ピヤ」シリシチカイン閣下其他と御誅りの上成るべく廣く貴國々民に映示せられます様御願ひする次第であります。尙ほ別席で後程此の「フィルム」を映寫して御高覽に供する手筈でございます。

此の「フィルム」の作成に付きましては關係各工場より多大の御便宜と御後援とを與へられ、之を完成することが出来

またたのは全く御關係各位の御協力の賜物と云はねばなりません、此の機會に深甚なる感謝の意を申述べたいと思ひます。

七六

本日は御多端の際にかゝはらず、暹羅國公使ブラ、ミトラカム、ラクサ閣下、ブラ、サラサット閣下、其の他同國公使館の各位、外務省桑島東亞局長、岡田文化事業部長閣下其の他外務省御關係の各位並に此の計畫に對し多大の御援助を與へられましたる實業界の各位が多数御繰合せ御來臨の榮を賜りましたことは、主催者たる暹羅協會並に日本商工會議所の最も光榮とする所でありまして、茲に深厚なる謝意を表しまして、私の挨拶を終りたいと考へます。

### ○「來朝暹羅人民代表議員の日本觀察感」

昨春來朝した暹羅國人民代表議員團一行は歸暹後或は講演に或は寄稿に本邦觀察狀況を同國人に紹介して居るのは吾人の多とする處である。右團員中の一人現無任所參議チヤイブーム縣選出議員ルアンナートニタイターグ氏も十一月九日發行選字紙「イサラ」に「隣邦を見ての感想」と題し一文を寄せてゐるので左に其大要を摘譯する。

#### 隣邦を見ての感想

今回一行の海外旅行は短期の間に過ぎなかつたけれども其の旅行の範圍は極めて廣汎で殆んど東洋全部に亘つた。故國を後にして足跡を彼南に印した私の最初の感想は驚く可き程よく道路網の完成されてあることであつた、即ちア

スファルト道路は甚盤の目の如くに四通八達し、苟も相當の人口を有する都市には必ず道路を通じ居りて住民が此道路によりて交通上受くる利便は非常なものである。

コワララポーを経て新嘉坡に到る途中には處々に試験所の設けがあつて、護謨の栽培、害蟲驅除、搾汁、精製の改善に付ての研究を行つて居るのを見た。

予は比較的日本に最も永く滞在したのであるから、他の通過諸國よりも日本を多く知つたのである、乍併日本の事情は今日斷へず報道せられて居るのであるから予は、其の最も痛感した二三に付てのみを語らんとするのである、予は常に人間は身體強健にして始めて其の目的を達成し且つ國家の良民たるを得るのであると云ふ考へを抱いて居るのであるが予が最初に上陸した都市たる神戸に於て教師に引率せられたる多數の男女學生の遠足團體に遭遇した、是等の男女學生は皆一様に身體強健にして女學生と雖も決して男學生に比して遜色が無い、此の點に付ては予は日本滞在中終始觀察を怠らず日本が大に體育の發達に力を用ひて居ることを覺つたのである。

予等は日本到着後間も無く日本の或人々から日本今日の繁榮は「日本人が事に當りて眞劍」なるが故なりと教へられた、爾來予は其の眞相を捉へんことに努めた結果其の言の偽ならざるを發見した、事實日本人は全く働く爲に生れ來つたものの如くに皆勤勉である、予は市中に於て日本人が男女肩を並べて悠々漫步するものあるを見たことがない、朝は未明から工場又は事務所に途を急ぐ男女の姿を見た、彼等は男女共に皆力一杯の仕事を負擔し女子と雖も男子に一步も譲ることなく働くのである。只日本婦人は政治上の權利を有せない、此の一事のみが日本女子の未だ我國女子に及ばぬ點である。

日本の商業が如何に繁榮せるか又日本の貿易が如何に發達するかは既知の通りであるが、諸君にして親しく日本の實

七七

情を目にするときは、其の多数の商店中外國人經營のもの皆無なること販賣せらるる商品は悉く自國製品ならざるはなきことを發見して、諸隣邦との間に遠き隔あるに驚くであらう、日本は外國製品に對して重き輸入税を課して居る、予は日本に到着した時英國製の煙草二本を所持して居つたが、検査官は此の二本の煙草に捺印した、以て如何に検査の嚴密なるかを窺ふに足るのである。

予の眼に映じた日本人は寛大にして禮儀正しき國民であつて、此の點に於て全く世界に其の類例が無い、實に寛大互讓は協國一致の源泉であると思ふ。

日本滞在中の某同胞は余に次の様な話を聞かせて呉れた、或日彼は自ら自動車を操縦して市中を走つて居たが誤つて路傍においてあつた自轉車に衝突して大損害を與へたので、其の持主に對して自分の不注意を謝して損害を賠償すべしと申出た處、自轉車の持主は之を謝絶し却て路傍に自轉車を放置したのは自分の不注意であるから若し自動車に破損の個所あらば自分の方より辨償しようと思つたと云ふことである、斯の如き寛大互讓の精神が広く一般に普及せらるるに於ては日本人の協同一致は愈々堅くなることは疑ふの餘地が無い、服裝に關しては予は男子の多数は吾等の所謂國際的の衣服を使用するのを見た、之に關し予は或日本人に對し何故歐米人の服裝を喜ぶやを質問したるに彼は日本服は作業に不便なるに反し洋服は便利なるが故なりと答へた、而して日本人は洋裝を調ふるにも決して他國人の手を煩はさず悉く日本人の手で製造したるもののみを使用して居る、斯く日本人の服裝が歐米風に改められつつあるは事實ではあるが今も尙ほ公會の席上に日本服裝の紳士を見るのである、予は或宴會に於て其の例を見た、來賓の多くは歐米人にして悉く夜會服を着用したる間に唯一人英國大學出身たる當夜の主人公のみが日本服を着用して異彩を放つた、予は之を非難するどころか却て彼の愛國的態度に感激して予は何故に暹羅服を携帯し來らざりしかと遺憾に思つた程である。

予は更にフキリツピン、安南、カムボヂヤ等を視察したのであるが、何れも皆農業の獎勵保護に力を盡して居り獎勵保護の機關が完備して居る、農業は實に我國の主要産業であるに拘らずそれが皆無なるは遺憾である、或國では「米作課」と稱するものを置き之を數部に分つて土壤の研究、種子の配布、害蟲の驅除方法の研究、運輸、市場の開拓等に到る迄農民の指導に努めて居るのである。

予が隣邦視察の感想を發表したのは我同胞をして隣邦の繁榮の由つて來る所以に付て考察するところあらしめんが爲に外ならぬ、予一個の考に依れば彼等は眞實に語り眞實に實行するものである而して今日の我國も眞實を語るべき時期に到達したのである、吾等は我が愛する國家の繁榮を期する爲めには、藥味によりて食品の味をこまかすが如き手段を棄てねばならないと考へるのである。

終に臨み一言附加し度きことは、予が旅行の途に上らんとするに際し予の一友人は予に對して「足下が彼の國に旅行し彼國の實相を見られたならば涙を流さねばなるまい」と告げたのであつたが、予は此の友人の言の末段を「慚死し度い」と改めむべきだと思ふことである云々。

### ○暹羅國內務參議謁見仰付けらる

一月八日官報宮廷録事に左の通り拜讀した。

「暹羅國內務參議ルアンブラテイトマヌタン今般渡來ニ付敬意ヲ表スルタメ同國特命全權公使プラミトラガムラササ同伴昨七日午前十一時 天皇陛下ニ謁見仰付ケラレタリ」

更に一月十一日我が 皇室より同氏に勳一等旭日大綬章を御贈與あらせられたと洩れ承つた。

### ○暹羅國內務參議「ルアン プラテイット」氏の來朝

暹羅國內務參議「ルアン プラテイット」氏は昨年八月盤谷出發先づ瑞西に赴き目下同地に御滞在中なる暹羅新帝陛下に拜謁御機嫌を奉伺したる後歐米視察旅行中であつたが歸暹の途去る十二月卅日横濱入港郵船大洋丸にて初めて本邦に來遊せられた、當日横濱棧橋には「ミツトラカム」暹羅公使、同館員を初め外務省守島東亞局第一課長、宮崎笠原兩書記官、倉田横濱暹羅名譽領事、神奈川縣廳、横濱商議、日本商議代表、當協會よりは山口主事等多人數の出迎へあり、參議は長途の旅行疲労も無く一同と欣びの握手を交換し直に東京暹羅公使館に入られた、一方夫君出迎の爲め態々暹羅より來られた參議夫人も翌三十一日朝入京せられた、然るに折悪く時恰度年末年始休暇中の爲め一月二日に明治神宮に參詣せられた外は一月五日迄は「プロクラム」を作らず公使館に在りて非公式に我が國朝野の名士或は在京暹羅人等と面接其餘暇は市内外の觀光に日を送られた、而して六日よりは大體左記「プロクラム」に依り十一日迄滯京、十二日午後三時東京驛發盛んな見送りの裡に退京、十三日は名古屋日暹寺に參詣、十四日大阪滯在、十五日神戸發乾隆丸にて機嫌能く一路歸暹の途に就かれた、滯京中我が國官民より受けたる熱誠なる歡迎に對しては參議、同夫人共衷心満足且感謝して居られた。

内務參議は年齒尙三十有餘歳沈着なる裡にも元氣潑潑の紳士である法律家出身で青年時代多年佛蘭西に留學法學博士の學位を有して居らるゝ、舊政權時代には司法法典編纂委員會の一員であつたが當時より暹羅青年者仲間には瞭然たる勢力を持つて居つたと云はれて居る、一九三二年政體變更の砌りは文治派を代表し軍部と提携携革命重要役目を仕め其後一時政界と離なれて居つたが一九三三年以來再出現、爾後内務參議として衆望を負ふて新興暹羅の爲めに奮闘を續

けて居る、我が國に對しては常に好意を有して居らるゝので同氏今次の來朝は日暹親善増進の爲め誠に慶賀に堪へん次第である。

午

前

午

後

夜

一月六日 煙草專賣局視察

内務省土木局有志主催午餐會

三井男爵主催晚餐會

京濱地方土木事業視察

廣田外相、重光次官訪問

七日 深井日銀總裁訪問

廣田外相主催午餐會 高橋藏相訪問

暹羅公使主催晚餐會

八日 觀兵式拜觀

後藤内相主催午餐會 海軍大臣訪問

暹羅協會主催觀劇會

警視廳視察

九日 東京市内及附近土木事業並に病院視察

陸軍關係視察

十日 海軍關係視察

海軍關係視察

日本商工會議所及日本經濟聯盟主催晚餐會

十一日 陸軍關係視察

陸軍關係視察

陸軍大臣主催晚餐會

十二日

東京驛發名古屋に向ふ

十三日 名古屋日暹寺參詣

名古屋發大阪に向ふ

伊藤名古屋日暹協會々長訪問

十四日 大阪滯在

十五日

神戸發乾隆丸にて歸暹す

## ○協會開催の暹羅内務参議歓迎觀劇會

八二

内務参議今次の來朝に就ては當協會は曩に外務省に開催されたる數次の歓迎打合せ會にも常に参加する所あり、参議滯京中も協會幹部は屢々同氏と面接日暹親善に付意見の交換を爲し又其視察各所の交歓等の場合も種々便宜を圖つたが一月八日午後協會主催歌舞伎座に於て歓迎觀劇會を爲し参議夫妻、暹羅公使夫妻、前經濟参議夫妻を招待した、新年早々のことゝて主人側に事故不參の方もあつたが尙左記諸氏の出席があつた、歐米の西洋劇には觀慣れたる内務参議も我が國獨特の歌舞伎劇を非常の興味を以て觀賞せられた、夕刻同場内に於て一同打寛ろいで晚餐を共にし尙其後も引續き觀劇主客共十二分の歡を盡して十時半解散した。

日本人出席者名

近衛公爵及令夫人	徳川 侯爵
岡部子爵及令夫人	三島子爵及令夫人
矢田部公使令夫人	鶴見左吉雄氏及令夫人
門野重九郎氏及令夫人	倉田猛郎氏及令夫人
矢田長之助氏及令夫人	桑島主計氏
安川雄之助氏	守島伍郎氏
宮崎申郎氏	笠原太郎氏

宮原 武雄氏  
山口 主事

日野 博直氏

## ○日本商工會議所日本經濟聯盟會聯合主催の内務参議歓迎晚餐會

日本商工會議所日本經濟聯盟會連合の内務参議會歓迎晚餐會は一月十日午後七時より日本工業俱樂部に於て開催主賓内務参議の外暹羅公使、前經濟参議も招待出席極めて盛大に行はれた、席上會長郷誠之助男は別項の如き挨拶を爲し大に日暹兩國の經濟提携を提唱之に對し参議よりも町重なる答辭があつた、當夜の日本側出席者は井坂外務、櫻井拓務兩政務次官、桑島東亞局長、高山拓務局長、那須帝大教授、深尾日銀總裁、土方同前總裁、有賀長文、串田萬藏、森村男爵根津嘉一郎、大橋新太郎、濫澤正雄、鶴見左吉雄其他財界有力者三十餘名主客懇談を重ねた、當協會よりは山口主事出席主客挨拶の暹語通譯を爲した。

## 郷會長の挨拶

閣下竝に各位

本夕は暹羅國內務参議「ルアン、プラテイット、マスターム」閣下が、歐米御視察を終へさせられまして、御歸國の途次御來日相成りましたに付きましては、吾々日本の實業家として聊か御歡迎の微意を呈しまする爲めに、日本商工

八三

會議所及び日本經濟聯盟會の幹部員が相聯合致しまして、茲に粗筵を設けましたる處、主賓「ブラデイツ」閣下を首め駐日暹羅國公使「ブラ、ミトラーク、ラクサ」閣下並に來賓諸閣下各位に於かせられましては、公私極めて御繁忙の折柄にも拘らず、特に御時間を御割愛下さいまして、御賓臨を賜りましたことは、私共の最も欣幸とする所で厚く御禮を申し上げます。

抑も暹羅國と我國とは、同じく東亞の地に相互間の距離も極めて接近して居りまする國柄ではありまするが、兩國民の交通接觸及び通商貿易等の状態は、今日未だ隆盛緊密といふ程度に迄發展して居りませぬことは、寔に遺憾千萬の事柄で、今後兩國の官民は此の状態に對し、一大改善と發達を實現せしむることに、努力を傾ける必要が甚だ切實であると考へるのであります。皆様も御承知の通り、暹羅國と我が日本との間に、國民的往來の始まりましたのは、只今より三百年も昔のこと、確か西曆一六〇〇年の始め即ち我國の元和年間に於て、既に兩國民の暹羅及び日本への渡航が記録せられて居りますに係らず、其後兩國民の修交は何等蟬りはありませぬが、而し質量共に甚だ微々として振はず、極めて最近の昨年度の統計に徴しましても、暹羅國人の我國に在住する者約八十人、我國人の彼地に在りまする者も、三百人に達せない現状であります。

次に兩國間の貿易に就き考へて見ますると、兩國の正式國交開始の翌年たる明治二十一年に於きましては、輸出入併せて僅かに五萬一千圓に過ぎなかつたのであります。之れが日露戰爭直後の明治三十九年には三百四十萬圓、又歐洲大戰直後には三千三百萬圓となり、更に極く最近の昨年十一月迄の統計に依りますると、兩國間の貿易總額は四千萬圓といふ程度に達して居るのであります。而し乍ら、天然資源の豊富なる暹羅國と製造工業の盛なる我國とが、斯くの如き近接したる地理的關係に在るに加へまして、上述の如き民族的にも古き修交の歴史を有して居る間柄と致し

ましては、右の如き貿易高を以て満足すべきに非ることは勿論尙ほ進んでは兩國間に經濟提携の實を擧げ、又文化的或は社會的方面に到る迄も、兩國民の間に提携互助の効果を發揮することが、甚だ必要であることを確信するのであります。

先刻一寸申上げましたるが如く、日暹兩國民の兩國に在住する人數は、甚だ僅少であります。而し最近兩國國民の間には親交増進の機運と熱意が鬱然高潮して参りましたことは、私共の甚だ欣快に堪へない所でありまして、一昨年の夏に貴國より有力なる視察團の方が御來日相成りまして、我國の産業及び文化的諸制度を巨細に御研究に相成りましたるが如き、或は其後我國より貴國に向ひたる技術的専門家の視察旅行の如き、又最近貴國議員團の御來訪とが或は日本に留學せらるる暹羅青年の數が漸次増加するが如きは、近時に於ける兩國民親交増進の有力なる表徴であると考へるのであります。斯くの如き次第で、私は今回暹羅國に於て最も有爲有能の譽れ高き、「ブラデイツ」閣下が我國に於ける諸般の産業制度の御視察を兼ねて、御來日相成りましたことは、寔に欣快且つ意義深き事柄と存じまする事で、何卒同參議閣下今回の御來訪を一轉機として、貴國と我日本とが眞に東亞の友邦たる實を擧ぐるに具はしき經濟的文化的乃至は國民的提携の實現するに到らんことを祈りますると共に、私共日本の實業家と致しましては、微力乍らも今後出來得る限りの努力と盡力を、此方面に傾倒致したい考へを持つて居るのでありますから、參議閣下に於かせられましても、どうか私共の微意のある處を御諒承下さいまして、御歸國の上は、何分共に日暹兩國間の貿易と云はず、經濟と云はず其他文化的關係の増進發達にも十分御盡力あらんことを、今夕より特に囑望申し上げて置き度い次第であります。

唯閣下の御帶留が比較的短時日であります上に、時恰かも年末年始に該當致しましたる爲に、各方面とも御視察上

に何かと御不便の點が多々御ありになることと甚だ恐縮に存じて居りますが、何卒十分に心措きなく各方面の制度實情等を巨細に御視察あらんことを冀望して止まない次第であります。

尙私はこの機会に於きまして駐日暹羅公使閣下が御着任以來不絶日暹兩國間の通商振興の爲め御骨折り下され居りますことに對し深く満足と感謝を申上ります。兩國最近の貿易の増進は公使の御盡力に負ふこと大なるものがあります。

甚だ簡單蕪雜ではありまするが、私の御挨拶は此邊に留めまして、茲に杯を擧げまして、主賓「ブラディット」閣下竝に來賓諸閣下各位の御健康を祝し度いと思ひます。

### ブラジツト内務參議の答辭

閣下並に各位

本夕は年頭御多用中にも不拘私及茲に居ります暹羅同胞歡迎の爲め斯くも御盛宴を御催し下されましたことに對し一同と共に深く御禮を申し上げます。

今回私の貴國訪問は假令日數は短時日で御座いまするが貴國の朝野各方面より懇なる御歡待と種々御配慮を頂きまして心より満足且感謝致して居ります。

只今會長閣下が貴我兩國の修好は古き昔より現在迄少しも何等の障害續りがなかつたとの御話で御座いましたが私はこの點より兩國相互親交の源泉であると考へます私は兩國間の通商、經濟的、產業的關係が遂次増進發達するを視聞き心より欣ぶ次第であります。

通商貿易は共存共助を基調と致します我が暹羅國が貴國より物資を求めますときに私は貴國が又同様に我が國より物

資を求められんことを希望するものであります。

轉じて貴我兩國間の親善に付きましては私は過去二ヶ年内に於て此の兩國間の近接は誠に驚くべき速度を以て増進致しましたことを認むるもので只今會長閣下の御話の通り暹羅の官吏、實業家其他が屬々來ますが彼等は孰れも貴國に於て享けたる満足の印象を携えて歸還而して貴國々民の如何に親切と丁寧を我が國民に告ぐるのであります私はこの一事を以て貴我兩國の親善が如何に根強を培はれつつあるの有力證左なりと申し上げ度いと存じます。

簡單で御座いまするが此を以て答辭と致します、私は茲に盃を拜借し御一同と共に會長閣下及各位の御健康と御隆盛を賀し且つ貴國々家及貴國々民の彌榮の爲め貴國の産業及商業が益々發展盛大を祝し度く存じます。

### ○暹羅國ピア、パホン首相の辭職說

パボン首相が豫ねて病軀其職に堪えずとの理由を以て辭職の意あることは數ヶ月以前より噂され居たところであつたが愈々其辭職も近く實現することゝなるそふだ、所で其後任は誰れだらうといふことが問題で、消息通の報導に依れば後任に擬せられ居るものは第一が現在の國防大臣ルアンピン第二が過般歐米よりの歸途我國に來訪せるアンブラジツト内相第三が内閣書記官長ダムロンダ氏の三人であるが其内ブラジツト内相は文治派の巨頭として武斷派の巨頭たるピン國防大臣とは稍や對立の狀態に置かれ居るけれども元來内相は其性格極めて穩健にして且つ私心なく唯だ至誠暹羅國の甦生に腐心する外政治上の野心は寧ろ恬淡なる方であるからピン國防相と自ら進んでしをけつり競争する様なことは想像が出來ぬ、そして内閣書記官長たるダムロンダの首相候補説は最も影の薄き感がある、其處へ持て來て今

は表面閑雲野鶴の境遇にあるピア、ソンスラデットは其の潜勢力最も恐るべきものがあり實際暹國革命の中心人物は此の人であつてビブン國防相杯も此の人には常に一目も二目も置て畏敬し居るの實情で或はピアソンスラデットが次の首相となるのではないかと云ふ最も穿ちたる消息通もある、しかして此の場合には恐らくビブン國防相は暫らく閣外に引退することゝなるだらうが、ブラジシト内相は引續き閣内に残るであらう、ピアソンスラデットは今や支那視察の名義にて最近飄然として唯一人の革命同志ブラント大佐を隨へて警谷を出發したそのだが、其の眞意は後任首相候補問題を繞つて國內諸派の紛糾を態ざと回避し自然諸派から一致の推戴を待て然る後出馬せんとする底意の下に支那方面に出掛けたものならんとの視察が最も正鵠を得たるものと説く人がある、何れにしても後任首相問題は英佛兩國に於ても相當深甚の注視を怠らぬ所である。

### ○徳永鐵道技師の渡暹

暹國鐵道局用貨車建造本邦注文決定のことは前會報記述の通りであるが右は去る九月十二日開札の結果三井物産會社に落札した、即ち全鋼製有蓋貨車二〇〇輛(三一九、八七〇銖)及び木製有蓋貨車一〇〇輛(一二七、四六七銖)計四四七、二三七銖とのことである。更に機關車其他の大量入札もある趣で之に對し我が日本車輛、川崎製作所、日立車輛等の民間各社は聯合鐵道省の指導により我が國に落札する様折角力を入れて居る、我が鐵道省に於ても此際周圍の鐵道事情調査の爲め鐵道車輛技術の權威者工作局車輛課長鐵道技師徳永晋作氏を同地に差遣することゝなり同氏は十二月十二日神戸發郵船白山丸にて渡暹せられた、新嘉波より陸路暹羅國有鐵道にて入盤、其後全線に汎り詳細視察せらるゝとのことである。

因に目下暹國內に於ける國有鐵道の開通總基米突數は二九四四基米突である。

### ○經濟使節團の暹羅訪問

最近日暹間の關係は政治經濟産業文化各方面共著しく接近して來た、暹羅朝野の人々の來朝も目立つて増加して居る現に昨年春には同國人民代表議員團、官吏團、舞踊團等の多人數が來たり引續き海軍々令局長一行や年末には内務參議夫妻の訪日等もあつた、一方兩國通商貿易關係も年々躍進して昨年度は我が國より同國への輸出は約四千萬圓にも達した様の狀況である、三井物産船舶部、大阪商船の日暹直通航路も快速船を新造配船するし、横濱正金銀行も近く盤谷に出張所を開設することである、依て此際我が國よりも有力なる實業家の一團を送つて同國を訪問兩國國民の親善を一層増加し同時に經濟産業方面の視察を爲すべしと豫て話があつたが今回日本商工會議所の主催拓務外務其他の關係團體の賛成後援を得て左の諸氏が右使節として行かれることになつた、一行は三月十一日神戸發明石丸にて盤谷に直航彼の地滞在約二、三週間の豫定であるが一行の一路平安目度度く使命を果たされんことを切に祈る次第である、尙當協會よりは山口主事一行顧問として同行することになつて居る。

#### 訪暹經濟使節團氏名

團長	安川雄之助君	副團長	淺野良三君
團員	元良信太郎君	團員	永島雄治君

團員	城戸崎廣三君	團員	友田久雄君
顧問	岩田喜雄君	顧問	山口武君
隨員	三上英一郎君	隨員	津田元一君
隨員	山崎雄二君	隨員	林金吾君
團醫	山田中義一君	隨員	富田亥之七君

### ○協會理事會其他

十二月十四日(土)霞山會館に於て本會理事會開催左の議事に付報告又は協議を爲した。

- 一、新會員の氏名報告の件
- 一、特別會員の推薦に關する件
- 一、評議員の推薦に關する件
- 一、昭和十年度經費支出項目流用に關する件
- 一、昭和十一年度經費收支豫算に關する件
- 一、財務に關する特別委員會の経過報告に關する件
- 一、近衛會長より本協會へ寄贈に係る暹羅學生會館に關する件

十二月十七日(火)霞山會館に於て本會評議員會開催左の議事に付報告又は協議を爲した。

- 一、副會長の推薦に關する件
- 一、昭和十年度經費支出項目海用に關する件
- 一、昭和十一年度經費收支豫算に關する件
- 一、近衛會長より本協會へ寄贈に係る暹羅學生會館に關する件

### ○岡部本協會理事長陸軍政務次官に就任

本協會理事長從三位勳三等子爵岡部長景氏は十二月十四日付にて陸軍政務次官に任ぜられた、尙本協會理事長たることは従前通りである。

### ○本協會新入會員

其後本協會新入會員左の通り。

南	部	勇	君	(東京)	賀	易	商
(特別會員)	山	田	三	次	郎	君	(東京)
	飯	田	藤	三	郎	君	(東京)
							高島屋專務
							旭硝子株式會社取締役會長

中 村 庸 君 (東京) 鐘淵紡績會社取締役  
 工 藤 義 厚 君 (東京) 賀 易 商  
 増田屋合資會社 殿 (東京) 賀 易 商  
 森 電 三 君 (東京) 在郷軍人海軍少將

### ○會員計報

通常會員木村久壽彌太氏は去る十一月廿三日、又同男爵四條隆英氏は一月二日長逝せられた、厚く御悔み申上る次第である。

### ○書籍其他の寄贈

左の通り夫々寄贈を受けて御好意を深謝する。  
 在暹日本公使館 'Statistical Year Book of the Kingdom of Siam 1931—33.'  
 大阪商船會社、同社世界航路掛圖  
 日本郵船會社、同社世界航路掛圖  
 大阪毎日新聞社 'Japan, Today & Tomorrow 1935—36'

在暹東 森藏兩君 'Siamese Self taught'  
 同 稻垣 茂樹兩君

### ○暹羅關係人事

昭和十年十一月二日官報

馬公要港部參謀海軍中佐

中 堂 觀 惠

補軍令部出仕兼部員

公使館一等書記官從五位勳六等

森 喬

暹羅國へ出張ヲ命ズ  
 十一月二十六日官報

兼任總 領事

總 領 事 森 喬

盤谷在勤ヲ命ズ

鐵道技師 德 永 晋 作

十二月七日官報

暹羅國へ出張ヲ命ズ

十二月廿四日官報





國に於て滞在四十九日に及びまして本年六月十六日歸整致しました。その間二ヶ月と二十八日の短きに過ぎませぬが、皆様にお話したいことは澤山ございます。然し私の講演は三日間に亘りて通計四十五分間に過ぎぬのでございますから私共の渡日成績の大體を諒解して頂ける程度にごく簡単に説明申上げる外有りませぬ。

抑々、暹羅演劇の國外上演は第五世陛下の時代以來數回ございましたが是等は皆私的なものでございまして政府の後援はあつても僅少なものでありました、然るに今回の日本に於ける私共の上演は全然公式なものでございまして。日本公使館が後援者となり日本外務省文化事業部が幹旋遂行の任に當りました。暹羅側に於ては今回の舉につき國務院の許可を得且國務院の任命せる審査専門委員會の檢閲を経た演劇を上演することとなり外務省は無料で旅券を發行し日本公使館は同じく無料で査證を與へました。その上國務總理より駐日公使へ對して我々一同に出來得る限りの便宜供與を計るやう電報を發して居られたのでありまして萬事公式なものであつたのでございます。斯く總べて公式に行はれましたことは私共の學校が官立の學校であること、又本校創立以來外國人が本校の授業に非常な關心を有してゐたからであります。諸外國の外交官も多數本校參觀を申出て參觀者は何れも本校の組織が正しきものであることを保證して居るのであります。獨逸公使伊太利公使も夫々獨逸伊太利に於て上演方後援をしようと思へられる程御満足になつたのであります。矢田部日本公使閣下は誰よりも深い特別な關心を抱かれて閣下の故國日本に於て本校教師並に生徒をして上演せしむる爲に深甚な御親切異常な努力と熱誠なる援助をお與へ下さつて之を成功せしめた最初の方でございます。更に私が申し加へねばならぬことは只今本校組織として攝政アテイツト殿下及攝政チャオビヤマラートを戴いてゐることでございます。

我等劇團の今回の渡日上演に關する費用は全部日本側が受持ち暹羅側は全然收支に付關知する所がなかつたのであり

ます。元より吾々は教師生徒をして發達せる外國を視察し併せて暹羅國及暹羅文化を宣傳普及する機會を得ることのみを望んだのであります故に上演の結果たる利益又は損失は總べて日本側にまかせたのであります。渡日團員の選抜には數回に亘りて嚴格な詮衡を行ひ尙詮衡に際しては技能の審査以外に品行並に困難に耐へ得る性質等の審査をも行つたのであります。今回渡日劇團々員は監督教師及私自身の他左の方々が加つたのであります。

#### 教師

- |         |        |          |       |       |
|---------|--------|----------|-------|-------|
| 一、ナンクサオ | チャルーン  | ボンクパーニツト | 副監督教師 |       |
| 二、ナンクサオ | チン     | シラツバ     | バンレン  | 音樂教師  |
| 三、ナイ    | トングト   | クリフチューン  | 音樂教師  |       |
| 四、ナイ    | ブンミー   | フーンチャルーン | 音樂教師  |       |
| 五、ナイ    | ブラシット  | シラツバ     | バンレン  | 音樂教師  |
| 六、ナイ    | モード    | ウオウング    | サワツト  | 道具方教師 |
| 七、ナイ    | マン     | コンクフラバツト | 劇技教師  |       |
| 八、ナイ    | キムチエング | フングカーノン  | 副監督教師 |       |

#### 女子生徒

- |         |      |              |           |       |           |      |      |
|---------|------|--------------|-----------|-------|-----------|------|------|
| 一、モムルアン | ボーン  | イサラングワン、ビヤ   | ラツタナ      | ヒムバー  | ビバーン、マタヨム | 第八年生 |      |
| 二、ナンクサオ | ブラバイ | カーンチオン       | ポーキン、ルアング | ブラバタナ | サツパコン娘    | マタヨム | 第八年生 |
| 三、ナンクサオ | ブラバー | バオプラスチックト、ナイ | ヤイ        | バオ    | プラスチックト娘  | マタヨム | 第八年生 |

- 四、ナングサオ サウオング チューエプラトム、憲兵軍曹ロング チューエプラトム娘 マタヨム第七年生  
 五、デツクチンナムボーン チヤチャクン、ビヤ ウバカーン シーラツバスート娘 マタヨム第七年生  
 六、ナングサオ チヤムニアン ニヨムシン、クン アートン メータニー娘 マタヨム第七年生  
 七、ナングサオ ビヤン ウエーフォー、ナイ ヨーンビー ウエーフォー娘 マタヨム第六年生  
 八、ナングサオ ラツダー サラターヨーン、ルアング ドンカーンビタツク娘 マタヨム第六年生  
 九、デツクチン スワンナー スワンソーン、ビヤ スントーンソクラーム娘 マタヨム第六年生  
 十、ナングサオ ダルン ラツタビバン、クンワラサー ドルン キツチ娘 マタヨム第六年生  
 十一、ナングサオ ソーンチャート リツトチャルン、ルアング ルングロート プラティーブチャーン娘 マタヨム  
 第五年生  
 十二、デツクチン サヨム リツトチャルン マタヨム第五年生  
 十三、デツクチン ボーング プレムヨーティン、プラ ナレン ラツクサー娘 マタヨム第四年生  
 十四、デツクチン アノング スクマリーリン、ナイ ウワン スクマリーリン娘 マタヨム第三年生  
 十五、デツクチンワン インタラースト、ナイ チツト インタラースト娘 マタヨム第二年生  
 十六、デツクチン アングカーブ クリツクサナヨーティン、ルアングクリツクサナヨーティン娘 マタヨム第一年生

男子生徒

- 一、ナイ チャルム シリワン、ナイタープ サワツト シリワン息 マタヨム第八年生  
 二、ナイ ヴオング シーサワツト、ヴオン シーサワツト息 マタヨム第八年生  
 三、ナイ プンソイー グンヴィチツト、ナイ プンシウ グンヴィチツト息 マタヨム第八年生  
 四、ナイ プリウ チヤチャクン、クン プラサーン サツパコーン息 マタヨム第八年生  
 五、ナイ サリー シラビー、ビヤ ヴイサカム シラツバスート息 マタヨム第七年生  
 六、デツクチャイ コーマーン チヤンタルアン、プラ ブロームプリーチャイ息 マタヨム第六年生  
 七、デツクチャイ テープニツバ ナバンクチャイナング、ナイ エアング ナバンチャイナング息 マタヨム第六年生  
 七、ナイ クワンルアン シラバンレング ルアング プラデイツト バイロ息 マタヨム第五年生  
 八、デツクチャイ キング プロイベツト ナイ パツド プロイベツト息 マタヨム第一年生

一同は三月二十二日午後二時大阪商船パタバヤ丸にて出發致しました。攝政チャオビヤ ヤマラト閣下は棧橋迄一行を見送られ我々教師及生徒一同に激勵の辭を與へられ且つ「お守」を賜つたのであります。この「お守」は一同歸還する迄肌身から放さず大切に居つたのであります。

盤谷西貢間は幸に風波なく同月二十五日西貢に到着致しまして在西貢領事ナイ プラユーン パモンモントリ氏の御親切によつて一通り土地の見物を致しました。西貢見物については時間がありませんから茲に申し上げます。三月二十六日火曜日に西貢を出帆致しました。其後三日間の航海にはとにかく耐へられ得たのであります。四日目から風が強くなり波も非常に高く一同すつかり船に酔つて了ひました。航海になれてゐる者も高い波だと申した程だったのであります。四月一日に臺灣に到着致しました。船が基隆港に入港するや否や一同の船酔は消え失せました。この小都市の簡單な見學をすませて後翌日船は出帆致しました。船長は一行が非常に船酔をしたのを見たので出来る丈早く速力を出し四月六日に神戸に到着しました。此の港街は我々にとつて日本内地に於ける上陸第一歩の土地でございますが到着前六日

間と云ふものは一同殆ど何も喉に通らなかつたので氣力もなくひどく衰弱して居つたのです。要するに航海中忘れることが出来ない程激しい船酔の苦しさを味つた譯でございます。然し神戸に着いたことを知ると一同急いで服装を調べて甲板に出て美しい周囲の景色を眺めました。列をなして走る各種の小舟、様々な形の漁船、さては巨大な汽船等々……然し我々の到着の一日前に降雪があつたので冷風が強く吹いてゐたので甲板にゐるのは耐へられず船室に降りて行つた者もありました。海上から見た神戸の街は海に沿つて各種の石造建物が果てしなく延びてゐる町でございます。船は午後四時頃港の沖合に錨を下ろしました。丁度此時中型の汽艇が徐々に近づいて来るのを見ると上甲板に大きな暹羅國旗が掲げてあり、艇内は暹羅國旗を持つて居る者が居り且船尾にも暹羅國旗が翻つて居りました、自國の國旗を見ると一同の疲労衰弱も立ろに消えて全身に元氣が溢れて参りました。益々近づくにつれて艇内から音楽の調べが流れてくるのが聞えて來ました。日本側では管絃樂隊を用意して一行を出迎へに來られたのであります。此の小艇が一行の船の舷側に横づけになると小艇内の人々は各自暹羅國旗を手にして一同の船に乗移つて來ました。見れば一行を盤谷から此處迄つれて來たバタビヤ丸も何時の間にか暹羅國旗を掲揚して居りました。其の小艇には公使が派遣して下さつた公使館員ナイアルン、ウイチツトラノンが便乗して居られました。一同バタビヤ丸より出迎の小艇に移つて岸壁に向ひました。小艇が横づけになると暹羅語でチャイヨーと叫ぶ聲及び一方から萬歳と云ふ聲がどつと上りました。一行を歓迎する爲に集つてゐた發洩たる美しさに溢れる日本女學生約三百名が暹羅國旗を手にして並んでゐたのでございます。一同上陸して直に一列に並び神戸の暹羅領事榎並氏の出迎を受けました。美麗な絹衣を装ふた氏の令嬢が一方の手に暹羅國旗他の片手に花籠を持つて出迎へられ花籠を一同に寄贈し且一行各自の胸に花束をつけて下さいました。それが終つて案内の人に從つて商業會議所内の休憩所に向ひました。その途すがら一行は沿道に列をつくつて並んでゐた暹羅國旗を

手にする學生の暹羅語で叫ぶチャイヨーの喚聲に迎へられたのであります。

昭和十年九月十六日

昨晚に引續いて劇團一行が神戸に到着した以後のことを申し上げます。一行の神戸滞在はまる一日に達しませんでした。午後九時神戸發の夜行で出發し車中に夜をあかして翌四月七日日曜日午前八時三十分東京驛に到着致しました。一行の思ひ違ひで汽車は豫期した時刻より一時間早く東京に着いたのでございます。それですから日本側では一行を九時三十分歓迎することになつて居りましたので先づ驛の地下室の食堂で朝食をとつて後九時半に再びブラツトホームに出ますと暹羅公使、日本文部省學務局長、文化事業部課長、上流婦人會の代表者、日本劇團代表者及一般民衆多數が花束を持つて出迎へに來られ心からの歓迎の辭を述べられました。其後一行は直ちに暹羅公使館に赴いて一時間程少憩の後日本政府が準備した宿舎に別れました即ち男子教師及生徒はY・M・C・Aに女子教師及生徒はY・W・C・Aはに別れて合宿致しました。

東京に於て何等の上演なく十二日間を過しましたが其の間とて暇な時間は全くございませんでした。私共がどんなことをしてゐたかといふことを皆様にお知らせする爲二日間のことを簡単に申上げてみませう。

四月八日 月曜日 上席教師一同外務省を訪問し主腦部の方々と懇談し尙暹羅協會をも訪問致しました。次いで教師一同は生徒を引率して明治神宮を参拜し一行の上演場たる日比谷公會堂を參觀し且當日日本側が特に我々の爲に上演した芝居を見物致しました。それがすんでから朝日新聞社をはじめ合計八新聞社を歴訪致しました。

四月九日 火曜日 觀兵式に於て特別なる日本側の計ひで 天皇陛下を拜するの機會を與へられました。其後少時買物及荷見物に費して後上演プログラムを作成する爲舞臺稽古をなし夜間は國際文化振興會の晩餐會に出席致しました。

一同の日課をくだくだと申上げるとは徒に皆様を退屈せしめる丈でございますからこれ以上申上げませんが要するにこの休養期間とても我々は無爲に過したのではございません。日本側では毎日我々を案内するプログラムを作り又色々な招待が殆ど毎日のやうにございました。活動寫眞、動物園の見物、音楽學校、美術學校、東京帝國大學及其他女子高等學校の參觀、芝居見物及其他にも富豪及高官の邸宅よりの招待等殆ど休む間さえもない程で日によると一度に二箇所への招待を受けねばならぬ時もあり、別々に分れて赴いたこともありませぬ。又一同の甚だしい疲労の爲餘儀なく各方面の招待をおことわりしたこともありませぬ。日本官民の歓迎は誠に熱誠をきわめたものでありまして、あらゆる會合に於て日進親善を強調する挨拶が述べられ一行と日本官民の接觸は全くうちとけたものでございまして誠に親戚の間に居るやうな氣持がしたのであります。

四月十六日火曜日には暹羅公使は帝國ホテルに於て夜會を催され秩父宮殿下外數名の大臣並に朝野の名士約七百名を御招待になりました此夜會の席に於て私達はかたばかりの雜劇を上演して御覽に入れました是れが日本に於ける最初の上演でございます、二十三時に至つて幕を閉ぢました時公使の御先導で秩父宮殿下は樂屋内に臨御遊ばされました私達は扮装の儘で奉迎致したのであります斯る有難き御恩召を辱ふしたのは演劇團の最大名譽と申さねばなりません。

四月十八日木曜日には日本政府は私達に暹羅民謡及音楽を放送する様に請求されました放送局は山の頂にありまして二十三分間放送しました、暹羅公使は暹羅語の演説を放送されました、これが日本に於ける最初の暹羅語放送であります、次でその日本譯、憲法讚美ラウ民謡、星月夜、靜かな空、の四歌と音曲を放送し最後に暹羅國歌を放送致しました。

四月十九日及二十日の兩日に最初の公演を日比谷公會堂に於て行ひました。觀衆堂に溢れて相當の収入もあつたこと

と思ひます。これを舉へて一行大體これからお話するやうな順序で主なる地方へ巡業に赴きました。

四月二十二日 午前十一時十五分東京發、横濱に至り同地に於て一夕の公演をなし同夜直ちに横濱出發。

四月二十三日 午前七時五十七分名古屋着、一晚の公演の後翌朝八時の汽車で次の公演地向ひました。

四月二十四日 午前十一時四十五分大阪着、二晩公演を行ひて三日目の朝八時十分の汽車で出發致しました。

四月二十六日 午前十一時十二分岡山着、一晚公演の後翌朝九時三十五分出發。

四月二十七日 午後一時三十六分廣島着、一晚公演を行ひました。

四月二十八日 午前九時二十六分廣島發、本日公演無く、日本側は宮島、下關等の町見物に案内し其後船にて、門司に渡り其處から汽車にて博多に向ひ午後八時十四分着、博多に一泊の後翌朝七時三十一分の汽車で同地を出發致しました。

四月二十九日 午後一時二十分長崎着、一晚公演を行ひ翌朝九時二十五分同地發。

四月三十日 午後九時五十五分、鹿兒島着、公演無し。

五月一日 鹿兒島にて一晚公演の後翌朝八時十分同地發。

五月二日 午後一時四十四分熊本着、同夜公演をなし翌朝八時同地發。

五月三日 午前十時二十三分再び博多に至り一晚公演の後翌朝大連に向ふ。

五月四日及五日 船中にて暮す。

五月六日 午前七時大連着、二晩公演をなして後鐵路奉天に向ふ。

五月八日 午前八時三十分、奉天にて汽車を乗換へ更に滿洲國首府新京に向ひ同地にて二晩公演を行ひて後三日目午

前七時の汽車にて同地發。

五月十日 午前十一時二十八分再び奉天着同地にて一晩公演の後翌朝午前十一時朝鮮平壤に向ひました。

五月十一日 午前十時十八分平壤着、一晩公演を行いました。

五月十二日 午前十時二十三分平壤發、午後二時五十分京城着同地に一泊。

五月十三日 京城にて一晩公演。

五月十四日 大邱着、更に釜山に向ひました。

五月十五日 釜山着、同夜公演をなしたる後午後十一時三十分釜山發。

五月十六日 午前七時三十分下關着、午前八時十五分同地發、午前八時三十分門司着、午前八時四十五分同地發、午前十一時三十六分別府着、別府にては公演なく招待係が一日温泉見物に一同を案内して下さいました。

五月十七日 午後零時二十五分瀬戸内海を見物する爲瀬戸内海航路に於ける最大の船に便乗。

五月十八日 午後六時五十分神戸着、同地に於て一晩公演をなしました。

五月十九日 午前十時三十八分神戸發、京都に赴き。

五月十九日 午前十一時五十五分、京都着一晩公演を行いました。

五月二十日 午前十一時四十五分京都發、奈良見物に向ひ其後再び京都に戻つて東京に赴きました。

以上の報告で皆様は如何に疲労したがお分りのことと存じます。夜晝旅行を續け町々で公演をなし汽車で睡眠をとりて巡業を行つて来たのでありまして誠に同情すべき旅行だったのであります。愉快と苦痛とが半々でございました。併し日本政府側の厚き友情は一行をして忍耐心を鼓舞せしめたのであります。到るところに於て最上の歓迎を與へられたのであります。

のであります。

公演旅行の收穫たる見聞感想については明晩又御話申上げませう。

(九月十七日 放送)

聴衆の皆様 私は日本に於ける暹羅劇上演に關して二晩御話申上げましたが其お話は實に簡單でありました。私達の一行は歸朝する迄に三日の餘暇があります此の間に於きまして日本の文化事業部は我學生に經費を支給し向ふ二ヶ月間日本に滞在研究を續けしむることを發表されました私は學生監督としてナイング サウ ソーキング チャーテリツチ チャルング、ナイン サウ タルン ラヒバソツ、テツキジン アムボン チャツチクン及テツキジン サヨムリツチ チャルングの四學生を選抜しました然しながら滞在を續けますには前以て文藝局の許可を受けねばなりません東京駐在暹羅公使は電報で許可を出願せられましたけれども種々の事情の爲め許可を與へられませんでした、それで自費を以て留學するナイイ ブラシット ロツパンレングとナイイ ブリウ チャチャンタを除く外は全部歸國する事になつてをります。

實際私達一行が日本朝鮮滿洲國に居りました四十九日間は豫期以上の歓迎を受け入場料も多額に達しました。然しながら支出も又莫大と思ひますなげなれば三十五名の大勢で一日若は二日道中に一夜上演して又々道中を續けますから従て支出の方が収入より多いのは必然であるからであります、それで日本の事業者が約三千圓缺損したと發表されたのは事實であります。

次は今回日本に劇團を送つて上演したのは如何なる效果を得たかと言ふ問題であります私は之に對し確に好結果を得たと申上げます、それは金錢上に於ける效果ではなく精神上教育上に於ける效果であります、我教師及學生は明瞭に極東

の天地を見ることを得ました。私達は日本國の殆ど全部を知りました、なぜならば私達一行は殆んど日本の主要都市を旅行しつづいたからであり、更に私達は朝鮮滿洲國をも見ることが出来ました日本政府は私達一行を普通觀光團として案内せられず研究を必要とする學生として嚮導され到る處で繪葉書を配布し其國の狀況を説明する文書を添へ各方面に案内して説明を與へ我學生と地方學生との接近を斡旋したこと等は私達一行が獲得したる知識上の効果であります。次の効果は極東の國民に暹羅を紹介したことであり、是は單に演劇を見た人のみを意味するものではありません。政府及新聞紙の宣傳に依り、一般國民が暹羅を知つたのであります、新聞紙は一行に對し深甚の注意を拂ひ我劇團が日本滞在中は恰も滿洲國皇帝の日本訪問と同時に、拘らず各新聞紙は滿洲皇帝に關する記事よりも私達一行に關する記事に多くの紙面を割愛し暹羅は最高の名譽を得たのであります。

一行が神戸で乗船するに際し神戸の最高峯に翻々として翻へる暹羅大國旗を認めた時は私達一行は感極つて落涙せん計りでありました、私達一行が日本到着以前日本は暹羅産物に興味を持ち始め些細の暹羅品を所有する家も貴重品として誇つたのであります、私達が到着するに及んで、暹羅品愛好熱は一層高まるに至り新工夫の食料品若は新案の物品に暹羅名を附することが流行する様になりました、名古屋では盤谷で寫した暹羅に關する映畫其の内には音楽學校及音楽學校生徒を含む映畫を映寫し演劇衣裳の參觀を請ふもの踵を續き或は寫生し或は撮影する人も澤山でありました、佛院では我等一行の爲法要を行ひ其の際院主は暹羅美術品を稱揚し又暹羅の平和繁榮を祈願されました要するに極東は眞に暹羅を知り暹羅に對し熱烈なる親善を表示されたのであります。

今一つの効果は兩國青年間の親善であります到る處で學生は整列して一行を迎へ場所に依りては豫想外に多數でありました一例を挙げますれば博多では男女學生少年團一千名を下らざる大勢で一行を迎へまして列を通り越すには數時間

を費さねばなりませんでした、暹羅のチャイヨイは日本學生は暹羅人同様明瞭に發聲出來ます出迎への學生達よりは多くの場合土産を贈られますので數ヶ所に参りますと御土産は持切れない程澤山になります。

私達は等しく東洋人たる故に私達に快感を起さしめる隣友の光輝ある繁榮を見學しました、私は歐羅巴に行つたことはいりませんけれども歐羅巴の事情を聞きたる後日本を視察した所では日本は歐羅巴に少しも劣りません、其實見談は御話する時間がありません且つ皆様は日本を視察して外の方から御聴取のことと存じます。

一言附加へ度いと存じますのは日本は眞剣に暹羅の親友たる希望を持って居ります、此希望は實に政府若は外交官のみに止まらず各階級の國民より宗教家及學生に到る迄普及して居ります。

五月二十四日 暹羅公使並日本文化事業部長主催の晚餐が設けられました是は私達の一行が日本帝國にお別れするを惜む爲の最後の饗宴であります、饗宴がはてましてから大急で汽車に乘込み午後十時東京にお別れして神戸に向ひました私達は汽車中で一夜を明し五月二十五日朝神戸に着きスラバヤ丸に乘込み歸朝することになつたのであります、船は神戸を出て何箇所かに寄港し遂に日本を離れました、これからの旅行は遠洋航海であるけれども歸航は往航の時より大に惠まれました航海中風波なく船酔する者も出でず且つ船長も私達一行に對し親切に注意して下さいました。私達は陸上での疲勞を悉く恢復しましてスラバヤ丸船中の十五日間に一同健康體になることが出来ました。

船が臺灣に寄港しました際に基隆市長のお馳走に預り西貢では駐在領事ナイブラ ユーラ氏の歓迎を受けました一行の乗船は其儘淺瀬を通過することが出来ずコーシヤングに寄港し積荷を卸さねばなりませんから六月十四日金曜日にはコーシヤングに碇泊しました、私達は愉快に本國を眺め十五日夜中に盤谷に着き十六日朝上陸致したのであります。盤谷に歸り着きましては日本の風光の美、人情の厚き事に關する思出は尙ほ常に私達の心の奥底に残つて居ります。

一四  
私達の獲得しました今一つの効果は、同をして柔弱を脱し、困苦を怖れざるに至らしめたことであり、ます然しながら歸朝して故國を見た喜より以上の喜はありません。攝政は公式に私達を六月十七日月曜日にサハタイ園に於て歓迎し、ラオングチャウ、ア、テ、ツト、殿下は私達に對し有難きお言葉を給はりました一同は聊かも國帑を費さずして、國家及國民藝術を世界に宣布しました私達が爲し遂げました事業は公平なる心を有し且つ國家の福祉を願はる皆様方の満足せらるる所であらうと存じます。

## 二、「暹羅代議士の日本視察日誌」

シークルング紙掲載

隣邦視察中の代議士一行の陸軍少佐タツド、ラタナパンツ氏は日本より左の如き通信を寄せた。

於日本東京

五月二日記

四月廿六日黎明ブレンデントクローリツチ號は神戸灣に入つた、灣内には數哩に亘る防波堤あり、大小無數の船舶碇泊す、午前九時に至りて漸く旅券の検査及檢疫を終り、ブレンデントクローリツチ號が埠頭に繫留された時、日本外務省代表、暹羅公使代理、大阪名譽領事、神戸名譽領事書記、商業會議所書記等が船中に一行を出迎へられた。

一同撮影の後自動車五臺に分乘し税關に立寄る、一行に對する取扱振は特別であつて他の同船者の如くに面倒な手荷物検査を受けることは無かつた、午前十時商業會議所に着し、複並名譽領事に會見茶菓の饗應を受く。

午前十一時上記諸氏の案内で六甲山に遊ぶ。

六甲山は大都市に近き遊覽地として設備せられ、山上には諸種の競技場、水泳場、休憩場、飲食店等あり登山用乗合自動車の便もある神戸名譽領事は一行の爲め山上のホテルに於て午餐の宴を張られた午餐後山上隅なく散歩午後四時下山、菊水ホテルに小憩、菊水は有名な日本式料理店にして價格數百圓の骨董品を蒐集して客人の縦覽に供して居る、名譽領事は地方官及商業會議所員三十餘名と共に一行にスキ燒を饗應せられ食後歌舞の餘興があつた。

此の宴席に於て名譽領事は「日本と親交淺からざる暹羅國の代議士諸君を迎ふるの機會を得たるを欣懐とする、自分

が神戸駐在暹羅國名譽領事に任命せられたるは最近のことに過ぎぬとは云へ、現に暹羅官吏の一員たるを以て、日暹通商其他暹羅の爲めに極力盡力するに吝ならぬものである。希くは代議士一行が愉快に旅行せられんことを祈る」云々の趣旨の歓迎を述べられ、之に對しルラングタキンは一行を代表し感謝の意を表した。

一行はホテルに於て日本の友人諸氏と團樂し愉快に談を交へ午後八時に至り東上の爲め停車場に向ふ。

一行は神戸に一泊の上東上の豫定であつたが、海上濃霧に妨げられて船が一日延着した爲め、東上を急がねばならなかつた、即ち日本側では一行歓迎のプログラムを既に確定してゐたからである、最初一行は、個の觀光團として日本を旅行する心算で、日本官民を煩はす考は無かつた、然るに日本の土地に足跡を印するや否や、一行に各種の便宜を與ふる爲詳細な歓迎プログラムを受取つたのは眞に意外であつて、又外務省が特に接待員を派して、一行に附し諸種の便宜を計られたる厚意は、一行の永久に忘るる能はざる所である。

四月二十七日 神戸東京間の急行列車は大阪京都等の都市を通過したが夜中にて火光の明滅を認むる外一物を見ず、汽車は滿十二時間の驅走の後午前八時日本の帝都東京に着いた。

停車場には暹羅公使、日本側では亞細亞局長、貴衆兩議員代表、元暹羅駐在矢田公使、竝に日本視察中の數名の暹羅官吏が一行を待受け停車場附近の丸の内ホテルに案内せられた、午前十時暹羅公使の先導で岡田首相を禮問したが首相は一行と握手し、大要左の如く挨拶された。

「予は親交國代議士諸氏に接するを喜ぶ、日暹の親交は三百年以上に及ぶ、中頃止むを得ざる事情の爲斷絶したりと雖も、今や日暹の親交は再生し來つた、今回暹羅代議士の日本訪問は日本の喜んで歓迎する所で、何等御希望の次第があらば遠慮なく申出でられ度し、一行の爲め有らゆる便宜を計るを辭せず云々」

陸軍少尉ネットフィンキバット一行を代表して謝意を述べ、首相は六十歳内外の老紳士にして寡言沈黙の内に包み切れぬ理智の閃めきを見る。

午前十一時首相官邸を辭し廣田外相を外務省に訪問す、外相は一行を見て直に椅子を離れ公使竝に一行に握手し大要左の挨拶あり

「予は均しく亞細亞に國し且つ久き親交を有する暹羅國の人民代表會議議員を迎ふるを喜ぶ、現今は交通大に開け兩國の接觸も亦便利となり、今回暹羅國代議士の來朝は日本朝野の光榮とする所で、進んで便宜を計らんことを願ふが故に、若し豫定のプログラム以外別に御希望の件有らば申出でられ度し、出來得る限りの便宜を計るべし云々」

例に依りて陸軍少尉ネットフィンキバット之に答ふ、外相は續て

「日本の今日あるは農業工業及交通事業に負ふ所が多い、日本國民は總て各自の業務に精勵努力し、日撃せらるる如き發達を遂げたのである、日本は亞細亞に於ける通商關係を保全し、且つ滿洲國を助けて獨立せしめたるが如く、全亞細亞の伸展を希望するを以て、他の亞細亞諸邦との親善を保たんことを冀ふ云々」と語られた。

外相は年齢四十五歳活動的容貌の持主にて外相としての適任者たり。

外務省を出て秩父宮殿下邸に伺候して名簿に署名し、近衛公、矢田氏其他の名士に名刺を通す。

午後四時暹羅協會主催の茶會に招かる、暹羅協會の創立者は近衛公である、公は華胄界の名門にして貴族院議長同協會々長たり會員數十名を有す。

一行と共に本日の茶會に招待せられたるは協會々員其他の名士及貴族院議員等約四十名其内には前陸軍大臣も見えた右會合は午後五時に終了した。

午後七時貴族院議長にして暹羅協會々長たる近衛公は暹羅公使貴族院議員協會々員約四十名と共に一行を晚餐會に招待せらる、席上近衛公は暹羅代議士歓迎の辭を述べられたるに對し陸軍少尉ネットブーンキバット一行を代表して感謝の辭を述べ、宴を閉じたるは午後九時であつた。

四月廿八日本日は外務省のプログラムに依り全東京を視察する機會を得た、一行は先づ明治神宮參拜の後同外苑を參觀した、觀る物總て驚異で且つ愉快を覺えざるものはないが、此處では外苑内の大建築物を紹介するに止むる、初め一行は此建築物を博物館と想像して居たが、内部は日本の未だ進歩せざる時代より憲法發布日清日露の兩役に至り更らに今日に至るまで右時代を示す繪畫が掲げられ有益なる教育資料を以て充されて居る、吾國の寺院等に見る荒唐無稽の壁畫とは雲泥の相違であつた。

此外數箇所を視察したが何れも見學に値するもののみある、何となれば東京は日本の首府として、人口六百萬を有する大都會で、文化の中心なるが故である、日本の家屋は倭小なれども美麗にして清潔である、東京市中には七層以上の大層高樓抄からず、先年の大震災は東京の四分の一を灰燼に歸せしめたのであるが、日本人は之に僻易せず舊に勝る新市街を建設し且つ擴張した、道路は幅員廣く縦横に通じ各道路は悉くアスファルトを以て舗裝せらる、其の自治制は稱讚に値するものがあるが、右に付ては別に専門の視察員があるから之に讓ることとする。

交通の整理も亦遺憾なく行はれ電車乗合自動車整然として走り、一行が東京着以來新聞紙は未だ一度も交通事故を報道して居らぬ、雑踏の場所は車輛を徐行せしめ、四角路には燈火を据付け赤色現はれたる時は車輛及通行人は指定の場所に止まり青色現はるに及んで初めて通行を許さる、是亦専門の研究家に讓り茲には詳述することを避ける、鐵道の整理に至りては實に手際良く迅速を尊ぶ鐵道の運用遺憾なく、三分間に昇降を了はり五分間に間斷無く發着してゐる。

商業に就て一言すれば又心地良き程隆盛である、大商店は百貨店と稱し東京市中に十ヶ所を下らず、顧客の便宜を計るに汲々たるものの如く、勘定を濟せ住所姓名を告ぐれば品物は歸宅を待受けて居る、未だ嘗て間違た例はないと云ふ筆を轉じて日本人の性情に付て少しく述べる事とする、日本人は勤勉にして而も温情の持主であり又正直なる國民である、彼等は事に當りて頗る熱心である、何れの地を旅行して見ても徒に坐し徒に臥す日本人は容易に見ることが出来ぬ、輕重難易に拘らず必ず何事かを爲しつ、つある、妙齡の女子にして男子と伍して乗合自動車の車掌たる者あるも各自禮節を守り眞面目に職責を盡して居る。

四月廿九日 此日天長節に當り、諸官衙事務所市街は戸毎に國旗を掲げ點燈する等祝日気分は廿八日より市中に漲つた早朝一行は觀兵式參視に招かれた。

午前八時三十分一同は郊外の練兵場に至る、練兵場は我國のそれと等しく只其の規模の大小の差がある、場の内部には極めて質素なる御座所用のテント、各皇族各國使臣及顯官用テントを設け、一方に歩兵、砲兵戰車隊陸軍士官留學生約二萬整列す、場外は各參觀四方に溢れ立錐の餘地もない程である。

午前九時 天皇陛下の臨御あり、少時御休憩の後閱兵遊ばされ、軍隊が進行を始めたる時飛行機約三十臺之に参加す軍隊の進行中降雨あり參觀の群集には多少動搖を來せるも、軍隊は依然として進行し 陛下も亦た常の如く軍隊行進を御覽せられ十一時式を了へた。

四月卅日 本日は横濱視察の豫定である、東京横濱間は自動車電車汽車の便あり、何れも四十分内外で往復が出来る一行は午前八時五分の東京發汽車に乗り九時横濱に着いた。

横濱は人口六十萬盤谷に比し十萬人少い、然しながら主要貿易港として繁華東京に次ぎ貨物の集散地で工業も亦盛である。

用意の自動車にて各所を見物したる後、自動車製造工場を見學す、工場は日本に於ける唯一の自動車製造工場で、十六歳より三十歳の壯丁職工一千八百人を收容し、小形自動車の製造に従事し、一日の製造能力は五十臺なりと云ふ。

自動車製造工場を出てキリンビール會社を見るキリンビールは獨逸式製造法に則て居るから我ブロード麥酒と同質である、然し製造高は遙に多量で一日三十萬瓶を製造す、加之原料は日本産の麥を使用し外に瓶を製造し、河れも機械力に依るを以て職工は四百餘名に過ぎない。

正午グランドホテルに入る、地方官商業會議所員約二十名一行を待受け名刺交換の後用意の食堂に案内せられ、一見誠意を以て迎へられたるを感じた、着席順序は談話交換の便宜上日選人各一人置とし獻立表の正面には日選兩國族を印刷し日選親善を表してあつた。

食事を終り地方官歡迎の辭を述べ一行の爲め乾杯ネットブーン一行を代表して謝意を述べ地方官及横濱市民の爲め乾杯す、宴を閉ぢたる後博覽會を見る、陳列品は機械類其他の製造品で外國の参加せるは暹羅、ルーマニア、滿洲國の三國である、暹羅物産陳列館一覽の上歸路に就き午後五時東京に着す。

五月一日 午前九時貴衆兩院を參觀す、貴族院議員の種類及定員は左の如し。

(イ) 世 襲

- 1 皇 族 十 八 名
- 2 公 爵 十 六 名

(ロ) 五 選 任期七年

- 1 伯 爵 十 八 名
- 2 子 爵 六 十 六 名
- 3 男 爵 六 十 六 名

(ハ) 大學選出

- 1 大學は四名を選出するを得 任期七年

(ニ) 地方選出

- 1 多額納稅者 六十六名 任期七年
- 2 勅選議員 百二十五名 終 身
- 3 貴族院議員の俸給

前記(イ)種の議員は無給、其他の議員は歳費三千圓とし議長は八千圓、副議長は四千五百圓とす、院内に於ける服装はモーニングコートを用ふ

衆議院

地方人民の選出する議員の總數は四百六十六名にして俸給は貴族院に同じ。

貴衆兩院の參觀を了り新築工事中の議院を見る、悉く日本人技師に依りて設計せられ建築費三千萬圓、着手以來既に十年、完成は來年の議會開會前なりとのことであつた。

午後一時東京帝國大學を參觀す、舊校舍は一九二三年の大震災で貴重の圖書と共に焼失し、現在の校舍は其後に新築したものである、在學生八千六百名、籍を大學に置く丈の形式的學生に非ずして實際に學問の蘊奥を極め年々數百の卒業生を社會に送り出して居る、同大學は八百萬圓の補助金を受くとのことである。

五月二日 午前九時自動車に分乗し市内に在る師範學校に至る、校庭闊く各種の運動場あり、學生全數千八百名寄宿生皆無で、幼稚園尋常小學科、尋常師範科、中等師範科の四分科とす幼稚園尋常小學科は男女同學師範科は男生のみである。

一行は授業中の教室の參觀を許されたるか秩序整然たるものである、體育には劍道柔道等を採用す、日本の教育に吾人の注意を要する點は幼年より艱難に耐ゆる訓練を施すこと及尙武の氣を涵養せしむる事である、土曜日曜祭日には教師に引卒されたる數百の男女學生が遠く山野を跋渉するのは吾人の往々目撃する所であるか、フットボールには日本人は興味を有せざるものゝ様である。

此學校參觀に際し學校側では一行歓迎に大に意を用ひられたるものゝ如く各教室より食堂に至る迄日暹國旗を掲げて歓迎の意を表し且つ午餐を饗せられた。

午後學校を辭し一行は米穀貯藏庫を見學す、本倉庫は政府の中央倉庫で數棟の大倉庫並列し優に百萬ヒクルを貯藏するを得ると云ふ、麻袋の代りに藁の俵を使用す、若し我國でも之に倣ふことが出来たならば海外に支拂ふ麻袋代金の節約百萬餘に達する譯である、此倉庫には各地方二萬の農民組合より米穀を輸送し來り、一日に三千六百俵を掲ぎ得る精米所が附屬して居る。

貯藏庫を出て一行は水産講習所を見る、此處には養魚池の設あり、各種類の魚肉分析を行ひ、更に進んで魚類の病氣

を研究する外、罐詰製造試験並に漁具の見本を陳列して在つた。

九月三日 午前九時東京より四―五哩の郊外に在る農事試験所見物の爲外出す、試験所長の案内にて穀類標本室其他肥料及害虫標本室及び化學分析室等參觀す、分析試験に従事する人員は三百名に達し之に要する費用五千萬圓なりと云ふ。

之より米作試験場肥料製造場及肥料配合方法等有益なる見學を終りたるは正午であつた。

午後一時農事試験所より分析所に至る、本分析所は單に分析試験に止まらず、試験の結果有益なりと認めれば直に實用化し製造もすれば又販賣にも従事することである。

一行の實驗したのはアルミニウム、酒、ウキスキーの製造、製藥空氣の液體化等であつた、分析所長一行に告ぐるに此分析試験室は鐵を銅とし銅を銀とし銀を金に化する目的にて試験しつゝあるも未だ成功の域に達せずと言ふて此處に到れば吾人は我鐵物研究家の無能と無氣力を憤慨せざるを得ない、吾人の試験は悉く失敗に終り未だ嘗て一人の成功したるを聞く所が無い、然るに日本人は科學を基礎として研究を續け、而も彼等は熱心にして屈せず奮闘するのであるから成功するのである、分析所參觀に一行は二時間を費した。

五月四日 土曜 本明兩日は外務大臣の客として日光に遊ぶ豫定である。

午前七時三十分外務省員と同道停車場に到る、八時二十分發車約三十八分にして田甫に出づ多くは麥畠である、此邊一帶の地は耕地整理行はれ田畠の區劃相等しく約四百米突毎に四―五米突の車馬道を設け運搬の便を計る、若し我農民にして此方法に従はば牛車及牛馬の交通に便利尠からざる可しと思はる、田畠の間所々に造林あるを見る、二時間半を走り十時五十分日光驛に着す。

日光は遊覽地たると同時に避暑地であり一般市民のみならず 天皇陛下も盛夏は此處に避暑遊ばさるゝと云ふ。

ホテルにて休憩中食を終て登山、輪王寺に参拜す、寺は岩石を開鑿して建立し努力の程計り知る可からず、信仰の力に頼らざれば或は完成は困難であつたらう、寺院の參觀には一圓五十錢の参拜料を徴せらるれ共尙ほ老幼の参拜人四時絶えざる山である。

寺院の境内を過ぐ一覽の上ホテルに還る、ホテルは純日本式旅館で日本服に改め俄に日本人に成りすまし大に賞ひで食膳に就いた、食膳も純日本式なるは云ふ迄もない、食後には日本舞踏音楽の餘興があつた、此夜大に寒冷へを覺え寒暖計は五十四度に下降したるも數枚の重着と充分なる暖房装置に依りて快く眠り夢より醒めたるは翌朝午前七時であつた。

五月五日 寒暖計五十四度を示す、一行は炭火を圍み談話に耽る、團體及學生の登山する者續々として絶えず、午前十時朝食を終へ一行は瀑布湖水見物を目標に自動車數臺に分乗して出發す、約三哩を走り小型自動車に乗替へ又進み四千五百呎の頂上平地に達す。

一行は山上の旅館及雜貨店で種々の土産を買ひ漁りたる後岩窟に降りた、岩窟は岩を切り抜き深さ三百二十五尺に達し中に數條の瀑布あり奇岩怪石の絶景あるを以て見物人絶えず、一行が到着した時にも百五十餘名の先發隊を見受けた、岩窟を出て元の途に引還し湖水方面に向つた、最初一行は山上の湖水何程のことかあらんと思つて居たのであるが、實際来て見れば對岸を模湖の間に認め得る程の大湖水なるに一驚を喫した、深さは不明なるも恐らく附近の山の高さに等しからむと推測せらる。

湖畔の茶亭で中食を済し、索條車に乗して他の一高峯に渡り此處より電車にて平地に達し自動車に乗替へ日光驛に至

り東京に歸着したのは午後五時であつた。

五月六日 豫定に依り東京郊外に在る鐵道省作業場を見學す、午前九時三十分鐵道省から差向けられた案内者二名に伴はれ東京驛にて乗車す。

日本の汽車に就き今一度記述するを許され度い、日本の汽車の整理は實に能く行届て居る、各停車場には數個所に大きな黒板に汽車の時間表を掲示し更に發着時間を放送する、五分間毎に發着し一分以上停車しない、昇降口も吾汽車とは趣を異にし汽車が停まれば昇降口は自ら開て乗客を吐出し發車すれば昇降口は自ら閉ぢるのである、列車乗員の職務規則は嚴重に勵行され停車場に達する前には口中は勿論、深更と雖も必ず次の驛名を報告すると共に他係員は衣服塵拂、ブラシと靴磨、ブラシを携帯して使用者の求に應じ食堂には妙齡の女子給仕し又獻立表を全乗客に配布す。

列車毎に乗客滿員、我國に於ては、フラバトム、フラバト等祭禮の際より外には見られない込合である、我國では六百軒の汽車貨三等十五銖なるに比し日本の汽車貨は四銖十五士丁に過ぎない。

東京驛を發し約一時間にして大宮驛に着す六臺の自動車に分乗工場に到る。

鐵道省の工場は全國に二十個所ある内大宮工場を最大とす、煉瓦石造十五棟あり一棟毎に作業部門を異にする、職工二千四百名、平均一日の賃金二圓二十錢、食事は一食九錢の割で工場に於て賄ふと云ふ、監督代理人の談に依れば本工場は修繕工場で機關車其他の製造は政府自ら從事せずして私設會社に請負はしめるとのことである、然れ共修繕作業としては本工場は世界中最も優秀の成績を擧げて居る、歐米視察の實驗上歐米で二週間を要する修繕を本工場では五日間に完成すると云ふ。

本工場に鐵道博物館附屬し舊機關車及車輛等を時代順に陳列し兒童及學生の参考に供して居る。

參觀を終り工場内に於て晝餐の饗應を受け監督代理に見送られて停車場に到る。是より製紙會社を見學する爲め王子驛にて下車す、王子製紙會社は日本最大の製紙會社で創立以來六十年を経過する、本工場の作業は主に機械力を利用するを以て職工の數は割合に少く僅に二百名に過ぎない、一日の製造能力は百噸、見學を終り一同撮影、茶菓の饗應を受けたる後歸路に就き午後五時東京に着す。

五月七日 午前九時三十分一行は自動車に分乘し宿舍を出て約五哩を隔つる花王石鹼製造工場に到る、魚油、椰子油オリーフ油を用ひて三種の石鹼を製造す、男女職工三百名あり女子部大部分を占む一日に二十五萬個を製造すと言ふ。午後刑務所を見る、東京から刑務所迄は自動車にて約一時間半の道程であるか坦々たる道路で兩側には人家軒を並べて連つて居た。

本刑務所は司法省の管轄に屬し八年以下の囚徒を收容す、重罪犯若は八年以上の囚徒は小菅刑務所に收容するのとことである、目下收容の囚徒は二千名あり凡て男子にして婦人小兒を收容しない、刑務所長補の案内で寢室其他病院食堂讀書室集會所等全部を參觀す、通常一室に九名の囚徒同宿し模範囚は別に一室を與へられ又不良囚も一室に隔離せらる囚徒の作業には木工鐵工縫工織工等がある。

食事は囚徒の手にて調査され政府の支給する食費は一日十二錢一食四錢宛である病囚及模範囚には特別の手當をなす手枷足枷等の刑具を使用せざれ共逃亡の例なしと云ふ、刑務執行法違反者に對しては管刑及監禁の刑無く讀書を禁じ又違反の輕重に従ひ工賃を削減することがある、模範囚は職長となり且つ昇進の途を開き善行者には賞與並に特に歸宅を許さるゝことがある。

普通面會日は一ヶ月一回、但し差入を許さず、模範囚徒は一ヶ月に二回乃至三回の面會を許さるゝのである、一行は

集會所をも參觀したが僅に千五百名を容るゝに足り椅子千五百個を備へ最少限一週一回四名の教誨師交代に囚徒を教誨す、時には修養に關する映畫を映寫することありと言ふ。

於 東京

五月十五日記

五月八日 一行は九時卅分日本に於ける大新聞の一なる朝日新聞社を參觀した、本社は七層樓地下室を有する堂々たる建築物で編輯長の厚意に依り編輯室以外の全部を參觀することが出来た。

朝日新聞社は社の幹部及職工總員數千七百名に達する、印刷室には印刷機十八臺を並列す内四臺は米國製他は日本製にて一時間の印刷能力十八萬部朝夕二刊百萬部を發行し一日に大卷紙二十七個を消費す之を長さに換算すれば七杆に達すと言ふ。

印刷室を出て屋上に設けた傳書鳩飼育室を見た、現に四百羽を養ひ西は大阪北は北海道其他各地支部との通信に使用し一時間に六十杆の速力で通信書を傳達すると云ふことである。

朝日新聞社を辭し日々新聞社を訪問して編輯長に挨拶して別れ宿所に歸つた。

十三時三井男の私邸に於ける午餐會に招かる、一行の外目下日本視察中の暹羅官吏數名並に日本實業界の巨頭等約五十名、席上三井男の挨拶あり陸軍少尉ネットブーン暹羅代議士及官吏の名に於て是に答ふ、食後主人は一行を案内し骨董品を縱觀せしむ。記念署名並に撮影の後出て三井本店及銀行見學の案内を受く。

十八時國際親善協會の晚餐に招待せらる、宴は和氣霽々の間に終り會長の案内で日本劇を見る、劇場の背景は眞に迫り男女俳優も藝道に熱心で屢々拍手喝采を受くるも一行に通辯なき爲め筋書は全然不明單に俳優の動作を見るに過ぎなかつた。

五月九日 各方面に亘り視察する餘日がないので三隊に分れて視察することとなつた、即ち一隊は水道事業、法律家は裁判所、教育家は教育に關係ある學校を視察することにした。

筆者の屬する水道工事視察隊は自動車に乗り數哩を走り水源地の一山麓に達した、貯水池は廣大の面積を有し恰も湖水の様である、貯水池から大鐵管で東京に導き更に之を四方に分配するのである、精密に見學し給水事務所に於て畫食の饗應に預り其日午後歸還す。

五月十日 九時三十分宮田自轉車製造工場の見學に出かけた、盛大な工場で八十年の歴史を有す、初め自動車製造に着手し事業の發展に依り政府御用の鐵砲、後には飛行機の一部をも製造するに至つた、昨今大に躍進し自轉車丈けでも一日に四百臺製作すると云ふ。

一行が工場に着た時は恰度休憩時間で職工の屋外運動の模様を見ることを得た、運動を開始する前に國旗が竿高く掲げられ職工六百餘名は直立不動の姿勢にて國歌を合唱したる上指導者命令に従ひ徒手體操をなす、右は職工の健康増進協同一致心の涵養を目的とするものである。

一行は工場各部を參觀したる上工場を出て森永製菓工場に到る、工場は六千坪に餘る廣大の敷地を有し數棟の製造場の外運動場、食堂、化粧室の設あり男女職工一千名の内七百名は女工であつて職工賃銀平均男工二圓八十錢女工一圓三十錢と言ふ。

本工場は各種の干菓子を製造して世界各國に輸出す、最高輸出先は印度馬來及東部亞細亞方面で一ヶ月の平均賣上高百萬圓に達する由であるが總て機械力に依り包装箱詰は清潔なる白衣の女子にて如何にも敏捷に手際よく處理せらる。見學を了へ午餐の饗應を受け試食の爲菓子一箱宛を贈與され午後二時歸宿。

午後四時南洋協會副會長藤山氏邸の茶話會に列席午後五時歸宿。

午後六時衆議院議長濱田氏官邸に於ける晚餐會に招かる、一行の外日本駐在暹羅公使及衆議院知名の士等總計五十名に達した、支那料理の御馳走で食事中の談話は非常に賑た、話題となつたのは日本代議士の多くは五十歳前後の老年者なるに反し一行は最若年は二十五歳他も皆壯年であると言ふ點であつたが、日本代議士の一人は革命初頭に於ては革命と進歩は青年の雙肩に在り壯年者の力を必要とする旨を論ぜられた、濱田氏は日本衆議院の名に於て「親善國暹羅の人民代表委員を歓迎するを光榮とす三年前暹羅國は政體を變更して議院制度を採用した、議院の構成及法規を閲して予は其の整備に感服せり、暹羅國議會の進歩發達は聊かたりとも疑の餘地なき所なり云々」の挨拶を述べたるに對し、陸軍少尉「ネット」は「日本代議士諸氏と交際の機會を得たるは一行の光榮とする所なり兩國人民代表の會見は即ち兩國民そのものが邂逅して兄弟の情宜を温むると同様である、日本は議院を創立して以來既に數十年を経て所謂兄分たり、暹羅は議院を有して纔に三年に過ぎずして弟分たり、兄弟相愛相親、弟は兄を模範とすべく、日暹兩國は兄弟として永遠に相親み相愛するは疑を容れざる所なりと確信す云々」の答辭を述べ。

五月十一日 十一日十二日は土曜日曜に當り一行は衆議員の客分として鎌倉を見物し箱根に一泊する豫定である。

午前八時一行は衆議院書記官二名の案内にて東京驛より八時三十分乗車、横濱其他の驛を経て鎌倉に着いたのは九時四十六分であつた、人力車二十臺を列ね古物陳列館を參觀し市中を見物の後大佛に詣でた、大佛は青銅にて鑄造し大さは日本國中第二位に在り、高さ十二米突額幅九米突、參詣人の跡絶えず、一行が參詣した時にも男女學生を合せて優に千四五百人に達した。

夫れより汽車にて小田原に達し更に「バス」にて山麓を迂回して進むこと約半時間箱根に達することが出來た、途中

制服の女子終始名所舊跡を指示し説明する様であつたが一行は不得要領であつた、日本では「パス」電車の車掌は多く女子を採用するから日本には職業婦人の数は尠くない。

一行は海抜一千四百尺の富士屋「ホテル」に入り一泊す。

五月十二日 朝食を終り自動車四臺に分乗して「ホテル」を出て登山を續く、坂路迂廻甚しく加之降雨あり霧深く殆ど咫尺を辨ぜざる程である爲め徐行すること約半時間で海抜二千四百尺の湖畔に達す、大さ中禪寺湖に及ばざれば共殆ど對岸を認むるを得ず、周圍二十軒と言ふ、箱根「ホテル」に休憩晝食の後歸途に就き東京着は十七時三十分であつた。宿舎に辿り着き服装を改むる暇もなく暹羅公使より海軍々令部長今夕六時水交社に於て一行を晚餐に招待の旨通知に接したので急ぎ公使と同伴にて列席した、晚餐會は軍令部長が暹羅人民代表と日本海軍の交驩の機會を得んとし催されたもので終始隔意なき談話が交換され非常に愉快であつた、食後海軍大演習の映畫を見十一時歸宿す。

五月十三日 九時卅分自動車にて宿所を出て郊外に在る兵營を參觀す、日本の兵營は多くは市外にあり、我國の兵營の如く煉瓦壁を廻らさず、土を盛りて土堤を築き防禦陣地の形を成して居る、内部には森あり河あり練兵場として使用出来る、一行は司令官森村大佐に面會す、大佐の説明に依れば本兵營に在る學校は學術を教授するものではなく下士官の身體の強健及耐久力を増進する體操、兵術等その他を教授し軍樂隊をも併有すと、學生は各地方聯隊の下士官兵士の最も強健且つ敏捷なる者を選抜したるものである、練習期限は普通五ヶ月間にして所屬部隊に復歸隊附教官となる、優秀生は更に六ヶ月の修業を経て本校附教官に任せらる由、司令官の先導で銃槍劍術及柔術試合藪の試切等を見、それより徒歩競争城壁攀登運動其他の訓練を見學す、何れも膂力の鍛錬及耐久力に非ざるはない、予の見た限に於ては日本軍人は極めて強健且つ敏捷である。

尙軍樂隊の奏樂の様子をも看ることが出来た。

正午學校から歸宿し約卅分を経て外務次官官邸に於ける午餐會に臨した、午餐會に列席したるは一行及暹羅公使の外務省官吏並に衆議院議員陸海軍人合計四十名、午餐の催は一行に對する歡迎と親善の表示に外ならない。

午後四時我公使は代議士及官吏の日本視察に多大の厚意を寄せ陰に陽に便宜を計られた日本人諸氏に對する答禮として公使館に於て茶會を催され、來客約六十名一行と視察團を合計すれば八十名に達した、一行は數多の名士と打解て親密に談話を交換する機會を得た、吾人の見た範圍に於ては日本人は同胞平等上下貴賤の區別を設けないことを痛感した、假令高位高官の人も何人に對しても同一態度である。此の茶話會で嘗て日本少年團を引率して來朝せられた二荒伯に邂逅した。

來客の散會後暹羅人二十名居残り純暹羅料理の晚餐の馳走に預つた、飯の炊き方迄暹羅式であつた日本流の御飯は軟か過ぎて暹羅人は喜ばない。

事實吾々一行は暹領馬來「ハードヤイ」を出て以來暹羅料理を味はなかつたので餓虎の如くに貪り喰ふた、二十四時散會各々宿所に歸る。

五月十四日 豫定に依り一行は横須賀軍港を見學す、八時三十分東京驛發約二時間で横須賀に着き末次提督に引見せらる、港内には戰艦潛航艇等列を正して碇泊す、一行は「モーターボート」に送られ港外に碇泊する戰艦上の人となり各種の操練水上飛行機の操縱を見學の後午餐の饗應を受け提督より挨拶があつた。

茲に記述を省略することの出来ない、一事がある、それは三十年前東郷大將が塔乗して露西亞艦隊と力戦せられた旗艦三笠を軍港内の陸上に保存してあることである、艦上大將の指揮せられたる場處、敵彈命中の場處、戦死者の場處及び

理由を詳細に説明し、實物記念として、一般國民の縦覧に公開してある。一行が參觀した時も、一般市民、男女學生、無慮二千名餘の參觀者を見受けた。是れ國民の愛國心を喚起し、國難の當時を回顧せしむる爲である。軍港の參觀を終へ宿所に歸着したるは午後五時であつた。

五月十五日 旅行準備に就き一日休憩。午後五時袂別の爲め公使を訪問す。同公使が一行の滞在中特に便宜を計り健康状態に至る迄深く注意せられたる厚意は、一行の忘るる能はざる所である。

於 大 阪 五月二十三日記

一行は日本の各地方を視察する爲十六日朝八時五十分思出多き東京發旅行の途に就いた。停車場には暹羅公使、公使館員、日本視察中の暹羅官吏及日本の名士數名元駐暹公使等の見送があつた。

鐵道沿線は多くは森、水田、山麓の畠地である然し村落は何處迄も點々として續て居た。十四時〇分日本の主要都市名古屋驛に着す。加藤暹羅名譽領事地方官及市民の多數に迎へられ暹羅國旗を掲げた自動車五臺にて名古屋「ホテル」に入る。

暫時休憩の上領事の案内で名古屋城を見る。城は四百年前に築造せられ我が「ロツフリート」同時代のものである外壁は巨大なる石を用ひ堅牢無比七層の高樓である。名古屋市は貨物の集散地で人口百萬、毛織物陶磁器製造等の大工場がある。天主閣を出で日蓮寺に詣つ當寺には西曆一九〇〇年我國より分與した佛骨を奉安してある。

日蓮寺住職は七名の伴僧と共に一行を出迎へ納骨堂にて讀經をれより方丈で茶菓の餐應を受けた。

同夜縣市及商業會議所の主催にて晚餐會の催しがあつた。列席者八十名主客打解て談話を交換し彼等は深く吾々と親むことを感知した。

五月十七日 九時三十分領事の案内で陶磁器製造工場を見學す。本工場には職工四百名を收容し内三百名は女子である。

吾人の見た所に依れば原料は普通の土と軟き石を使用す。支配人の談に依れば石は印度支那より輸入しつゝあり一度暹羅石を輸入したことがあるが成績不良の爲中止したとの事である。名古屋には陶磁器製造所は多數有るけれ共此工場は最大で歐米に遜色無き優良品を製造するのみならず年々歐米に向けて輸出し年額六百萬圓に達すと云ふ。

辭し去るに當り支配人は工場參觀の記念として華美なる花瓶一個宛を贈られた。

十三時加藤領事の招待に係る午餐會に案内せらる。一行の外に約十名の客あり矢田公使も同席された。食堂は日蓮國旗を以て裝飾されてあつた。

十四時名古屋を出發日本の舊都京都に向ふ。

汽車は山と山の度を縫て走り鐵道の兩側は田畠及村落相連り岩山を除く外は尺寸の餘地無く悉く耕作されてある。二時間にて京都驛に着す。停車場にて地方官及商業會議所員數名の出迎を受け鐵道「ホテル」に入る。

十七時市長の招待に依て日本舞踊を観るの機會を得た。

五月十八日 九時三十分淺田糊工場參觀す。

本工場は多量の糊を製造する古き工場にて原料は糯米と暹羅米とを並用したるが暹米輸入禁止されたる爲臺灣米を代用したるも成績不良の爲會社は暹羅米輸入に關する陳情書を政府に提出したる由暹羅米の需要は極めて多額で本工場でも年に六千噸を消費すると云ふことである。

糊工場を辭し附近の染物工場を見る。花模様其他染色の方法は我「バタニー」地方で行はるる方法と大同小異である。

が設備には大々の相違がある。

染物工場を出て知恩院に参詣す、同寺は山腹に建てたる大寺院である、京都市中には佛教の寺院は千軒に餘ると云ふ住職に迎へられ道場内部及庫裡を參觀す雨中にて境内庭園を見なかつたのを遺憾とす。

正午京都市長及商業會議所員一行に同寺境内に於午餐を餐應された、料理は純粹の精進料理で植物性の原料を用ひたるものである、給仕も女子の代りに難僧であつたが不相變酒が出た、但し徳利を用ひずして銚子が用ひられた、寺院に酒は不似合ではないかとの一行の間に對し銚子であるから御茶の代りに過ぎないとは振つた答辯であつた。

智恩院より旅館に歸りたるは午後の二時で市中見物の豫定は雨の爲妨げられて果さず五時迄旅館に引籠り汽車にて大阪に行くこととした、京都と大阪とは五十分間の里程で暮近く大阪に着き新大阪「ホテル」に投す。

五月十九日 休養日であるから自由行動を取り思々に方々見物に出かけた、筆者は奈良行の一行に加つた、奈良は日本の最も古き都で我「スコタイ」に比す可き所である外國觀光客の奈良を訪ふもの尠からず。

大阪には多數の運河がある日本の都市で運河のあるのは極めて稀であるが大阪は特別で運河を利用して居るが自動車の利用も亦多い様である。

日本に於ては自動車の發達著しきものがある、又燃料石油も廉價である、燃料代を我國のものと比較すれば全く驚の外はない、即ち日本では「ガロン」四十錢（三十士丁）にて賣買され我國にては壹錢五十士丁で非常の相違である、燃料が安價だから従て自動車賃の安い譯である、例へば大阪神戸間東京横濱間の距離は一時間を要するも自動車賃は二圓即ち我壹錢二十士丁に過ぎない。

燃料「ベンジン」を述べた序に電燈料に就て一言しやう、日本國內は一行が旅行した範圍に於ては何れも皆電燈を用ひ、商店は勿論街路は電燈で夜も尙ほ晝の如くであるが、電燈料は「ユニツト」は十四錢即ち我九士丁に過ぎないと言ふ、是に反し我國にては「ユニツト」三十士丁に加ふるに計量器借用壹錢を徴される有様である。

一日の休養で各人頗る元氣を取返した、夕刻に至り諸方面に出かけた一行が續々として歸宿し視察談交換で大に賑ふた、又先月二日より東京に於ける觀光會議に出席した「ルラング タキン」用件を了へ本日來阪一行に合した。

五月二十日 暹羅名譽領事一行を「ホテル」に訪ひ大阪朝日新聞社に案内す、支配人及編輯長に迎へられ記念の署名をした。

朝日新聞社より轉じて毎日新聞社を訪問し一行の舊知なる工藤氏に邂逅し社の幹部の人に面會新聞社全部を參觀したが、東京日日新聞社と大同小異であつた、相違點は地方と連絡する送映機を備へたと盲人用新聞の刊行であつた。

大阪毎日は朝夕二刊日本語の外英字新聞あり一日の發行部数は百十萬に達すと言ふ、記念撮影の後午後二時歸宿。

十三時市並に商業會議所主催の午餐會に招かる、來客は一行の外地方官、市長、商業會議所員及其他の名士四十名十四時閉宴、それより鐵器及亞鉛板製造工場に到る、職工五百人を使用する大工場で棒金を延して各種の鐵器及亞鉛板を製造す機械を用ひるは無論であるが人力に待つものが多い。

十七時工場を辭しその社長宅に於ける晚餐會に臨む、晚餐は極めて打解けた會合であつて主人は氣輕な快活な人物で二十二時迄快談した、自動車にて大阪の宿所に歸着したのは二十三日であつた。

五月二十一日 正午大阪毎日新聞社一行を「スキ」號の午餐に招かる編輯長松岡氏、工藤氏外四、五名席上松岡氏の挨拶あり、少尉「ネットブリン」之に對して答辭を述べたが其の中に暹羅は多量の米を有し日本人亦た之を需要して居るに拘らず日本政府は暹米輸入を禁止し居るの事實は日暹親善を障害する途なれば新聞紙の力を以て之が禁止を解く様

盡力を希望する旨言及した之に對し英文部編輯長は暹米輸入解禁運動を後援す可き旨を述べられた宴終り暹羅名譽領事宅に於ける茶話會に列席す一行の外大阪視察中の暹羅官吏數名も同席招待された。

領事は妻子を一行に紹介し且つ蚊取線香製造工場に案内された領事は六十過の紳士で暹羅通である客間は裝飾は凡て暹羅物産を使用す妻子自ら給仕の役を勤め最上の親密の意を示された。

大阪滞在は同夜限で明二十二日十時汽車にて下關に到り下關釜山連絡船で朝鮮に渡り豫定の旅行を續くる筈である。

於 大連 六月三日記

五月二十二日 九時三十分、名譽領事、地方官及視察中の暹羅官吏諸君の見送を受けて大阪驛を出發す、發車に際し領事の首頭で領事の知れる唯一の暹羅語「チャイヨー」を以て饒別せられた。

列車は左の方に海と島々、右の方に斷續する山脈を眺めて進行する我國の南部鐵道に似た所があるが、山間にも村落田畠相連り、山腹までも田畠として耕して居るところがある、到る處風景頗る佳美である、車中に日を暮し夜に入りて下關に着く。

下關は西部日本の主要港である、釜山への連絡船が此處に一行を待受けて居た、連絡船は小型ではあるが暹羅沿岸航路の汽船とは比較にならぬ、船客は滿員、朝鮮駐屯交代兵も乗船して居た、二十二時解纜日本海に入る、晝間の疲勞の爲め乗船幾何もなく眠に落ちた醒むれば既に釜山が間近い、大急で洗面服裝を調ふ航空時間は約八時間であつた。

五月二十三日 七時三十分上陸府尹及商業會議所員の出迎を受け、暹羅國旗を先登にして商業會議所に案内され朝餐後市中を見物したり釜山は朝鮮の主要港で人口二十六萬、市街は山と山の間であり所々海に臨む、住民は全く日本人と異り服裝も異様なり多くは白衣を纏ひ男女共に裾は地を引摺る迄に長く殊に婦人は何れも妊婦の様に腹部を張らしかして

居る、服鮮人が白衣を着ける風俗は元と喪服より來たもので、朝鮮では喪の期間長く次から次に服喪し遂に白衣が常の服となつた由である。

物産陳列館を見又山に登りて市街の全景を一覽、陶磁器製造工場青物市場等を見學して最後温泉場に到り地方長官より午餐の餐を受け、十七時地方長官俱樂部に於ける晚餐會に招待さる列席者約三十名日本人丈で談笑の間に宴を閉ち宿所に歸たのは二十三日であつた。

五月二十四日 七時四十分釜山驛發京城に向ふ、汽車は丘陵の間を走る、所々田畠及村落を見る、鮮人の住宅は低き一階建である、時には石壁を繞らしたのも見受けた、吾人の視察した限に於ては朝鮮人は貧乏で魯鈍の様である。動作は日本人よりも寧ろ支那人に酷似して居る、然しながら日本は朝鮮の教育普及産業開發に努力しつつある、人口は約二千一〇萬主要産業は農業の外石炭、銅、鐵、金鑛業であるが夫等は外人經營に屬する、日本は併合以來努めて外人の權利を回收して自ら之を經營せんとして居るが米人所有の金鑛は尙依然として其の經營の下にありといふ。

列車が京城に近い頃一行出迎の爲總督府秘書官小田氏乗車す、十五時京城着、旅館の都合で二ヶ所に合宿することとなり二臺宛の自動車専用として提供された、十八時秘書官の先導に依りて山頂に登りて市中の全景を眺望す、二十時特に行の爲め催された映畫を見る、映畫は總て朝鮮の山岳及瀑布等の景色農鑛業等の進歩發展を示したものであつた。

五月二十五日 九時博物館を參觀す、朝鮮の各種物産を蒐集陳列せり、館は數室に別たれ第一室には朝鮮の地勢を實際に示す陳列があつた、國內到る處平地少く山岳の多きに拘らず多量の米を産出するは不可思議に思はれた、現在日本は朝鮮米に依頼して居る、次は動物標本木材及鑛物其他である、其の内最も興味を惹いたのは木材及鑛物室であつた、一例を擧ぐれば麻は如何に栽培され如何なるものを製造するか、金鑛は如何に採掘され如何に精練されるか、ダイヤモンド

ンド」は何處に産出し如何にして仕上げらるるや等の工程を詳かに明示してある。博物館を出て商品陳列館を見、十一時舊王城を拜観す、玉座は古物として保存され又千年以上を経過する石器時代より鐵器時代に至る武器を陳列してあつた。

舊王城を出て總督府に總督を訪問す、總督府は十年前に建築された石造の壯嚴なる新式建物で六百四十一萬圓を要したることであつた、用材は悉く朝鮮産を用いたものである、十二時卅分總督官邸に於ける午餐會に招かる、同席者は總督府官吏及土地の名士三十五名但し一行の外は悉く日本人のみであつた、午餐を終り李玉殿下の訪問名簿に署名す、目下御不在中の爲め宮内官の先導で宮城を拜観するを得た。

十六時京城國際親和會より朝鮮ホテルに於ける茶話會に招かる同席者は一行外日本人約四十名。

五月二十六日 八時特別仕立の列車で京城を發す、沿線の風物は釜山京城間と大差なく山岳と田園の連続である、十個所の「トンネル」と多數の都市を通過し終日走り續けて二十一時國境安東に着す、此地に税關あり、五十分間停車して旅券及課稅荷物を檢査す、入國者檢査の軍人乗車したるも二問答の後一行は檢査を受けずして通過した、即ち愈々朝鮮の國境を出て滿洲國に入るのである。

朝六時滿洲國の主要都市として有名なる奉天に着く、人口五十萬交通の要衝にして兵營も此處に集まり附近に日露の古戰場がある、京城發列車は奉天を終點とするから乗替の爲一時間停車場で休憩した、特別列車は七時〇五分に奉天驛を發す、此列車には元奉天軍司令官たりし滿洲國新任陸軍大臣が乗込まれたので軍隊及學生の見送が多かつた。

奉天以北は坦々たる平地で朝鮮と全く風光を異にする、時に高臺はあるが山は殆どない、鐵道沿線は平野田園の連続であるから古戰場等は一目明瞭に見渡すことが出來た、前後三十時間にて新京に着す、滿洲國駐在日本大使館及滿洲國

外務省官吏の出迎を受け日本人經營の太陽館に投す。

滿洲國の首府新京は元長春と稱した、西曆一九三〇年奉天より遷都したのである、極東に於ける最上級の都府たらしめんとして目下工事取急ぎつつある所である、過去五ヶ年間に人口激増し現在に於ては二十六萬人に達せりと云ふ、但し工事未だ完備せず黄塵萬丈自動車少く多くは「ガタ」馬車を使用す。

於 北 平 六月八日記す

五月二十八日 十時外務省に大臣を訪問す、大臣張燕卿氏は一行を應接室に引見した、年齢四十歳前後數ヶ國語に通曉し舉止俊敏の風があつた、次で滿洲國駐在日本大使南大將を訪問す、大將は六十歳前後、言語舉動活潑にして軍服に相應はしい態度を以て至極平民的に一行を迎へ、青年時代日露戰爭に方りて従軍し此邊一帶に轉戦したが、老年に及びて再び廻ひ戻り來れりと語つた、吾人の感想によれば大將は滿洲國の支柱として重き責任を負擔して居るものである。日本大使館を辭して市長を訪問す、市長は北支那の出身にして談話には支那語を用ひて通譯を必要とした、舉止靜肅性質溫厚、常に微笑をたたへて談笑し部下を招き一行に紹介された。

市公署を出て國務總理を訪問す、總理は一行を應接室に引見し談話は一行の旅の事に及んだ、それから國務總理及閣僚と共に記念撮影をなし又滿洲國に關する映畫を觀賞するの機會を與へられた、總理は六十歳位の年輩で短鬚頑丈強健の様に見受けた。

十三時大和ホテルに於ける市長の午餐に招かる、同席するもの約四十名、内日本人十名計分解けて談話を交換した。

十八時卅分外務大臣の晚餐に臨む、來客は一行の外同市に於ける日本人及滿洲國人の要人等約五十名、非常の盛宴にして所謂山海の珍味を集めたるもの如く獻立は二十餘種、一卓に二名の女給杯盤を斡旋し食事中は始終奏樂ありたり

車上大臣は支那語で挨拶した、英譯の要旨は「今回暹羅人民代表の一行を迎へる光榮を得たるを喜ぶ、何ぜなれば支那と暹羅とは同く亞細亞に國し共に黄色人種で久く親交を有したからである、然るに滿洲國は日本の多大なる後援に依り國民の幸福の爲め新に獨立した、是れ將來の發展を期する爲である、兄弟同様の暹羅人は滿洲國の幸福増進に後援せられんことを希望す」といふにあつた、少尉ネットブリン暹羅語にて答辭を述べルラング タキル之を英譯す、其の要旨とは「吾人暹羅人は今回諸氏と懇談する機會を得たるを喜ぶ、何ぜなれば大臣の仰り支那と暹羅は同く亞細亞に國し等しく黄色人種のみならず、暹支は共に佛教を信奉して居る、佛教は幸福の基本たる慈悲同情を喚起するのである、かゝる將來に於ける親交は疑ふを要せぬ、而して滿洲建國は日尙は淺しと雖も現に目撃したる所では平和幸福を以て前進しつつあり、將來世界の平和に貢獻せらるるならんと確信す云々」と

食後一同撮影の上思ひ思ひに團樂快談した、日本人中には偽はざる親善を示す爲め一行と抱擁したものの數名あり愉快に宴を閉ぢたのは二十二時であつた。

五月二十五日 十時自動車にて市中を見物し續て新都建築工事を見る、工事監督の日本人は一行を高臺に案内して建築中の建物及道路を眼下に見つつ精細なる説明を與へられた、技師長の談に依れば新築工事は向ふ五ヶ年で完成し經費四千萬圓、之に個人の建築費を計上すれば既定の地域丈で僅に二億圓を突破するならんと云ふ、五年後に建築中の工事成した暁には、東洋の右數の都市となるであらう。

正午に及び一行は日本大使館に於ける南大將の午餐會に臨む、來客は一行の外滿洲滞在中の日本知名の士及大使館員等約四十名支那人を混ぜず、席上大使の日本語の挨拶あり、之に對し少尉ネットブリン暹羅語にて答辭を述べ、宴を閉ぢ記念撮影す。

十六時卅分大使館を辭し滿洲國協和會より懇談會に招かれ滿洲國中央協會に赴く、一行は先づ滿洲國の教育に就て質問したる處建國日尙淺く未だ教育令を有せず遺憾ながら教育不備の點多しとの答であつた、一行より我國に於ては義務教育令發布以來既に十年を経過し初等中等大學教育に關し詳く説明したるが大に興味を以て傾聽された様であつた、數時間に亘り知識交換の後協會で晚餐の餐應を受けた列席者約四十名。

二十一時卅分銀行協會を出て哈爾濱行きの汽車に投ずる爲め停車場に直行す、停車場は露西亞兵支那兵劍付銃で嚴重に警戒し又一隊は列車に乘込み一行を護衛した。

本線は元露西亞の所有で三ヶ月前に讓受けたものである、整理未だ行き届かず車内は亂雜を極め、一行十八名に對して寢臺十二臺のみ其他は椅子に腰掛けた儘で一夜を明さねばならなかつた筆者は其の一人であつた。

五月三十日 昨夜は暗夜で沿線の光景を見るを得ず、終日の疲勞に由り椅子にかけたまま前後不覺に熟睡す、哈爾濱近けりと友人に呼ばれた時は曉近い頃であつた、服装を改め哈爾濱に着いたのは六時卅分同地駐在日領事館書記官の出迎を受け旅館に案内された。

哈市は滿洲に屬し露西亞が支那から租借して新市街を建設し全滿洲に其勢力を擴張するの基地と爲したのである、日露戰爭終局を告ぐるに及び租借權を放棄して之を支那に返還した、然しながら今日でも多數の露西亞人が居残つて居る現在人口五十萬人の内 露系九萬人あり、他は北支那人及日本人である、今は滿洲國の一部となり北滿に於ける主要商業地として發展しつつある。

九時日本副領事の案内で市内を見物したる上松花江河岸に出づ、河幅は媚南河に二倍、モーターボートに乗りて約一時間河中を達覽し上陸して博物館を參觀し、次いで滿洲國の大工場たる鐵道作業場に到る、總監督は日本人佐原氏であ

る、氏は鐵道技術の有名なる權威者で、滿洲國の委嘱に依り滿洲鐵道の整理に没頭して居るのである、佐原氏の談に依れば北滿の各線は元露西亞が莫大の資本を投じて建設したもので滿洲國の獨立に依り買収したのである、全長一千七百基米突、従業員一萬六千人、滿洲國は買収後露西亞人従業員を解雇し内五千名を本國に送還するを要しその他レールの取替へ等整理を完成するには尙幾多の事業が残されて居る、更に困難なるは匪賊の横行で二百人三百人の匪賊の軍が各所に散在し鐵道破壊の機會を窺て居るが然し今は略平定されたとの事である。

鐵道作業場を辭して哈爾濱市長の午餐に列する爲め北滿俱樂部に到る、午餐を了へ市中見物に出かけた、哈爾濱を出發したのは二十一時三十分であつた。

五月三十日 新京に歸したの夜明で一行は停車場で大連行列車を待った、新京大連間の列車は亞細亞號と稱せらる、十時發車大連に向ふ。

亞細亞號は新造で贅澤を極めたものである、休憩室讀書室食堂を備へ速力は普通列車に二倍す、其の亞細亞號と名づけたるは亞細亞第一と云ふ意味である、同列車には教育局長、軍司令官及奉天市長等の滿洲要人達が同車された、數多の都市を過ぎて十三時卅分奉天驛に着す軍司令官教育局長市長は此處で下車せらる。

新京奉天間は見渡す限りの平野であつたが、奉天驛を發して二時間を経れば沿道の光景一變して丘陵連亘し樹木なく雜草のみ繁茂して居る。

滿洲國と日本租借地との境界普蘭店に達した時大連駐在滿洲國外務書記官谷田氏の出迎を受く、普蘭店には税關あり入國者の検査荷物の検査を行ふのであるけれ共一行は所持の煙草に捺印したのみで何の面倒もなかつた。

大連は滿洲の南端に在る港灣で貨物の集散地たると同時に觀光地の一である、三十年前露西亞が支那から租借して港灣として設備し戰勝日本は其權利を引繼したのである、現在人口三十二萬内日本人一萬二千其他は北支那人及外國人である。

六月一日 九時ホテルを出て博物館を見る、關東州内の各種の礦物水陸動物及農産物を蒐集す大豆の標本文でも五百種以上あつた。

博物館から海岸通に出つ港は深く入込みたる灣の奥内に在り長さ二百米突の棧橋四條灣内に突出し兩側には五十餘隻の船舶荷物の揚卸に忙しく、更に灣内に投錨せる大小の船舶も亦數十隻に達す東洋の各港と連絡する重要港の一であるから日本は築港に八百萬圓を投じたのである。

港内一覽の上自動車に依り旅順に遊ぶ、道路は悉くアスファルトを敷詰めてある、此邊一帶は秃兀たる山亦山の數百が打ちつゞいて其の間に二ヶ所のトンネルあり、十一時二十分旅順港に達した、一行は露西亞人の建築した兵營を見、此處で關東廳秘書官高田氏に迎へられて戦争記念館を參觀す、館の外側は大砲爆彈等を排列し内部には戰闘に使用した武器武器並に敵味方の將校の肖像破裂砲彈破壊された城壁瓦石等が一々説明を附して陳列せられ參觀者に深き印象を與へて居る、戦争記念館を出て關東長官を訪問し大和ホテルに於て午餐の饗を受く。

午餐後高田秘書官の案内で博物館を見る、古物を蒐集せり、就中珍奇なるものは千年以上千三百年を経たミイラ七體であつた、埃及ではミイラを製するに藥品を用ひたことであるが此ミイラは風土の關係で自然に化生したものである。

夫れより秘書官の先導で露西亞砲臺見物の爲め登山した、幾多の山を越へて激戦の行はれた主要砲臺に達した、砲臺は背面の海岸より連る連山中の最高峰に位し、四方を展望することが出来る、前面は平地で目を遮斷する一物もなく他方

面よりの攀登は全然許されない、四方に大砲を据附け自由自在に敵を掃射するを得又坑道に依りて平地に出づることが出来る様に構造されてある、秘書官は砲臺占領に關し當時の激戦の様を説明された、日本軍が此砲臺を攻撃せんとするや敵は日本軍が大砲小銃の射程距離に達すれば雨霰の如く大砲小銃弾を浴せかけるので、日本軍は一溜もなく掃射されるも屈せず挽ます肉弾に次ぐに肉弾を以てし遂に之を占領した、實に旅順の砲臺及其武備を見れば當時の戦争で日本が露西亞に勝たのは全く精神の力に歸すべきものなる事が首肯される、旅順争奪戦では敵味方に數多の戦死者を出した防禦側に立つ露西亞は一萬四千八百七十三名を失ひ攻撃者の日本軍は二萬〇三百二十名を犠牲とした、これにも拘らず日本は公明正大に敵味方の戦死者記念碑を山上に建てたのである、戦跡を些細に見終り海岸にある大和ホテルに於ける南滿鐵道會社の茶話會に臨み十八時宿所に歸る。

六月二日 日曜日 は自由に市中を見物し十七時税關長及び大連駐在滿洲國外務省秘書官合同で催された支那料理の晩餐會に招かる列席者約三十名二十三時迄快談した。

六月三日 十時南滿鐵道會社一行を特別映畫觀賞に招待し映畫は傳儀皇帝の即位式と日本御訪問の光景であつた。

六月四日 大連發列車で奉天に直行し十八時奉天驛着、大連奉天間は汽車で六時間である。

奉天は滿洲の主要都市で日露戦争でも有名な所である、張學良全盛時代は首府としてフエング テアンと稱し滿洲國獨立するに及んで帝都を新京に移しても今尚ほ軍隊駐屯地として繁榮を續け市街は武装兵が嚴重に警戒して居る、人口約四十萬人支那人の外白露人日本人あり盤谷に比肩する位の都會地である。

奉天は陸上交通の中心地で四通發達、奉天から他の主要都市に通ずる鐵道には、一奉天より朝鮮を経て日本と連絡する線、二滿洲より露西亞に連絡する線、三大連線及び、四滿支連絡線の四線がある。

六月五日 各自に市内を見物す、奉天に於ける大商店及高等品を販賣する店は多くは日本人の經營である、奉天に於ける日本人は我國の商權を掌握する支那人の地位に在る、然し物價は日本内地より遙に高價である、奉天には大學校があるけれども男子のみで女子を收容せず、女子教育には高等女學校を有するに過ぎない。

奉天は重にバスを乗用シタクシーは極めて稀である、馬車人力車多く賃錢も安値で六百米突の距離は十錢内外である、正午近に至り南滿鐵道會社書記自動車を用意し來りて炭坑見物に一行を案内せらる、自動車は飛行場を経て我がクロインランシットに酷似する平野に出づ、橋梁及び道路の交叉點には武装兵士警戒す。

十三時丘陵に圍まれた撫順に達す滿洲に於ける最大の炭坑である、停車場にて南滿鐵道會社炭坑部長の出迎を受け午餐の饗を受けたる後炭坑を案内せらる、抗區は南北十七基米突東西四基米突埋藏量十億萬噸と稱せらる、同炭坑は三十年前に露國が採掘に従事し日露戦争後南滿鐵道會社の權利に移つたもので之を掘り盡すには今後九十年を要すと云ふ、炭坑の深さは百二十五米突に達すれ共石炭は未だ盡きない、地層は三段より成り上部は灰色土次は黄色土次は石炭で黄色土からは石油を搾取することである。

六月六日 九時市中を見物し序に孤兒院を見た、構内廣く住宅學校運動場を備ふ、孤兒の收容法は極めて珍奇で兩親にして養育を欲せざる場合も委託することが出来る、若し兩親と稱するを恥づる場合も又養育を委託することが出来るのである、兩親にして係員に見識らるるを欲せざる時は幼兒を收容する秘密室があつて幼兒の來たことを合圖すれば係員が直に受取て收容養育し學校に達すれば教育を施し仕事を斡旋し女子にして妙齡に達すれば結婚の世話も焼くのである、一行が參觀した時は二百人の孤兒を收容してあつた、又面白いのは一行が參觀した時事務所に二名の女子の寫眞が掲げられ此女子を得んと欲するものは四十圓(約四十銖)の結納金で結婚が出来ると説明してあつた、孤兒院は元富豪

の私營であつたが後政府の補助を受け遂に政府の經營に移り今では寄附金其他の收入に依り經濟は獨立して居る一行も  
贖金して十圓を寄附した。

それから三百年前に權威嚇々たる清朝第二世文宗皇帝の陵墓に參詣した、墓地は百味に餘り百年を経る老樹森々々々  
佳趣を添ふること妙からず、普通何人も參觀を許さないのであるが一行の爲特に開かれたので豫期せない參詣が出来た  
と云ふて折柄に居合した老翁老婆などは一行に對し數多度叩頭深き感謝の意を表示した。

十六時三十分歸宿、地方長官は一行の奉天訪問を機として茶話會に招待せらる、來客は官吏紳士紳商約七十名、長官  
王氏奉天側を代表して挨拶の辭を述べ小尉ベネツトブー之に答へ各懇談二時間餘にして會を終る。

神戸上陸以來我一行の便宜の爲めに特に日本外務省から附添へられた天田氏は、日本各地は勿論朝鮮滿洲の視察旅行  
の先達であつた、今や一行は此處より支那の領内に入らんとして居り、氏は其の任務を果して日本に還るのである、氏は  
は温良なる性情の持主で約二ヶ月の間、一行と親密なる交際を續け一同の敬愛の的であつた、仍て今夜秩別の宴を張るこ  
ととなり十九時大和ホテルに於て他人を混ぜざる私宴を設けた、誰に遠慮も無い無禮講で、食後にはナイフソートイナラ  
ムパトング君のラオ歌やナイイホム氏の擬似説教ラングタキールの旅行映畫等の餘興があつて大に賑つた。

六月七日 十四時奉天發の汽車に塔して滿洲國に別を告げて支那に入るのである、驛には市長其他紳士紳商多數の見  
送があつた、天田氏も亦一行を見送つて呉れた一人である、一行は氏を熱愛し深く別を惜んだ、氏の如き親友を外國人  
中に見出すは極めて困難であるからである、氏自身も亦名残を惜まることが淺からざる様であつた、愈々別るに臨ん  
では各人皆臉の熱するを覺えた、一行は一冊の手帳に各々眞情を吐露して氏に托した氏は大に満足の態で之を受けられ  
た。

鐵道沿線は多く平野で恰度耕作中であつた、四時間許りにして沿道の風物の變化するを見た、庄民は北支那の田舎服  
で家屋は土造の倭屋に住し床を設けず土間の上に棲息する状態である。

二十二時山海關に着す山海關には税關と兵營とがある、武装の兵士及税關長が乗車して來た、一行は手荷物を自由に  
検査せんことを申出でたるも結局其必要はなかつた、何せなれば一行の通過する時には検査の必要なしとの命令を受け  
て居たからである、山海關で寢臺車を連結したので樂に睡眠することが出来た。(終)

x x x x x x

x x x x

## 三、南部亞細亞視察談

本協會主催於華族會館十年十一月七日

松島肇

今度の旅行は、外務省の命令に依つてアジアの南部にある在外公館を巡視するのが目的であつた、五月三十一日に東京を立ち、十月十九日に東京に歸つて来たから、其間百四十二日と云へば如何にも長いやうではあるが、廻つて歩いた範圍が非常に廣いので一つの土地に滞在して居ることは、二日のことあり三日のことあり、長くて五日と云ふ状態であつて深く研究する暇も勿論なく、旅行した個所が全部暑い地方である上に、恰も炎暑の際であつたので、少し位の時間があつたところで之等の地方の事情を深く研究する氣力は到底出なかつた次第であるから、諸君の御参考になり得る様な話が出来ると否や疑はしい、この點豫じめ御承知願ひたい。

今度の旅行の徑路は、先づ香港へ行つて、香港に四五日居つて、香港からフランスの九百噸ばかりの小さな船で印度支那のハイフォンに渡り、直ちにハノイに行き、ハノイから鐵道でサイゴンに行くのであるが、この鐵道が未だ全通して居らず、真中あたりで杜切れて居り、バスで連絡して居る。フランスが印度支那に手を着けてから既に數十年になるが、フランスは印度支那の住民の幸福といふことに對して餘り努力して居らんやうである。我々が乗つた印度支那の鐵道の如きも、運賃が高くても速力も餘り速くない。一等車でありながら洗面所も附いて居らない。ハノイから二日掛りでサイゴンに行つたのであるが、その二日間は顔洗はずに居つたと云ふ状態である。サイゴンから陸路バンコックに向ふ時は、シヤムの國境に至る迄は自動車に依らなければならぬ。その自動車道は最近相當よく出来て居るやうに觀た。

シヤムの國境にはシヤムの鐵道が延びて来て居つて、その鐵道でバンコックに行き、バンコックから同じく鐵道でシンガポールに出た。鐵道としてはシヤムの鐵道の方が印度支那に於ける鐵道より良いやうである。シンガポールから船でラングーンに行き、更に船でカルカッタに行き、それから印度鐵道で印度政廳の避暑地たるシムラに行き、シムラからアフガニスタンの方に行く爲に印度鐵道の最終點であるペシャワルに行き、ペシャワルでアフガニスタン入りの準備を整へて、自動車でアフガニスタンの首府カブールに行つた。カブールから再びペシャワルに引返し、印度の首府デリーに出て、デリーからボンベイに降り、ボンベイから船でコロンボに往復し、ボンベイから船でカラチに寄り、それからベルシャヤ海に入つて、フシールに上陸し、フシールから自動車で三日掛りで昔のペルシャ今のイランの首府テヘランに行き、テヘランから自動車で二日掛りでイラツクの首府バクタツトに行き、バクタツトから汽車及び自動車でトルコ鐵道の最終點まで行き、それから鐵道でトルコの新しい首府アンカラに行き更に昔の都のコンスタンチノーブル現在のイスタンブールに行き、イスタンブールから鐵道でトルコを通過つて、シリア及びパレスティンを経てポートサイドに出て、ポートサイドから日本船で一路日本に歸つて来た。

此處に居られる門野氏などは印度の鐵道のことを御承知であらうが、客車の内に廊下がなく、室毎に外から入るやうになつて居るから、食事をするにも、停車した時に自分の室を出て食堂に行つて、食事を攝つてからも停車する迄は食堂の中に居つて、停車の時間を見計らつて自分の室に歸るのである。さうして印度の寢臺車には寢具が附いてゐないから、旅行者は自分で布團・シツ・枕・毛布等を調へて乗込むのである。従て旅行は印度人でも自分一人では出来ないやうであつて、我々外國人は、印度のボーイを一人連れられない限り、自分の寢床を拵へたり上げたりすることは出来ない

併し此のボーイは金が割合に安くて、一日二ルビーで働いて呉れる。彼等の汽車賃は非常に安くて、主人の汽車賃の五分の一ぐらゐである。印度を旅行する時には是非此の印度人のボーイを連れなければならぬ。

序でに道路のことを述べて置きたい。イギリスが手を着けて居る地方は印度にしてもパレスタインにしても大體に於て道路は非常に良く出来て居る。之に反して、印度支那とかシリアの如きフランスの治下にある地方の道路はイギリスの道路に較べて非常に見劣りがする。單に此の一事に依つても殖民政策の上に於てイギリスとフランスとが如何に異つて居るかと云ふことが明瞭に判る。

アフガニスタンには鐵道は一本もない。イラン國に行くと、裏海に沿ふて約百哩及びペルシャ灣の一番奥にある港から北方に向つて約二百哩あるが、普通の旅行者には殆んど利用が出来ない。イラン政府は此の兩鐵道を繋ぐ所謂イラン縱貫鐵道の建設を企てて居るが、何分にも資本の不足と工事の困難とに妨げられて、何時になつたら此の縱貫鐵道が完成するか判らない状態である。イラツクではバグダッドを中心として南北に相當長い鐵道を持つて居る。トルコも最近に於て鐵道建設に相當力を盡して居るやうであつて、二三年前の地圖に見えない鐵道が敷かれて居る。トルコの鐵道と連絡してシリア・パレスタインには一本の眞直な鐵道が通つて居る。

斯う云ふ状態であるから、アフガニスタンやイランを旅行するにはどうしても自動車に依るのはかない。飛行機は、嘗つてはテヘランへの定期のものがあつたやうであるが、引合はない爲か現在に於ては通つてゐない。

#### 印度支那

印度支那に行つて見ると、鐵道沿線の住民の生活状態は如何にも悲惨を極めて居るやうに見受けた。高關稅の爲であらうが日本からの安い綿布が入つてゐない。その結果住民は殆んど全部ボロを下げつて居ると言つても宜い状態である。

ハノイとかサイゴンとか云ふ大きな都市に於ては、フランス始め富裕な人達が、フランスから輸入したと思はれる相當綺麗な衣服も着て居るやうであるが、一般から觀れば非常に哀れな状態に居る。印度支那に於ける住民は大體に於て農業殊に米作に従事して居るやうであつて、商業の實權は殆んど支那人の手に在るものと見受けられる。

#### シヤム

北方の森林地帯にはチーク材が非常に繁茂して居り、平原地帯では米作が非常に盛んである。シヤムの住民の生活状態は、政治が相當改善された結果でもあらうが、印度支那に於ける住民のそれに較べて、遙に良いやうに見受けられるシヤムに於ても商業の實權は印度支那に於けると同じく支那人の手中にあるやうに觀られる。米作に従事して居るシヤムの一般の農民は支那人から金を借りて居つて支那人に旨い汁を吸はれて居るさうである。大きな米間屋とか精米所は殆んど支那人が經營して居る。現在のシヤム政府は此の支那人の勢力を出來得る限り排除して經濟的の獨立を企圖して居るやうである。例へば外國人の入國に或種の制限を加へ又學校に於ては一週間に二十時間以上必らずシヤム語で教育をせよと命令して居るが、支那人の小學校の如きは若し二十時間以上シヤム語で教育するとすれば、支那語で教授する時間が殆んどない。シヤム政府の支那人排斥手段に對して支那人は報復手段を寄つて居るさうではあるが、さて之と言つて旨い方法がない。シヤムから支那に相當多量の米が輸出されて居るので此の米に對してボーイコットして報復しようと思へ出した者もあるさうであるが、前に述べた如くシヤムで出來る米を實際に取扱つて居る者は殆んど支那人であるので、若し米のボーイコットを斷行すれば之に依つて勿論シヤムの農民も苦しむではあらうが、それ以上に、米を取扱つて居る支那人自身が非常な打撃を蒙ると云ふので、この相談は旨く實現されなかつたとのことである。

日本とシヤムとの貿易關係は、今より三四年前、即ち日本が米の輸入を禁止する迄は日本とシヤムとの貿易關係は大

體に於て均衡を得て居つたのであるが、我國の米の輸入禁止以來また日本商品が爲替安に乗じて南洋方面に進出以來現在に於ては非常な片貿易となつて居る。昨年統計であるが、シヤムに輸入せられる日本商品は二千七八百萬圓に上つて居るに拘らず、シヤムから日本に輸入する額は僅かに一二百萬圓に過ぎない。シヤムの當局はもう少し日本側で何かの手段を講じて此の片貿易を調整して貰ひたいと希つて居るやうである。私が行つた時にも總理大臣初め行き會ふ人毎に、もう少し日本はシヤムから米を買つて呉れなければ困ると云ふことを訴へて居つた、所で一體シヤムから日本に輸入する米と云ふのは日本人の食糧に供するものであるかと云へば決してさうではない。嘗つて最も多量に輸入した時には八十萬石乃至百萬石の米がシヤムから日本に輸入されたのであるが、その米は全部碎米であつて、日本人が食糧にするには不適當なものである。シヤムから輸入する碎米の用途は、多くは琉球の泡盛の原料とか、名古屋附近に於ける飴の原料として用ひられ、しかも飴を作つた糟は鶏の飼料になるのであるから、シヤムから數十萬石の碎米を輸入したところで、日本の食糧問題には何らの影響もないし米價にも大した關係はない筈である、ただ米を輸入すると云ふ聲に脅されて日本の農民が反對を唱へて居るやうである。併し幸ひ最近特殊の方法に依つてシヤムの碎米を多量ではないが日本に輸入する途が開けたさうであるから、之に依つてシヤム側を満足させることが出来れば非常に結構である。なほ此のほかにも兩國の貿易關係を發展させる爲には何らかの方法を講じなければならぬのであるが、幸ひ、この席に居られる三原博士は、シヤムの地質を研究された結果、或る地方では相當良質の棉花が出来ると云ふことが判つて、シヤム側に其の話をしたところ先方も乗氣になつて、然らば棉花の栽培を盛んにして、出來た棉花は日本で買つて貰ふことにしたならば兩國の經濟關係が旨く調節されるだらうと云ふので、三原博士は顧問としての契約を締結されて、近くシヤムに行かれるさうである。なほ其他鐵山等に對して日本の資本及び技術を持つて行つてシヤムを助けてやることも出來

るだらうと思ふ。折角シヤムの現政府が日本に對して非常な好意を持ち、また日本と提携してシヤムの發展を圖らうとして居る場合に於て、この好意に酬ゆる爲に日本側としても有らゆる手段を講ずる必要があると云ふことを痛切に感じた。御承知の如くシヤムの新政府は成るべく日本の後援に依つて完全なる獨立を遂げることに努力して居るのであるから、苟も東亞の盟主を以て任じて居る日本としては、このシヤム側から延べた手に對して何物かを與へてやらなければシヤム國をして非常な失望に陥らせる危険がある。諸君に於かれても此の點に充分留意せられて、將來とも日暹關係の改善に御努力あらむことを希望する。

次に馬來半島及び海峽殖民地であるが、パンコツクから汽車でシンガポールに下る鐵道沿線はゴム園の經營が盛んである。このゴム園も數年前のゴムの値段の下落に依つて一時は非常に荒れて居る所もあつたが、最近またゴムの値段が出た結果、その荒れたゴム園に手を入れ始めたのも相當見掛けた。馬來半島を南に下りて行く途中に於ても支那人が非常に多く、また支那人の經營に屬するゴム園も相當に多い。シンガポールあたりも商業の實權は支那人が握つて居る。

然るにシヤムの西北即ちビルマ地方に行くと支那人の活動が相當減つて居り、更に印度に行くと殆んど支那人の影を見ない。之は勿論地理的關係もあるかも知れないが、支那人と印度人とは其の競争力に於て優劣がない爲ではないかと思ふ。支那人も印度人も其の生活程度は非常に低く、ただ筋肉労働に於ては或は支那人の方が印度人に優つて居るかも知れないが、商才に掛けては印度人の方が、悪い意味に於て支那人よりも上手ではないかと思はれる。先年シンガポール附近に於て支那人が日貨排斥をやつた場合に直ちに其の後釜に坐つた者は印度人である。なほ現にシンガポールあたりで支那人と印度人と兩方を相手にして商賣して居る日本人の話に依れば、支那人の方が寧ろ商賣がやり宜い、印度

人は實に悪賢くて、商取引の上に些細な事にもクレームを出して商賣かしくいと申し居つた。従つて印度人でも支那人でも何方でも宜いと云ふ場合には、成るべく支那人と取引をして、印度人を避ける方が宜いのではないかと思ふ。殊にシヤム及び馬來半島に於ては華僑の商業上の勢力を利用して、殊に彼等は曩の日貨排斥の失敗を悟つて居るのであるから、之と昔の通りに仲善く取引をするやうに努めたならば、この地方に於ける支那人の感情は餘程和ぎ、延いては之が支那本部にも及んで我が對支貿易に好影響を及ぼすのではないかと考へる。

#### ビ ル マ

ビルマと日本との貿易は印度の中に含まれて居るから、別に目立つてはゐないが、印度新憲法が實施されるとビルマは印度から政治的に分離することになつて居り、分離後三年間は經濟問題に關する限り従来の通りとを云ふことになつて居るから、一九三九年末までは現在の通り進むのであるがその後ビルマが經濟的に獨立した曉に於ては、現在の片貿易調整に付て非常に厄介な問題が起るであらうから、この點に付ては今から充分に考へて置く必要がある。ビルマも輸出の大宗は米であつて、米を日本で買はない限り現在の片貿易が續くと見なければならぬ。ただビルマは米を印度に澤山輸出し、日本は印度から餘計に輸入して居るから、日本からビルマに商品に餘計に入れても、この三つの國を一緒に考へれば、そこに三角貿易として均衡が執れるのではないかと考へるが、實際は、さう口の上で言ふやうに果して旨く行くかどうか疑はしい。

#### 印 度

印度と日本との貿易は先年日印協定が締結されて不十分ながら調整されて居る、併し同協定實施後一年半の實績に就て見るに色々な缺點がある。尤も印度側に於てはあの協定に満足して居るやうであるが、向ふが満足して居るだけに我

方に取つては不満足な譯である。最も不満足とされて居る點は、綿布の種類別に依る割當の率が目く行つてゐないと云ふことである。現に未晒木綿の如きは割當が非常に多くて、割當られた額だけ入つてゐない。之に反して晒木綿とか擦染木綿はイギリスとの競争の上に於て非常に制限されて居つて、この點を何とか改訂しなければいけないと云ふのが一般の聲である。之が爲には今より官民合同の研究委員會を拵へて充分準備を整へて置く必要があると思はれる。なほ印度に輸出する日本の雜貨類に付ても關稅が高過ぎると云ふ苦情が出先の我が商人にあるから、この問題に付ても明後年の改訂までに充分に研究して置かなければならぬ。

セイロンは印度の中に含まれて居ると多數の日本人は思つて居るやうであるが、印度とは全然別物であつて、イギリスの植民地である。セイロンと日本との貿易に關しては綿布の割當制が行はれて居つて、幾分打撃を蒙つて居るやうではあるが、其他の商品に付ては、セイロン人が大體に於て日本に好意を表して居る結果酷い取扱ひを受けてはゐない。従つて之と言つて我が方から不平を述べる點もないやうに思ふ。

#### ア フ ガ ニ ス タ ン

アフガニスタンは氣候風土が印度と大に變つて居る。印度にはモンズーンがある爲に米作も旨く行けば樹木も繁茂すると云ふ状態であるが、ひと度印度を離れてそれより奥に行けば、山にも平地にも樹木は殆んどなく、大部分は沙漠及び荒蕪地である。印度からカブールへ行く途中の如きは殆んど河原と言つても宜いほどであつて、草も疎々生えてゐない。私は自身で行つたのでないから其他の地方の状態はよく知らないが、大部分は沙漠のやうな所であつて、僅かに川の流れて居る附近が耕作に堪へる状態であることだから、この國が經濟的に發展することは中々困難であると思ふ。日本との貿易は印度人の手を経て大體行はれて居つて、はつきりした統計は判らないが千萬圓見當入つて居るだらう

と云ふことである。先方からは殆んど何も買つてゐない。買つてやりたくも、阿片とか絨緞とか或はカラクリと云つて外套の襟にしたり帽子を製えたりする毛皮或は乾した果物といふやうな物ばかりで、日本に買つて来るやうな物が全然ない。北田公使は綿の栽培を奨励して之を日本に持つて来たらと云ふのでボンベイ遷りに出て来て日本の棉花商に頻りに交渉して居るやうであるが、之も旨く行くかどうか疑問である。さすれば先方は日本の物ばかり買つて居る譯に行かないと云ふ時期が何時かは来るのではなからうか。さうなつては大變であるが、然らば何か良い工夫があるかと云へば北田公使の言ふやうに幾分の犠牲を拂つて棉花を栽培するか、若しくは日本の資本と技術を持つて行つて鑛山の開掘或は石油の掘鑿でもしなければ、日本との貿易は到底發展の見込みがない。印度との貿易が一番盛であることは勿論であるが、北の方はソヴエツトロシアに境して居るから貿易が相當あるやうである。ドイツは六百萬マルクのクレディットを與へて自國の機械類を賣込ようとして居る。さう云ふ所に日本が入り込んで本當に我が貿易を進展させやうとするには、幾分か犠牲を忍ばざる限り將來がないものと觀なければならぬ。

## イ ラ ン

イランは日本の二倍以上の面積を有して居るが、人口僅かに一千萬、國土の大部分は沙漠と沙漠のやうな荒地と山岳とで占められて農耕に適しない。ただ僅かに裏海に面した一帯が、棉が出来、米が出来ると云ふことであるが、其他は唯大きな都市の近邊に僅かに煙草・棉・粟・麥等を作つて居るだけで、イランも亦經濟的に將來性のある國とは思はれない。尤も牧畜は盛んであつて絨氈は此の國の特産物として有名である。この國は地理的の關係で北の方ソヴエツトとの貿易が最も盛んである。日本に持つて来る物は、阿片絨氈等であるが之とても澤山買ふ譯には行かない。其他米は勿論駄目であり、綿にしても北の方で多く生産されて、之を南方のペルシャ灣に出すには交通の便宜が殆んどない。ト

ラツクや駱駝で運んだのでは逆も算盤が採れない。前に述べた縱貫鐵道が若し完成されれば或は北方の産物を多少は日本に持つて来る事が出来るかも知れないが、なにして購買力が少ない上に、數年前に特許制度を設けに結果、一對一の貿易になつてしまつて、イランへの日本商品は一時よりは非常に減つて居る。

## イ ラ ツ ク

イラツクはユーフラット・チグリスの二大河が貫流して居るから如何にも肥えてゐさうであるが、實際に行つて見ると、アラビア沙漠の一部である如き觀を呈して居る。イラツクで出来るものと云へば、僅かの羊毛、小麦、鹽、椰子ぐらゐるもので、日本に買つて来る物は何も無い。現在日本は千五六百萬圓の商品をイラツクに輸入して居ると云ふことであるが、この状態は永く續くものではなからうと思ふ。本年の夏の初めに、トルコに居る我が商務官がバグダッドに行つて通商取次めに掛つたのであるが、割合の問題で折合はなかつた。イラツクでは、日本から輸入した商品の初年度は一割五分、二年目には二割、三年目には三割、進んで六割まで先方の産物を買つて呉れば宜いと云つて居るのであつて、一對一は主張してゐない。併し右に述べる如き産物ばかりなので、日本から輸出する商品の四割五割を引いて來ることは到底出来ないで、交渉が纏まらなかつた。

## ト ル コ

トルコは日本の面積よりは少し大きい、之また案に相違して、山岳地帯及び高原の荒地が多くて、富んだ國とは思はれない。ソヴエツトとの貿易關係が盛んであるばかりでなく、政治的にもソヴエツトに接近して居るやうであつて、殊にトルコはパーター・システムを採つて居るから、日本とトルコとの貿易關係を此上發展させることは非常に困難であると思ふ。トルコは最近ソヴエツトの資本と技術を借りて大きな紡績工場を二つ拵へ上げた。之が全部動けばトルコ

内に於ける綿布綿糸消費量の約半分を生産することが出来ると謂はれて居る。之には懸値があるとのことだが、假に國內消費の約三割が生産されるものとしても、日本からの今迄の綿布綿糸の輸入が多少減るのではないかと懸念される。

#### シリア及パレスティン

シリア・パレスティンは海岸の方が僅かに耕作に適して居るだけであつて、シリアの奥地の如きは全部沙漠であるから何ら利用の途がない。兩者合せて人口四百萬、之に對してエジプトのアレキサンドリアを仲糧として入つて行く日本の商品の高が約二千萬圓と謂はれて居る。

最近此の地方を廻つて歩いた三井物産の人の話に依ると、あの邊の商人が日本の排斥を企てて居る形跡がある。それは何故かと云へば、一人の商人が日本の安い品物を仕入れて市場を開拓し始めると、それを聞き傳へた他の商人が、それよりも安い物を持つて来る。さうすると前に賣込んだ者は損をするから已むを得ず後から來た安い物を買込んで前の損失を補はうとして居ると、更に第三の安い品物が持込まれるので、三度ぐらゐ斯ることをやられると、最初の者は大損害どころではなく破産する者が相當出る。之はシリア・パレスティンの地方とは限らないが、さう云ふ傾向にある結果、あの地方の商人が、自分達は儲ける爲に商賣をして居るのに、如何に安いとは云へ日本の品物を取扱つて損をするのでは逆もやり切れない、たとへ利潤は少なくとも相場の安定した歐米の品物を扱ふ方が安全であるから、我々は寧ろ此際日本品の輸入を阻止すべきであると思ふので、運動を始め居つたさうである。

アフガニスタン・イラン・イラツク・トルコ・シリア・パレスティンを合計した面積は日本の約五倍に當るが、人口は僅かに四千二、三百萬人、之に現在入つて居る日本の商品が五千萬圓見當と思はれる、之が最早マキシマムではなからうが、之等の地方は前述の如く經濟的に觀て將來大に發展する見込がないから購買力が出ないことは明かである。購買力

のない所に幾ら良質廉價な日本品を持つて行つても賣れるものではない。従つて何らかの對策を講ぜざる限り現在の地位を漸く保つか或は現在以下に落ちるのではないかと懸念される。然りとせば、アジア貿易に關する限り、將來は何と云つても、三億五千萬の人口を有する印度、四億の人口を包容する支那に、目を向け直さなければならぬのではないと思ふ。殊に幸ひ日支經濟提携の氣運が萌して居るやうであるから、將來は此の方面に努力する必要がある。

日本でもよく謂はれて居る回教運動に付て一言して置きたい。單に回教徒として之を研究し或は回教文化といふ意味に於て研究することは必要ではあるが、世界にある三億餘の回教徒を打つて一丸とし彼等を團結せしめ白人の勢力に對抗する意味の運動は實現性に乏しいと觀て來た。アフガニスタンは回教の中のスンニ派に屬して居つて、嚴格なる意味に於てコーランの訓と戒とを固く守つて居る。コーランの中には、單に宗教のことばかりでなく、刑法もあれば民法もあるが、この古いコーランにのみ據つて居つて、新しい社會組織に應ずる法典、新しい國際關係に應ずる特殊制度等に關して注意を拂はない傾向がアフガニスタンあたりに見える。即ちアフガニスタンは回教の形式に拘泥して其の精神を忘れて居るのではないかと思はれる。イランは現王朝になつてから僧侶の政治的勢力を抑壓することに力を用ひて居ることだから、宗教としての回教の力は段々滅殺されるのではないかと思ふ。トルコは大戦後政治と宗教を分離し、現政府は回教を抑壓して居るやうである。この抑壓の結果、或る人の言に依れば、内に潜んだ宗教の力は益々強くなつて行くと思はれるが、それは瘠我慢に過ぎない。更にイラツク・シリア・パレスティン等に於けるアラビヤ人が回教徒であることは勿論であるが、實生活に及ぼす宗教の力は甚だ少ないやうに見える。回教徒を結合させた例があるかと云へば、却つて反對に、歐州大戰の時にアラビヤ人の一派は英國の手先となつてトルコの後を衝いた。宗教の力に





